

総量削減義務と排出量取引制度における 排出量取引運用ガイドライン

2021（令和3）年4月

東京都環境局

2021（令和3年）4月1日現在

新型コロナウイルス感染症のまん延防止の措置に伴い、義務履行期限等が延期されています。

当該ガイドラインにおいて読み替えていただきたい主な点をまとめました。

○2020（令和2）年度の措置

・地球温暖化対策計画書の提出期限 2021（令和3）年1月末日（同年2月1日）

※2021（令和3）年1月7日からの2度目の緊急事態宣言を受け、上記提出期限を過ぎた場合でも、同年4月30日までに提出すれば罰則の適用はありません。

○2021（令和3）年度以降の措置

・第二計画期間の義務履行期限 2022（令和4）年1月末日

（2021（令和3）年8月5日以降に第二計画期間の義務履行状況の確定があった事業所においては、確定日から180日以内）

※第一計画期間に創出された超過削減量をはじめとするクレジット等についても、当該期限まで有効です（期限を過ぎると抹消されます。）。

・一般管理口座の更新期限 2022（令和4）年1月末日

・一般管理口座の更新の受付期間 2021（令和3）年4月1日から
2022（令和4）年1月末日まで

・削減口座簿上の取引記録の保存（第二計画期間の関係）
2032（令和14）年1月末日まで

詳細は、環境局ホームページで御案内していますので、御確認ください。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/index.html

目次

第1部 はじめに.....	1
1 本ガイドラインの目的	1
2 本ガイドラインの位置づけ	1
3 用語の定義	2
4 事業者の手續に関する章節番号の案内.....	2
(1) 指定地球温暖化対策事業所の手續	2
(2) 指定地球温暖化対策事業者以外の取引参加者の手續.....	5
第2部 総量削減義務と排出量取引制度における排出量取引の運用	6
第1章 制度概要	6
1 本章の位置づけ	6
2 条例・規則・指針・各種ガイドライン等の体系	6
(1) 条例・規則・指針における排出量取引関連規定	8
(2) 各種ガイドライン等における制定事項.....	8
(3) 排出量取引に関するその他資料等	11
3 制度の仕組み.....	12
(1) 削減義務の履行と制度の流れ	12
(2) 総量削減義務と排出量取引制度における義務履行の考え方	13
(3) 複数の特定地球温暖化対策事業者がいる事業所における取扱い.....	15
(4) 超過削減量やオフセットクレジット等を管理する削減量口座簿.....	16
(5) クレジットの義務履行以外での活用（クレジットの無効化）	16
4 超過削減量及びオフセットクレジット等	17
(1) 超過削減量	18
(2) 都内中小クレジット	21
(3) 再エネクレジット.....	23
(4) 都外クレジット	25
(5) 埼玉連携クレジット	26
(6) その他ガス削減量.....	27
第2章 削減量口座簿.....	28
1 本章の位置づけ	28
2 削減量口座簿の仕組み	28
(1) 削減量口座簿の役割	28
(2) 識別番号について	28
(3) 口座の役割	28
第3章 各種手續.....	44
1 本章の位置付け	44
2 指定管理口座の開設等	44
(1) 指定管理口座の開設（第二計画期間からは開設申請不要）	44
(2) 指定管理口座に係る各種変更	48
(3) 指定管理口座の廃止	51

(4)	口座管理者の登録.....	51
(5)	口座簿利用者番号及び暗証番号を忘れた場合等の手続.....	53
3	一般管理口座の開設等.....	56
(1)	一般管理口座の開設.....	56
(2)	口座に係る各種変更.....	61
(3)	一般管理口座の更新.....	63
(4)	一般管理口座の廃止.....	65
(5)	一般管理口座と指定管理口座との関連付け.....	67
(6)	口座簿利用者番号及び暗証番号を忘れた場合の手続.....	71
4	クレジット等の発行申請.....	74
(1)	クレジット等の発行に係る諸規定.....	74
(2)	クレジット等の発行申請手続.....	77
(3)	超過削減量の発行申請が可能な期間と発行可能量.....	80
5	クレジットの移転申請.....	82
(1)	クレジットの移転申請に係る諸規定.....	82
(2)	クレジットの移転申請手続の流れ.....	83
6	埼玉県的一般管理口座との振替.....	86
(1)	埼玉県的一般管理口座からのクレジットの取得（埼玉県→東京都）.....	86
(2)	埼玉県的一般管理口座へのクレジットの移転（東京都→埼玉県）.....	88
7	クレジット等の義務充当申請.....	92
(1)	クレジット等の義務充当申請の要件など.....	92
(2)	クレジット等の義務充当申請の手続の流れ.....	93
(3)	義務の履行に利用しなかったクレジット等の取扱いについて.....	95
(4)	結果的に算定排出削減量が削減義務量を超過したときの、既に義務充当のために義務充当口座に移転されたクレジット等の取扱いについて.....	95
(5)	削減義務が履行された場合の手続について.....	96
8	削減量口座簿記録事項証明書に係る交付申請.....	97
(1)	削減量口座簿記録事項証明書の交付申請に係る諸規定.....	97
(2)	削減量口座簿記録事項証明書の交付申請手続.....	98
9	クレジットの無効化申請.....	100
(1)	クレジットの無効化申請に係る諸規定.....	100
(2)	クレジットの無効化申請手続の流れ.....	101
(3)	クレジット記録移転通知書（無効化証書）の記載内容.....	103
10	クレジット等の抹消について.....	104
11	バンキングされたクレジット等の増量について.....	105
(1)	増量の方法.....	105
(2)	具体的な方法（倍率の算定方法）.....	105
(3)	手続.....	109
(4)	一斉増量の例外.....	109
(5)	増量に伴う識別番号の変更.....	109

第4章 円滑な制度運用に向けた東京都の取組	110
1 本章の位置づけ	110
2 東京都が公表する情報	110
(1) 排出量／遵守状況等	112
(2) クレジット等の発行	112
(3) クレジット等の取引	112
(4) クレジット等の量	112
(5) 口座開設者	112
(6) 見積受付登録事業者	113
(7) クレジットの無効化	113
3 排出量取引市況の監視	113
(1) 排出量取引市況の把握	113
(2) クレジット等の供給不足による異常な価格高騰が予見される際の都の措置	113
4 都によるオフセットクレジットの販売	114
(1) 販売するオフセットクレジットの種類	114
(2) 販売方法	114
(3) 販売スケジュール等	115
5 不正取引への対応方針	115
(1) 条例に定めのある行為	116
(2) 法令等における不正取引規制	116
第3部 その他	118
第1章 用語定義集	118
第2章 よくある質問と回答	124
第1号様式 振替可能削減量等の発行等に係る情報の公表について	131
第2号様式 振替可能削減量記録移転(クレジットの無効化)に係る情報の公表等について	132
第3号様式 クレジット記録移転通知書(無効化証書)	133
参考資料	
1 参考資料の位置づけ	(参) -1
2 クレジットの購入の流れ	(参) -1
3 クレジットの売却の流れ	(参) -5
4 契約書の雛形	(参) -8

第1部 はじめに

1 本ガイドラインの目的

2008（平成 20）年 6 月 25 日に、東京都議会において全会一致で都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号。以下「条例」という。）の改正が可決され、大規模事業所への温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（以下「本制度」という。）の導入が決定した。本制度の削減計画期間（以下「計画期間」という。）は、2010（平成 22）年 4 月から開始されている。

本制度では、総量削減義務を履行する手段の一つとして、排出量取引制度を設けている。2011（平成 23）年 4 月から、特定地球温暖化対策事業者は、超過削減量及びオフセットクレジット（都内中小クレジット、再エネクレジット、都外クレジット及び埼玉連携クレジットをいう。以下同じ。）を排出量取引により取得し、それらを削減義務への充実に利用することができる。また、特定地球温暖化対策事業者は、その他ガス（エネルギー起源 CO₂以外の温室効果ガス）の削減量を削減義務への充実に利用することができる。このほかに、排出量の削減を進めて超過削減量又はオフセットクレジットの発行を受けた場合には、排出量取引によりそれらを売却することができる。

2018（平成 30）年度には、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成 13 年東京都規則第 34 号。以下「規則」という。）において、削減量口座簿に振替可能削減量の無効化（本制度の義務充実に利用できない状態にすることをいう。規則では記録移転の語を用いている。以下同じ。）の記録ができることが定められた。このことにより、本制度において創出されたクレジットの環境価値を、義務履行以外に活用することも可能となった。

本ガイドラインは、特定地球温暖化対策事業所の削減義務履行及び取引参加者（特定地球温暖化対策事業者及びそれ以外で排出量取引へ参画を希望する事業者をいう。以下同じ。）による排出量取引が円滑に実施できるようにすることを目的とする。また、削減量の保有者による本制度外における削減量の活用が円滑に実施できるよう、2018（平成 30）年度から設けられた無効化の機能についての詳細も定める。

2 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、条例及び規則に基づきクレジット等（超過削減量、オフセットクレジット及びその他ガス削減量をいう。以下同じ。）を記録・管理するための削減量口座簿における管理口座の開設から義務履行までに事業者が行う手続、取引可能なクレジット（超過削減量及びオフセットクレジットをいう。条例及び規則では振替可能削減量の語を用いている。以下同じ。）の発行、振替等に関する手続とその関連情報等、本制度の義務履行以外でクレジットを活用するための手続、円滑な排出量取引及びクレジット等の活用のために東京都が実施する取組等について記載している。

なお、排出量取引は、取引の当事者間で行うことが基本であり、東京都が取引市場を公

設することは予定していない。排出量取引の取引価格についても、取引する当事者同士の交渉・合意により決定されるものであり、東京都が取引価格を定めることはない。しかし、現状では取引参加者が独自に市場価格等を調査し排出量取引の実施を決定するのは困難であると考えられることから、排出量取引セミナーや東京都環境局ホームページにおいて、取引価格の査定結果や統計情報を適宜公表している。

クレジット等の算定・検証等については、特定温室効果ガス排出量算定・検証ガイドライン、その他ガス排出量算定ガイドライン、その他ガス削減量算定・検証ガイドライン、各種オフセットクレジットの算定・検証ガイドラインを参照のこと。

3 用語の定義

本ガイドラインにおいて使用する用語は、条例及び規則において使用する用語に則るものとする。ただし、本ガイドラインでのみ使用する用語については、本ガイドライン内及び「第3部第1章 用語定義集」に定める意味を有するものとする。

4 事業者の手続に関する章節番号の案内

(1) 指定地球温暖化対策事業所の手続

取引を含め、指定地球温暖化対策事業者、すなわち総量削減義務を（将来）負う大規模事業所の所有者等が削減量口座簿において行う口座開設から義務履行までの手続の詳細について記載している章節番号は、次の図のとおりである。

【削減義務期間終了まで】

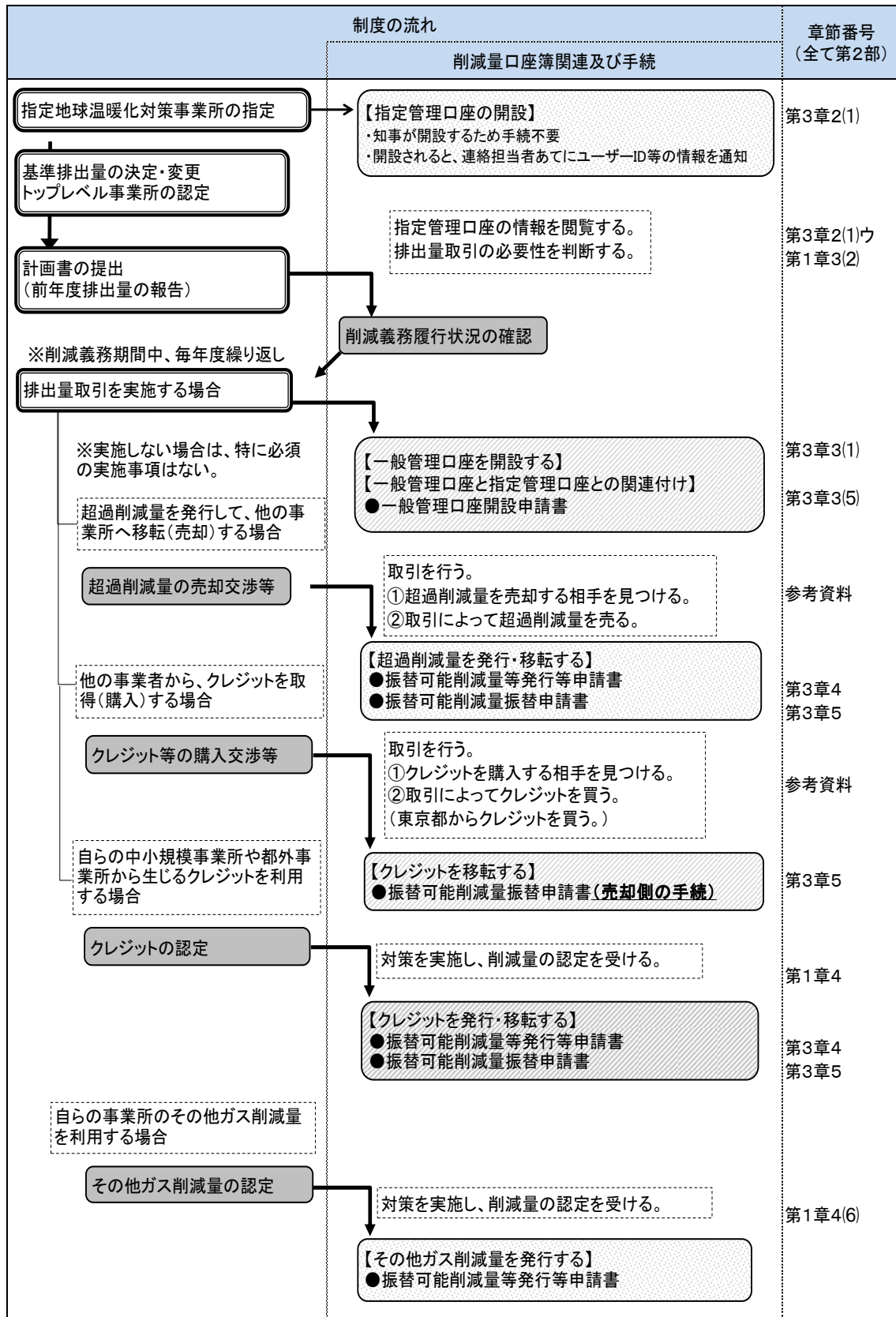


図 1 - 1 - 1 指定地球温暖化対策事業所の手続

【整理期間】

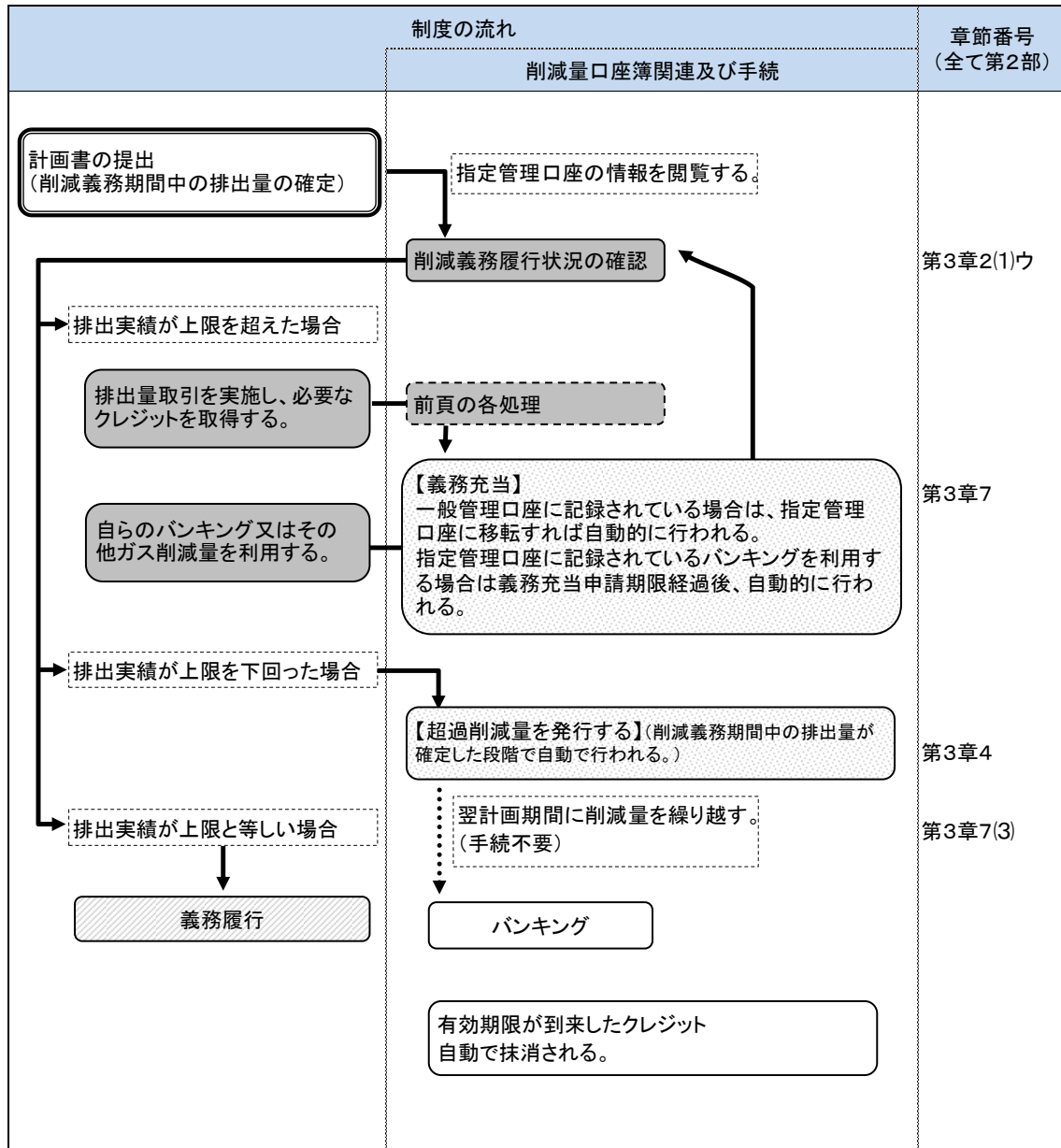


図1-1-1 指定地球温暖化対策事業所の手続(続き)

(2) 指定地球温暖化対策事業者以外の取引参加者の手続

指定地球温暖化対策事業者ではないが、排出量取引に参加する者が削減量口座簿において行う手続の詳細については、次の図のとおりである。

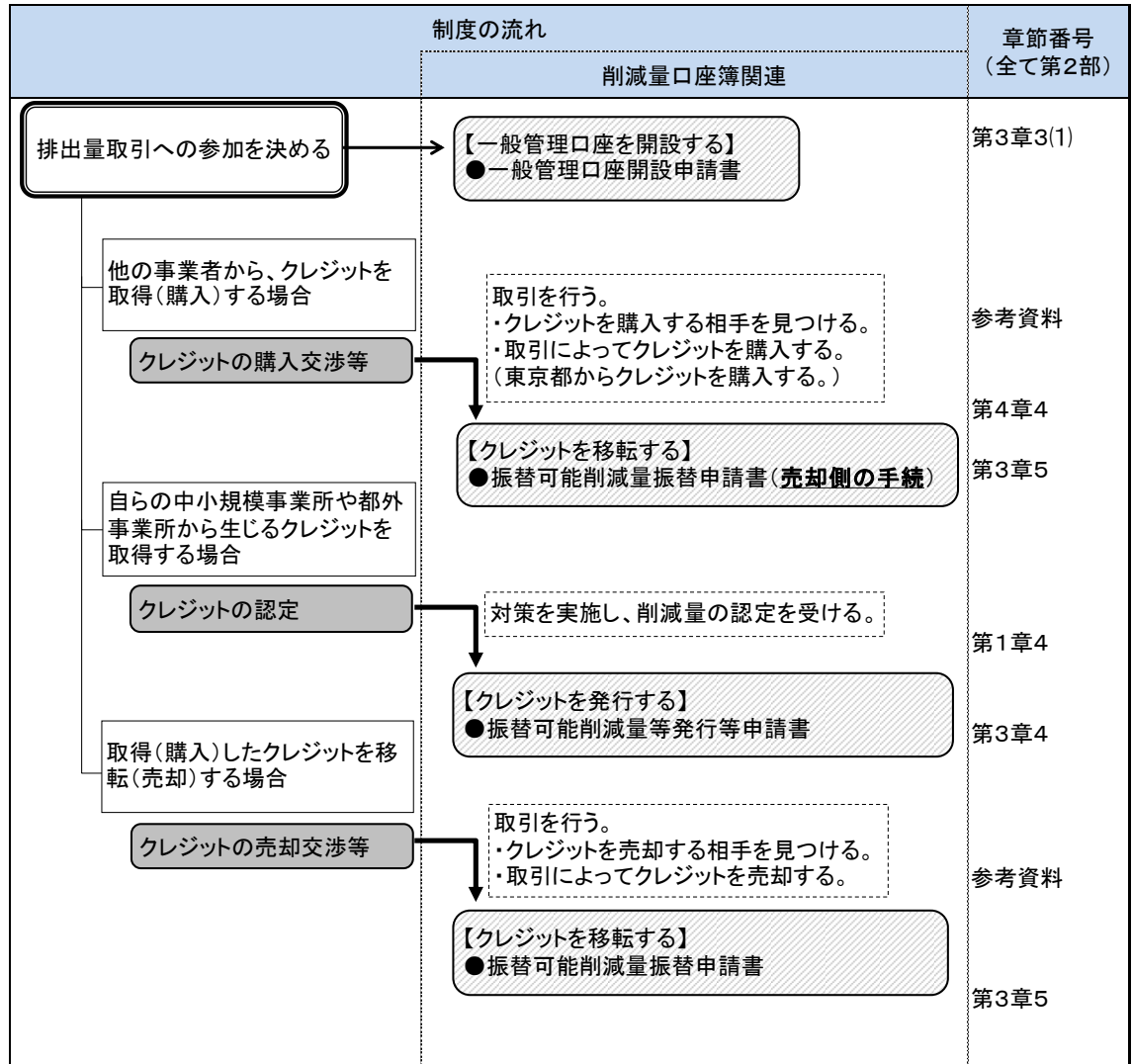


図 1 - 1 - 2 指定地球温暖化対策事業者以外の取引参加者の手続

第2部 総量削減義務と排出量取引制度における排出量取引の運用

第1章 制度概要

1 本章の位置づけ

本章では、本制度全体の体系と仕組みを紹介するとともに、その中で排出量取引がどのように位置づけられているかを記載している。

2 条例・規則・指針・各種ガイドライン等の体系

本制度を運用するための詳細なルールは条例及び規則に基づき各種ガイドラインとして規定されている。また事業者が取り組むべき地球温暖化対策の方針や対策内容は地球温暖化対策指針として規定されている。

本制度に関する条例・規則・指針・各種ガイドライン等の体系は、次の図のとおりである。

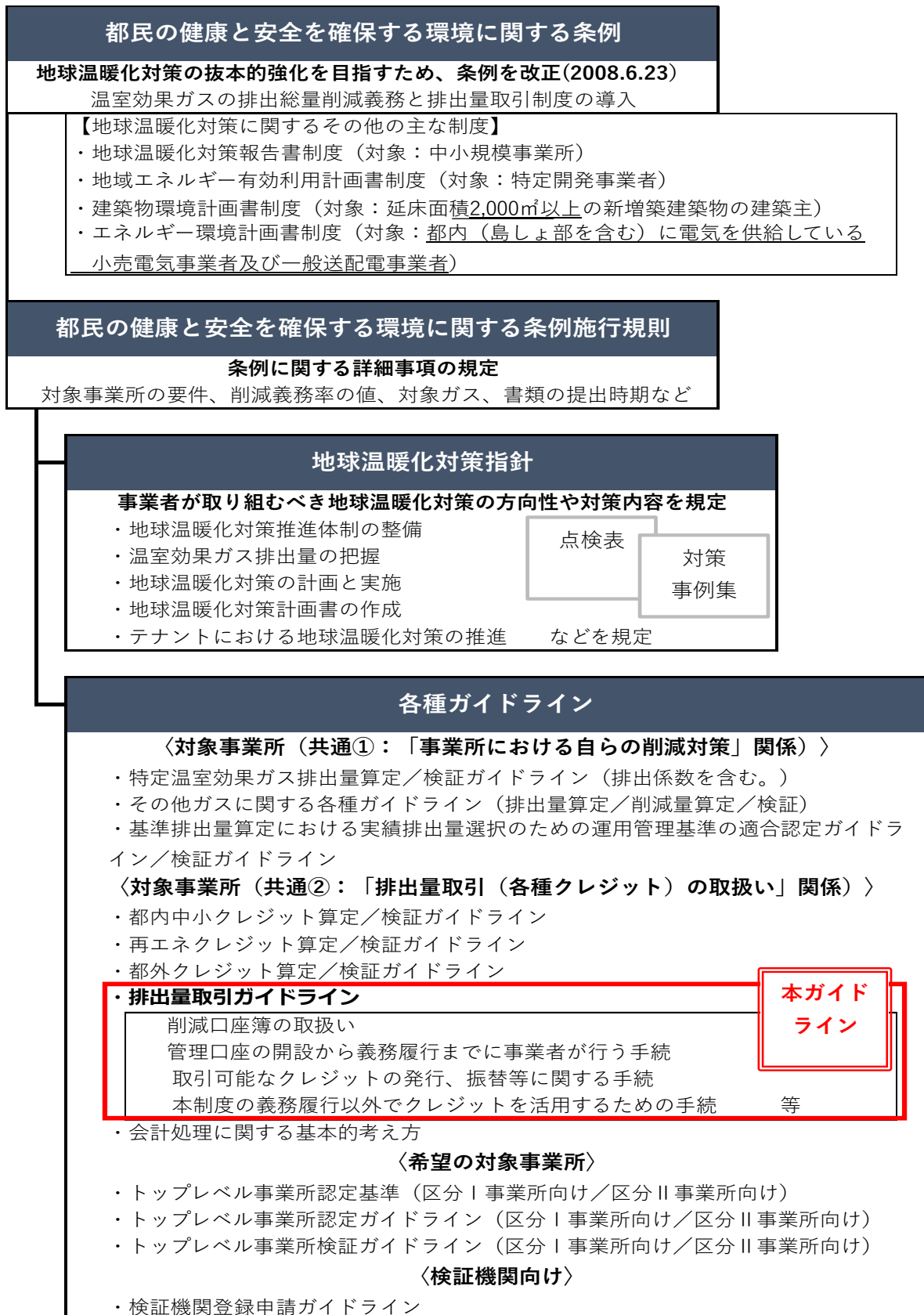


図 2-1-1 条例・規則・指針・各種ガイドライン等の体系

(1) 条例・規則・指針における排出量取引関連規定

ア 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例

排出量取引に関連する条項としては、特定地球温暖化対策事業者の削減義務及びその履行方法、削減量口座簿等について定めた、条例第5条の11、第5条の19から第5条の23の3までがある。

イ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則

規則では、条例に基づきより詳細な規定を定める。排出量取引に関連する条項としては、削減量口座簿等について詳細を定めた、規則第4条の21の2から第4条の21の21までがある。

ウ 地球温暖化対策指針

地球温暖化対策指針（以下「指針」という。）は条例第5条の4第1項に基づき、温室効果ガスの排出事業者が取り組むべき対策等の方法等について定めたものである。指針では、特定地球温暖化対策事業者が総量削減義務を履行するに当たり、自らの事業所の排出削減量の見込みを踏まえて取得又は移転するクレジットの予測及び管理、他の事業者との連絡、調整、契約等、取引実施のための予算管理等を行う組織体制を整備するものと定めている（指針第1編第2 1(2)等）。また、自らの事業所の削減対策を優先した上で、削減義務量の不足分について排出量取引を活用するように定める等（指針第1編第4 1(4)等）、排出量取引の役割を位置づけている。

条例、規則及び指針は東京都環境局のホームページにおいて公開している。

■東京都環境局ホームページ URL :

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/rules/index.html

(2) 各種ガイドライン等における制定事項

本ガイドラインは、排出量取引の取扱いに関連するガイドラインの一つとして削減量口座簿における口座の開設と、クレジット等の発行、振替、義務充当等の手続について定めるものである。また、クレジットの無効化を本制度の排出量取引の一種と位置づけ、無効化の手続についても本ガイドラインで定める。

関連するガイドラインとしては、他に特定温室効果ガス排出量、その他ガス削減量、都内中小クレジット、都外クレジット及び再エネクレジットの算定・検証ガイドラインがある。各々の算定・検証ガイドラインには、指定地球温暖化対策事業所の特定温室効果ガス排出量、その他ガス削減量及びオフセットクレジット等を一定の基準に基づき正確に算定する手順と、第三者による検証を受ける際の手順が記載されている。これらの詳細については各々対応するガイドラインを参照すること。

各ガイドラインは東京都環境局のホームページにおいて公開している。

■東京都環境局ホームページ URL :

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/rules/index.html

表 2-1-1 の 1～11 の各号において「本ガイドライン」とは、各号に該当する各々のガイドラインを指す。

表 2-1-1 排出量取引に関連するガイドライン

1	特定温室効果ガス 排出量算定ガイドライン	指定地球温暖化対策事業所の特定温室効果ガス（エネルギー起源の CO ₂ ）の排出量を一定の基準に基づき正確に算定・報告するための手順を記載している。基準排出量及び毎年度の排出量は本ガイドラインに基づき算定される。また、算定結果は超過削減量の算出に用いられる。
2	特定温室効果ガス 排出量検証ガイドライン	指定地球温暖化対策事業所の特定温室効果ガス排出量が条例、規則及び特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインに従って正しく算定されているかについて、検証機関が検証を行うための手順、確認方法及び判断基準を記載している。検証機関は、本ガイドラインに基づいて検証を実施することが要求されると同時に、本ガイドラインに従って検証を実施していれば故意又は重大な過失がない場合に限り、条例に準拠して検証を実施したものとみなす。
3	その他ガス 排出量算定ガイドライン	指定地球温暖化対策事業所のその他ガス（エネルギー起源 CO ₂ 以外の温室効果ガス）の排出量を一定の基準に基づき正確に算定・報告するための手順を記載している。その他ガス排出量の算定・報告では検証は不要であるが、その他ガス削減量を義務充当に使用する場合にはその他ガス削減量算定ガイドライン及びその他ガス削減量検証ガイドラインに基づく算定・検証が必要となる。
4	その他ガス 削減量算定ガイドライン	特定地球温暖化対策事業者が、削減義務量に充当するその他ガスの削減量を一定の基準に基づき正確に算定・報告するための手順を記載している。
5	その他ガス 削減量検証ガイドライン	特定地球温暖化対策事業者が算定・報告したその他ガス削減量とそのモニタリング計画が、その他ガス削減量算定ガイドラインに基づき正しく算定・報告されているかについて、検証機関が検証を行うための手順、確認方法及び判断基準を記載している。
6	都内中小クレジット 算定ガイドライン	都内中小クレジットを一定の基準に基づき正確に算定するための手順を記載している。

7	都内中小クレジット 検証ガイドライン	都内中小クレジットが、条例、規則及び都内中小クレジット算定ガイドラインに従って正しく算定されているかについて、検証機関が検証を行うための手順、確認方法及び判断基準を記載している。
8	再エネクレジット 算定ガイドライン	再エネクレジットを一定の基準に基づき正確に算定するための手順を記載している。
9	再エネクレジット 検証ガイドライン	再エネクレジットが、条例、規則及び再エネクレジット算定ガイドラインに従って正しく算定されているかについて、検証機関が検証を行うための手順、確認方法及び判断基準を記載している。
10	都外クレジット 算定ガイドライン	都外クレジットを一定の基準に基づき正確に算定するための手順を記載している。
11	都外クレジット 検証ガイドライン	都外クレジットが、条例、規則及び都外クレジット算定ガイドラインに従って正しく算定されているかについて、検証機関が検証を行うための手順、確認方法及び判断基準を記載している。

(3) 排出量取引に関するその他資料等

東京都の排出量取引に係るその他の資料等については、東京都環境局のホームページにて公開されている。

それぞれの資料のダウンロード先 URL は、次のとおりである。

■ 東京都の排出量取引制度の概要

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/overview/index.html

■ 排出量取引入門

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/trade/index.files/torihikinyumon.pdf

■ 排出量取引事例集

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/trade/index.files/torihikijireishu_202005_all.pdf

■ 排出量取引に係る各種提出書類及びその記入要領等

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/index.html

■ 東京都が公表する事業所ごとの排出量実績、口座開設者等の情報

<https://www9.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/koukai/koukai.html>

■ 総量削減義務と排出量取引システム 操作マニュアル

<https://www9.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/CapAndTrade/download/operationmanual.pdf>

3 制度の仕組み

(1) 削減義務の履行と制度の流れ

本制度では、原油換算で年間 1,500kℓ 以上のエネルギーを使用する大規模事業所（以下「指定地球温暖化対策事業所」という。）が対象となる。指定地球温暖化対策事業者（指定地球温暖化対策事業所の所有事業者等）は毎年度特定温室効果ガス排出量を算定し、検証を受けて東京都に報告する義務が課される。また、3 年度（年度の途中から事業所が使用開始された年度を除く。）連続してエネルギー使用量が原油換算で年間 1,500kℓ 以上となる指定地球温暖化対策事業所は、特定地球温暖化対策事業所の指定も受けることになる。特定地球温暖化対策事業者（特定地球温暖化対策事業所の所有事業者等）は、指定地球温暖化対策事業所の義務に加えて計画期間内に一定の削減義務率に基づく削減義務が課せられる。

義務履行までの流れは次のとおりである。特定地球温暖化対策事業者は、削減義務期間初年度の 9 月末日までに基準排出量決定申請を行い、基準排出量及び削減義務率の決定通知を受ける必要がある。また、毎年度 11 月末日までには、前年度の排出量を報告するとともに、地球温暖化対策計画書により削減対策を定め、削減に取り組まなければならない。義務履行の方法としては、自らの事業所での削減対策の実施に加えて、排出量取引等により超過削減量、オフセットクレジットを取得することができる。その上で、義務履行期限（削減義務期間の終了の年度の翌々年度の 9 月末日、第二計画期間では 2021（令和 3）年 9 月末日）までに義務を履行する必要がある。

削減義務不履行の場合は、削減不足分の 1.3 倍の量の削減を求める措置命令が出される。さらに、措置命令にも対応しない場合は、東京都が不足分を代わって調達することに要した費用の請求等の措置がとられる。

第 n 計画期間とその整理期間及び第 n + 1 計画期間の流れは、次のとおりである。

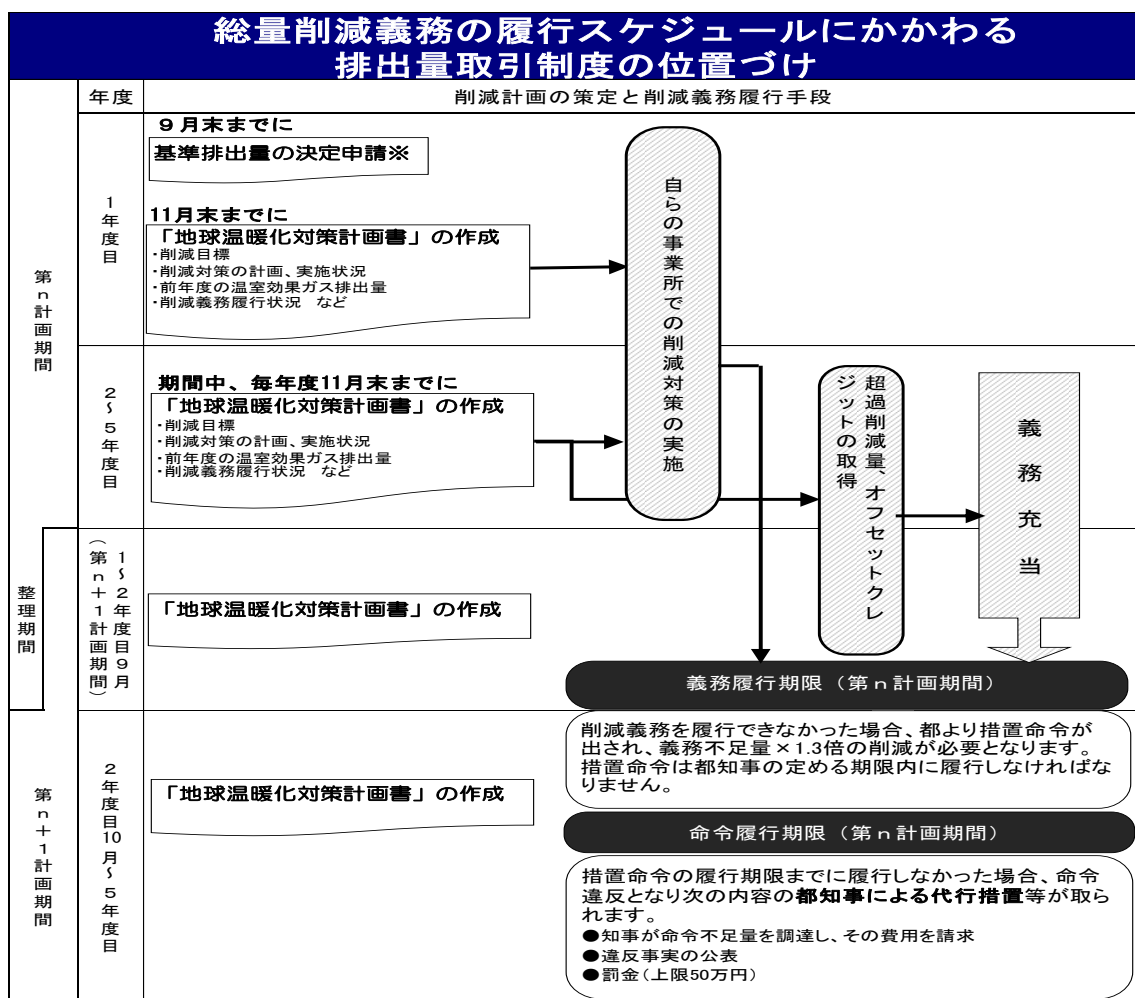


図2-1-2 総量削減義務の履行スケジュールに関わる排出量取引制度の位置づけ

※ 2010（平成22）年度以降に特定地球温暖化対策事業所の条件付指定通知を受けた事業者は、当該通知を受けた年度のエネルギー使用量が原油換算で1,500kℓ以上（3年度連続でエネルギー使用量が原油換算で1,500kℓ以上）となる場合に、当該通知を受けた年度の翌年度に基準排出量の決定申請を行う必要がある。削減義務期間は、基準排出量の決定申請を行った年度（3年度連続でエネルギー使用量が原油換算で1,500kℓ以上となった年度の翌年度）から開始される。超過削減量の発行は、その翌年度（削減義務期間開始から2年度目）から可能となる。

(2) 総量削減義務と排出量取引制度における義務履行の考え方

特定地球温暖化対策事業者は、削減義務を自らの事業所における削減対策で達成するか、取引により超過削減量又はオフセットクレジットを取得して達成するかを選択することができる。自らの事業所における削減対策を優先的に検討することが必要となるが、取引で削減義務量の不足分を調達することもできる。例えば、設備更新等による費用と排出量取引による超過削減量及びオフセットクレジット取得費用を比較して、より費用のかからない方法を選択することが可能である。また、今すぐ設備更新するこ

とにより大きな削減効果が見込めるものの、設備更新時期や経営状況等を鑑みて3年後まで実施せず、それまでの不足分は取引により調達する、といった各事業所の実情に応じた判断が可能である。

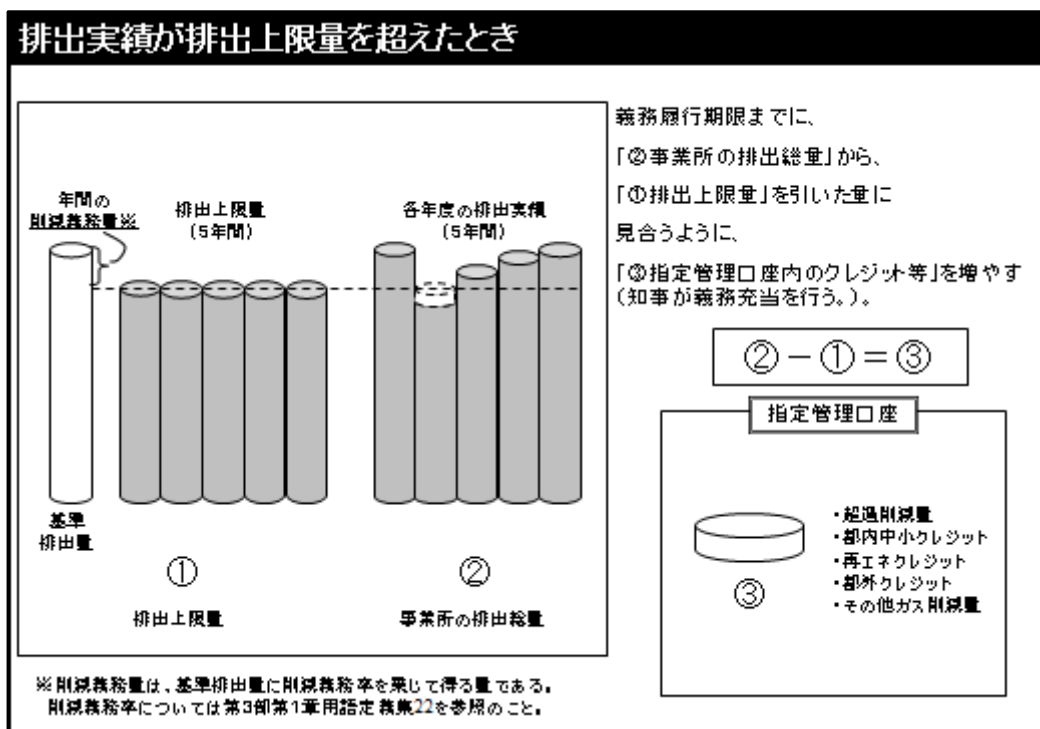


図 2 - 1 - 3 排出総量が排出上限量を超えたとき

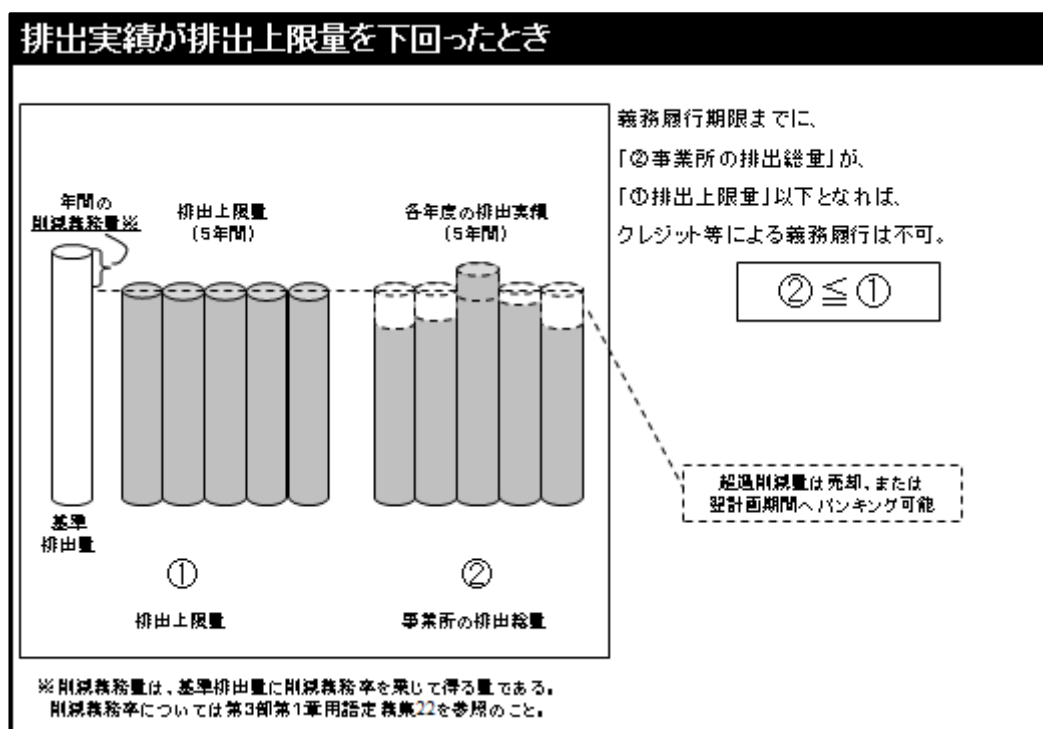


図 2 - 1 - 4 排出総量が排出上限量を下回ったとき

(3) 複数の特定地球温暖化対策事業者がいる事業所における取扱い

ア 削減義務

本制度では、一つの事業所について、特定地球温暖化対策事業者が複数いる場合がある。このとき、削減義務は、全ての特定地球温暖化対策事業者等に等しく事業所全体の排出量に関する削減の義務がかかっているものとする。例えば、基準排出量が 10,000 t-CO₂、削減義務率が 17%の事業所の場合、5年間で合計 8,500 t-CO₂の削減が必要となるが、この事業所の特定地球温暖化対策事業者が 2 人（A、B）いる場合、A と B がそれぞれ 4,250 t-CO₂ の削減義務を負っているわけではなく、A、B が共同で事業所全体の 8,500 t-CO₂ を削減減する義務を負っていることになる。

このことは、区分所有ビル等における所有者の持分の比率などにも左右されないし、仮に特定地球温暖化対策事業者ごとの排出量が明確に分けて算定できる場合においても変わらない。

特定地球温暖化対策事業者同士の合意に基づき、特定地球温暖化対策事業者間の負担について、当事者で取り決めを交わすことは自由である。しかし、その取り決めの内容にかかわらず、条例上は、全ての特定地球温暖化対策事業者等に等しく事業所全体の排出量に関する削減の義務がかかっていることになる。

イ 排出量取引

複数の特定地球温暖化対策事業者がいる事業所において、排出量取引によりクレジットを取得して削減義務を履行しようとするときは、どの特定地球温暖化対策事業者が排出量取引を行ってもよい。いずれかの（又は全ての）特定地球温暖化対策事業者は、排出量取引の結果クレジットを取得すれば、これを自らの削減義務がかかった事業所の義務に充てることができる。特定地球温暖化対策事業者一人（法人又は個人）当たりのクレジット等利用上限量のような制限は特になし。

(4) 超過削減量やオフセットクレジット等を管理する削減量口座簿

クレジット等の発行、移転、義務充当等は全て「総量削減義務と排出量取引システム」という名称の電子システム内の「削減量口座簿」で行われる。事業者がこれらを行うためには、削減量口座簿上に専用の口座の開設を受ける必要がある。

削減量口座簿は、特定地球温暖化対策事業者が自らの事業所の義務履行状況を管理するとともに、クレジット等を利用した削減義務の履行やクレジットの無効化をするに当たって必要となる。

取引参加者にとっては、超過削減量及びオフセットクレジットの取得・移転・無効化をするとともに、それらを記録するための帳簿としての役割を果たすことになる。

削減量口座簿は、東京都が電子システム上で運用・管理を行う。書面による申請等に基づき、東京都が電子システム上で発行、移転、義務充当等処理するとともに、その結果等を記録する。取引参加者は、東京都が提供する電子システムにログインすることにより、削減量口座簿に記録された情報を参照することができる。

削減量口座簿の詳細については、「第2章 削減量口座簿」を参照にすること。

(5) クレジットの義務履行以外での活用（クレジットの無効化）

2018（平成 30）年度より、本制度において創出されたクレジットの環境価値を、本制度の義務履行以外にも活用することが可能となった。

クレジットの環境価値の本制度外での活用は、その活用を希望する者が申請により自発的に自らの一般管理口座からクレジットを削除し、本制度のクレジットとして利用できなくなること（無効化＝本制度の義務充当に利用できない状態にすること。）と引き換えに、そのクレジットの発行の基礎となった温室効果ガス削減の環境価値が申請者（当該クレジット等の所有者）に帰属することを東京都が確認することで可能となる。また、自ら発行したクレジットでなくとも、一般管理口座に記録されているものであれば無効化が可能であるため、クレジットを購入し、又はその寄付を受けて、無効化の手続を行うことが可能である。無効化されたクレジットは、本制度の義務充当に利用できないものとして申請者の一般管理口座から知事の管理口座へ移転され、知事が管理する。

無効化の手続を行わなければ、仮にクレジットの環境価値の使用を宣言しても、本制度上は依然として口座名義人に帰属する取引可能なクレジットのままであるため、クレジットの重複利用の可能性など、環境価値の適正な管理ができない。

なお、環境価値の活用方法は、本制度外の事項であり、原則として申請者たる口座名義人の自由であるが、主にカーボン・オフセット等に活用することが考えられる。環境省において公表しているカーボン・オフセットガイドライン等を参考にされたい。

■カーボン・オフセットガイドライン等の資料（環境省）

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset.html

4 超過削減量及びオフセットクレジット等

本制度で利用することができる、超過削減量及びオフセットクレジットは「表 2-1-1-

2 利用可能な超過削減量及びオフセットクレジット」のとおりである。

表 2-1-2 利用可能な超過削減量及びオフセットクレジット

種類		概要	特徴等	有効 期間
① 超過削減量		特定地球温暖化対策事業所が削減義務量を超えて削減した量	○基準排出量の 2 分の 1 を超えない範囲の削減量から各年度の削減義務量を減じた量を超過削減量として発行できる。 ○削減義務期間の終了後、削減義務期間の排出量及び削減義務量が確定し、最終的な超過削減量の発行可能量が確定した段階で知事が発行する（計画期間の 1 ～ 4 年度までは、毎年度提出の地球温暖化対策計画書の審査終了後に発行申請を行うことも可能）。	翌計画期間まで
オフセットクレジット	ク ② 都内中小	都内中小規模事業所の省エネ対策による削減量	○地球温暖化対策報告書を提出している事業所が発行可能 ○認定基準に規定する削減対策の実施による削減量	
	③ 再エネクレジット	環境価値換算量 （東京都が認定する設備により創出される削減量）	○再エネクレジットのうち、次の電力量又は熱量について東京都の認証を受けたものは、その電力又は熱量に排出係数をかけて算出する削減量を再エネクレジットとして発行可能 ・太陽光、風力、地熱、水力（発電設備容量が 1,000 kW 以下で再エネクレジット算定ガイドラインに示す要件を満たすもの）、バイオマス（バイオマス比率 95%以上のもの）により発電した電力量 ・グリーン電力証書をその他削減量として申請、発行した際の、上記再生可能エネルギーにより発電した電力量 ・グリーン熱証書をその他削減量として申請、発行した際の太陽熱の熱量	
		その他削減量 （グリーンエネルギー証書等東京都以外が認定する削減量）		
	④ 都外クレジット	都外の大規模事業所の省エネ対策による削減量	○基準排出量が 15 万 t-CO ₂ 以下で、1 年間のエネルギー使用量が、原油換算で 1,500kℓ 以上の都外大規模事業所に限る。 ○削減義務量の 3 分の 1 を上限として、削減義務の履行に利用することができる。 ○削減量算定期間全体の排出実績について検証が完了した削減量算定期間の終了後、発行可能	

⑤ 埼玉 連携 クレジット	埼玉県目標設定型排出量取引制度で認定される超過削減量及び県内中小クレジット	○埼玉県の超過削減量については、基準排出量が 15 万 t-CO ₂ 以下であって、埼玉県の目標設定型排出量取引制度における目標の達成が確認された事業所で創出されたものに限り、削減義務の履行に利用することができる。	
------------------------	---------------------------------------	--	--

(1) 超過削減量

特定地球温暖化対策事業所において、基準排出量から特定温室効果ガス年度排出量を減じて得た量（基準排出量の 2 分の 1 を上限とする。）のうち、各年度の削減義務按分量（各年度の基準排出量に各年度の削減義務率を乗じた量）を超過した量を合計した量をクレジットとして発行するもの。

有効期間は当該計画期間及び翌計画期間である。特定温室効果ガス年度排出量の算定・検証については、特定温室効果ガス排出量算定及び検証の各々のガイドラインを参照のこと。

その他ガス削減量がある場合において、特定温室効果ガス削減量及びその他ガス削減量の合計が、特定地球温暖化対策事業所における削減義務按分量を上回ったときは、その他ガス削減量を義務充当することにより、特定温室効果ガス排出削減量のうち、超過削減量として発行できる量を増加させることができる場合がある。

東京都の超過削減量（総量削減義務の履行が確認された事業所で創出されたものに限る。）を埼玉県の一般管理口座に移転し、埼玉県の目標設定型排出量取引制度における削減目標の達成に利用することができる。超過削減量を埼玉県の一般管理口座に移転する際の手続については、第 3 章 6 「埼玉県の一般管理口座との振替」を参照のこと。

また、一般管理口座に記録されている超過削減量は、無効化の手続を経て本制度の義務履行以外の活用が可能である。超過削減量を無効化する手続については第 3 章 9 「クレジットの無効化申請」を参照すること。

● 超過削減量の有効期間

第 n 計画期間の削減量

第 n 計画期間及び第 n + 1 計画期間の削減義務の履行に利用可能

（有効期限は、第 n + 1 計画期間の整理期間終了時まで）

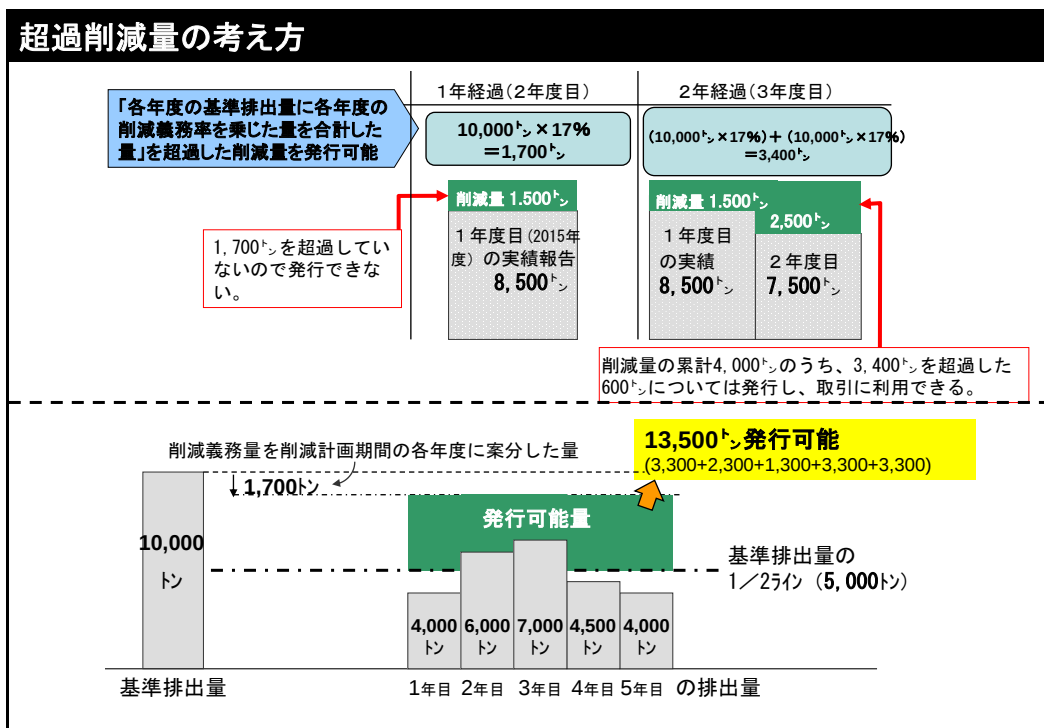


図 2 - 1 - 5 超過削減量の考え方

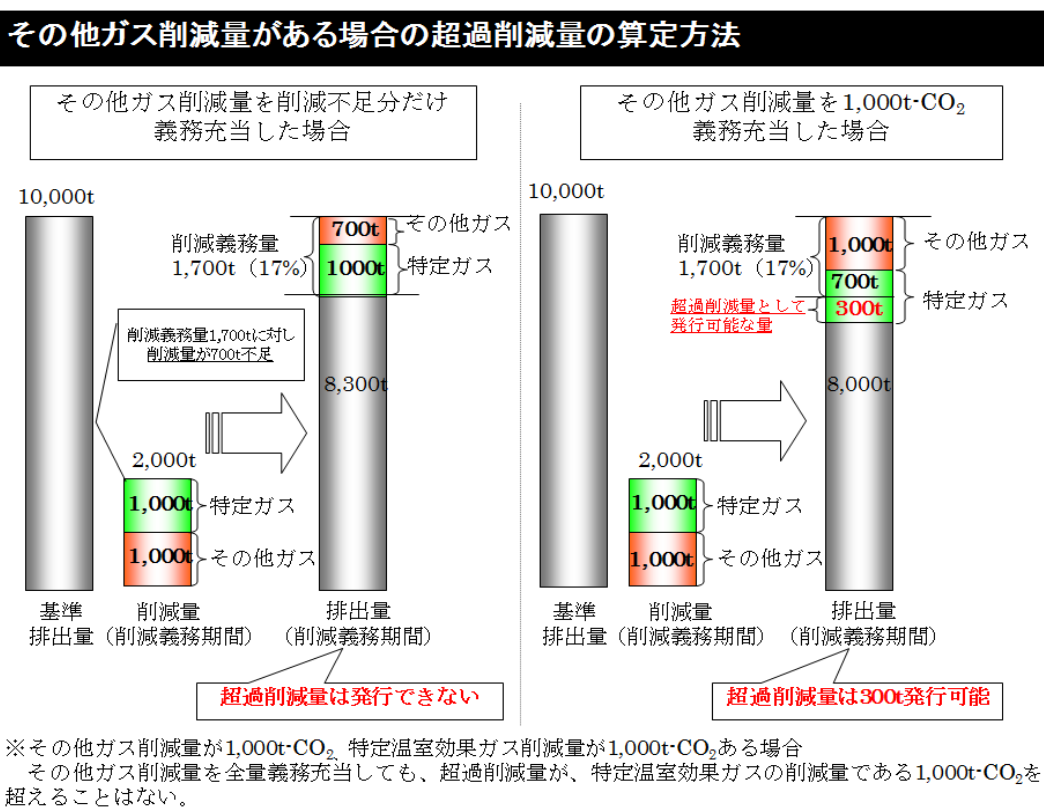


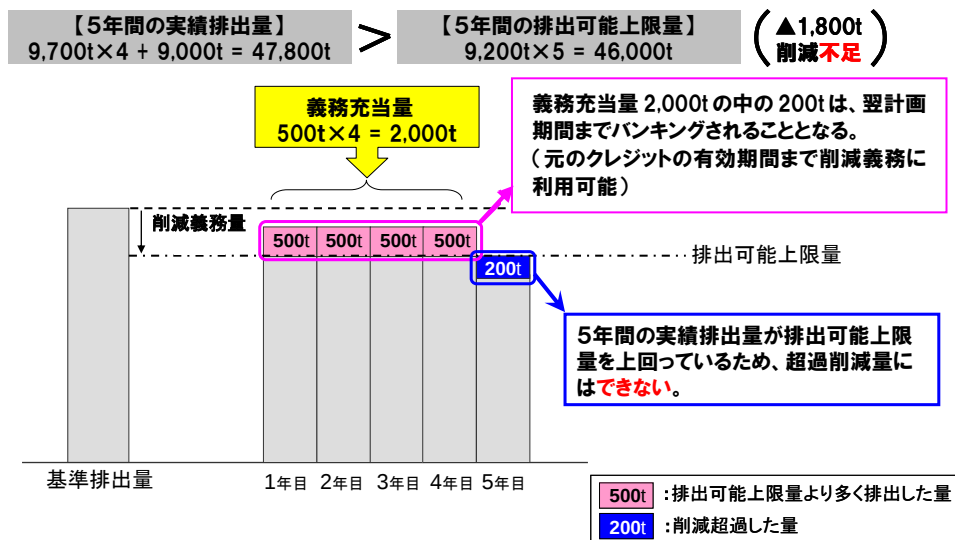
図 2 - 1 - 6 その他ガス削減量がある場合の超過削減量の算定方法

超過削減量は、特定温室効果ガスの排出量を、自らの削減対策等により削減義務量を超えて削減した量である。オフセットクレジットを義務充当した量は超過削減量の算定には加味されず、超過削減量はあくまで排出量の実績により計算されるため注意が必要である。具体的な超過削減量発行可能量の算定方法を「図 2-1-7 超過削減量発行可能量の算定方法」に記載する。

超過削減量の発行可能量は、義務充当量を含まない5年間の実績排出量の合計と5年間の排出上限量の合計の比較により決定される。

(例) 毎年度、自主的に削減不足相当量を義務充当していたが、最終年度の排出量は排出上限量よりも少なくなった場合

◆5年間の実績排出量が排出可能上限量を上回っている場合



◆5年間の実績排出量が排出可能上限量を下回っている場合

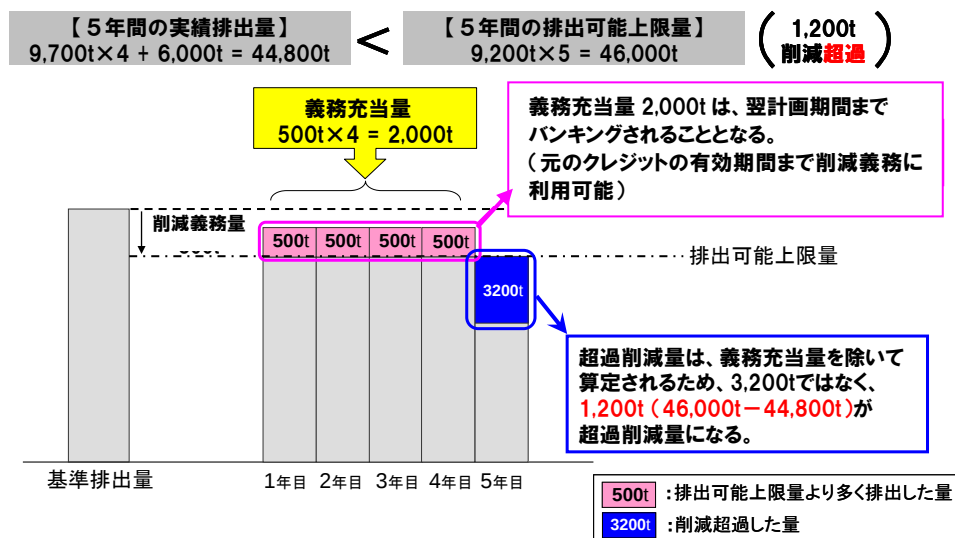


図 2-1-7 超過削減量発行可能量の算定方法

(2) 都内中小クレジット

地球温暖化対策報告書を提出している事業所（指定地球温暖化対策事業所・指定相当地球温暖化対策事業所以外で都内に設置された事業所のうち義務又は任意提出の対象となっている事業所）において、東京都があらかじめ提示する削減対策項目（高効率な設備機器への更新等）を実施し、建物単位又は営業所単位で基準排出量からの総量削減実績を達成した量をオフセットクレジットとして発行するもの。義務充當時の利用量制限はない。発行可能期間は対策実施年度又はその翌年度から5年間である。ただし、2005（平成17）年度以降に工事が完了したものに限る。また、2005（平成17）から2009（平成21）年度末までに工事が完了し対策を実施した場合には、都内中小クレジットとして発行できるのは2010（平成22）年度以降の削減量である。有効期間は当該計画期間及び翌計画期間である。都内中小クレジットの算定・検証については、都内中小クレジット算定・検証の各々のガイドラインを参照すること。

なお、東京都の都内中小クレジットを埼玉県的一般管理口座に移転し、埼玉県的目標設定型排出量取引制度における削減目標の達成に利用することができる。都内中小クレジットを埼玉県的一般管理口座に移転する際の手続については、第3章6「埼玉県の一般管理口座との振替」を参照すること。

また、一般管理口座に記録されている都内中小クレジットは、無効化の手続を経て本制度の義務履行以外の活用が可能である。都内中小クレジットを無効化する手続については第3章9「クレジットの無効化申請」を参照すること。

● 都内中小クレジットの申請者

中小規模事業所の設備更新権限を有する者又は当該権限を有する者から都内中小クレジットの発行を受けることについて同意を得た者

● 都内中小クレジットの有効期間

第n計画期間の削減量

第n計画期間及び第n+1計画期間の削減義務の履行に利用可能

（有効期限は、第n+1計画期間の整理期間終了時まで）

総量削減義務と排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン

＜参考＞削減対策の実施年度と発行可能期間の例

→ ※網掛け部分が、実際に都内中小クレジットの発行申請が可能なもの

工事完了年度	始期の選択						2010 年度からクレジット認定対象となる。										
		2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	
2005	実施年度から	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目											
	翌年度から		1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目										
2006	実施年度から		1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目										
	翌年度から			1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目									
2007	実施年度から			1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目									
	翌年度から				1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目								
2008	実施年度から				1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目								
	翌年度から					1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目							
2009	実施年度から					1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目							
	翌年度から						1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目						
2010	実施年度から						1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目						
	翌年度から							1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目					
2011	実施年度から							1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目					
	翌年度から								1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目				
2012	実施年度から								1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目				
	翌年度から									1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目			
2013	実施年度から									1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目			
	翌年度から										1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目		
2014	実施年度から										1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目		
	翌年度から											1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	

図 2-1-8 削減対策の実施年度と発行可能期間の例

(3) 再エネクレジット

東京都における 2020 年までの温室効果ガス削減目標の達成、また、その後の更なる大幅削減を可能にするためには、省エネ対策とともに、再生可能エネルギーの利用拡大を進めることが不可欠である。本制度においては、今後、特に重点的に供給拡大を図る必要のある再生可能エネルギーを、優先事項として位置づけている。このため、再生可能エネルギーの利用を「環境価値換算量」及び「その他削減量」に分類し、再エネクレジットの発行対象とする。また、2020 年以降の制度は、2030 年目標の達成とその先の脱炭素社会を見据えて、省エネの継続とともに、低炭素エネルギー（再エネ）の利用拡大を更に推進していくフェーズとしている。この考えを踏まえ、再エネクレジット（その他削減量）について、算定年度を一部見直し、第三計画期間以降にグリーンエネルギー証書・新エネルギー等電気相当量として発行※された量は、発行※された計画期間に関わらず、発電期間の末日が属する計画期間及び翌計画期間の削減義務に利用できるものとする。

（※ここでの「発行」の定義は、再エネクレジット算定ガイドラインを参照）

ア グリーンエネルギー証書、RPS 法新エネルギー等電気相当量

本制度では「グリーンエネルギー証書（グリーン電力証書及びグリーン熱証書）」、「RPS 法新エネルギー等電気相当量」等、東京都以外が認定する再生可能エネルギーを再エネクレジット（その他削減量）として取引できる。義務充當時の利用量の制限はない。

● 再エネクレジット（その他削減量）の申請者

次のとおり（下記用語の定義は、再エネクレジット算定ガイドラインを参照）

【その他削減量】

グリーンエネルギー証書：当該グリーンエネルギー証書の最終所有者（グリーンエネルギー認証機関に届け出た最終所有者）であり、かつ、特定地球温暖化対策事業者である者

RPS法新エネルギー等電気相当量：当該新エネルギー等電気相当量の保有者
※新エネルギー等電気相当量の減量届出書により保有者を確認する。

● 再エネクレジット（その他削減量）の有効期間

※再エネクレジットとして発行された時期ではなく、発電時期及びグリーンエネルギー証書・新エネルギー等電気相当量として発行された時期により有効期間が異なることに注意

【第三計画期間以降（2020（令和 2）年 4 月以降）にグリーンエネルギー証書・新エネルギー等電気相当量として発行された量の取扱い】

発電期間の末日が第 n 計画期間の発電量

第 n 計画期間及び第 n + 1 計画期間の削減義務の履行に利用可能

(有効期限は、第 n + 1 計画期間の整理期間終了時まで)

※第三計画期間以降にグリーンエネルギー証書・新エネルギー等電気相当量として発行された量は、発行された計画期間に関わらず、発電期間の末日が属する計画期間及び翌計画期間の削減義務に利用できる。

【第二計画期間以前（2020（令和 2）年 3 月末日まで）にグリーンエネルギー証書・新エネルギー等電気相当量として発行された量の取扱い】

第 x 計画期間に発電又はグリーンエネルギー証書・新エネルギー等電気相当量として発行された量

第 x 計画期間及び第 x + 1 計画期間の削減義務の履行に利用可能

(有効期限は、x + 1 計画期間の整理期間終了時まで)

※ 発電された計画期間に関わらず、グリーンエネルギー証書・新エネルギー等電気相当量として発行された計画期間の翌計画期間までの削減義務の履行に利用できる。ただし、2008（平成 20）年 3 月末日以前に発電された量は、第二計画期間以降の削減義務の履行には利用できない。

イ 環境価値換算量

本制度において環境価値換算量として再エネクレジット発行を承認する再生可能エネルギーは、太陽光、風力及び地熱並びに一定の条件を満たす場合の水力及びバイオマスである。2010（平成 22）年度以降の電力量について、再エネクレジットを発行でき、その利用期間は特定温室効果ガスの削減に寄与した年度（電力量認証を受けた電力の発電時期）に応じて異なる。

● 再エネクレジット（環境価値換算量）の申請者

次のとおり（下記用語の定義は再エネクレジット算定ガイドラインを参照）

【環境価値換算量】

太陽光発電等、特定小水力発電、特定バイオマス発電：認定対象設備所有者

● 再エネクレジット（環境価値換算量）の有効期間

第 n 計画期間の発電量

第 n 計画期間及び第 n + 1 計画期間の削減義務の履行に利用可能

(有効期限は、第 n + 1 計画期間の整理期間終了時まで)

なお、再生可能エネルギーに係る環境価値について、埼玉県で再エネクレジットとするための申請をする場合は、その環境価値について、東京都に再エネクレジットとするための申請をすることはできない。

再エネクレジットの算定・検証の詳細については、再エネクレジット算定及び検

証の各々のガイドラインを参照すること。

また、一般管理口座に記録されている再エネクレジット（環境価値換算量）は、無効化の手続を経て本制度の義務履行以外の活用が可能である。再エネクレジット（環境価値換算量）を無効化する手続については、第3章9「クレジットの無効化申請」を参照すること。

(4) 都外クレジット

本制度では、計画的な省エネ投資を全国的に進める企業の対策の効率性を考慮し、本制度の対象事業所と同等規模を持つ都外の事業所に対し、省エネ対策による削減量を都外クレジットとして扱い、都内での削減努力を損なわない範囲で利用できるよう定めている。

都外の事業所において、本制度と同様の削減義務率がかかっているものとして、その削減義務量を超えた排出削減量について発行する。特定地球温暖化対策事業所は、削減義務量の3分の1を上限として、取得した都外クレジットを義務充当に使用することができる。有効期間は当該計画期間及び翌計画期間である。

● 都外クレジット

申請者：次のいずれかの者

- ① 都外大規模事業所の所有者
- ② 都外大規模事業所の設備更新権限を有する者
- ③ ①又は②の者から都外クレジットの発行を受けることについて同意を得た者

※ ①から③までに該当する者が複数いる場合は、代表者1名を定め、申請者とする。

● 都外クレジットの有効期間

第n計画期間の削減量

第n計画期間及び第n+1計画期間の削減義務の履行に利用可能

（有効期限は、第n+1計画期間の整理期間終了時まで）

なお、都外の事業所における削減量について、埼玉県で超過削減量又は県外クレジットとするための申請をする場合は、その削減量について、東京都に都外クレジットとするための申請をすることはできない。

都外クレジットの算定・検証については、都外クレジット算定及び検証の各々のガイドラインを参照すること。

また、一般管理口座に記録されている都外クレジットは、無効化の手続を経て本制度の義務履行以外の活用が可能である。都外クレジットを無効化する手続については、第3章9「クレジットの無効化申請」を参照すること。

(5) 埼玉連携クレジット

東京都と埼玉県は、2010（平成 22）年 9 月 17 日付で「キャップ&トレード制度の首都圏への波及に向けた東京都と埼玉県の連携に関する協定」を締結した。この協定において、「両都県における相互のクレジット取引を可能にするなど、制度設計及び運営において連携・協力する」としている。

埼玉県で創出されるクレジット等のうち、東京都の排出量取引に利用できるものは、次の 2 種類である。これらを総称して「埼玉連携クレジット」という。

- ・ 埼玉県の超過削減量（基準排出量が 15 万 t-CO₂ 以下であって、埼玉県の目標設定型排出量取引制度における目標の達成が確認された場合に限る。）（東京都の「超過削減量」に相当）
- ・ 県内中小クレジット（東京都の「都内中小クレジット」に相当）

● 埼玉連携クレジットの有効期間

埼玉県の第 n 計画期間の削減量

東京都の第 n 計画期間及び第 n+1 計画期間の削減義務の履行に利用可能
（有効期限は、第 n+1 計画期間の整理期間終了時まで）

なお、埼玉連携クレジットは、義務充当に利用できる量についての制限はない。埼玉連携クレジットを埼玉県の一般管理口座から取得する際の手続については、第 3 章 6 「埼玉県の一般管理口座との振替」を参照すること。

(6) その他ガス削減量

特定地球温暖化対策事業所はその他ガス排出量の算定・報告義務があるが、削減義務は課されていない。ただし、事前にモニタリング計画を東京都に提出し、それを東京都が承認した場合は、その他ガスの基準排出量から年度排出量を減じた量に2分の1を乗じた量を上限として発行することができる。

義務充当申請期限日（義務履行期限日の三十日前の日）の翌日に削減不足の場合はその不足量を上限として知事が義務充当を行うが、それ以上の量のその他ガス削減量を義務充当（削減義務量まで）して超過削減量の発行可能量を増加させる場合にあっては、削減不足量と増加させる量の合計量について当該期限日までに義務充当申請を行うことが必要である。

なお、その他ガス削減量はその事業所の削減義務履行にのみ利用可能であるため、取引により他の事業所の口座に移転することはできない。その他ガス削減量は削減した計画期間の翌計画期間まで義務充当に利用することができる。

● その他ガス削減量の申請者

その他ガス削減量を当該事業所の削減義務の履行に利用する特定地球温暖化対策事業者

第2章 削減量口座簿

1 本章の位置づけ

本章では、取引参加者が超過削減量及びオフセットクレジットの発行、移転及び義務充当並びにその他ガス削減量の発行及び義務充当並びに超過削減量、都内中小クレジット、再エネクレジット（環境価値換算量）及び都外クレジットの無効化を行う際の情報を記録するための削減量口座簿の概要を説明する。

2 削減量口座簿の仕組み

(1) 削減量口座簿の役割

削減量口座簿は、本制度の削減義務に利用できるクレジット等の取引履歴や量などの情報を記録し、管理する電子システムである。

クレジット等には、全て識別番号が1 t-CO₂ごとに付されている。この識別番号を削減量口座簿上に電子的に記録することによって、取引履歴やクレジット等の保有量などの情報を管理する。

取引参加者に対しクレジット等を発行する場合は、新しく割り当てたクレジット等の識別番号を、削減量口座簿上に開設された口座に記録する。排出量取引によってクレジットを取得した場合も同様に、削減量口座簿上の口座に識別番号を記録する。このように、各取引参加者が保有するクレジット等に係る情報は、削減量口座簿上の口座に記録されることから、取引参加者は削減量口座簿上に口座の開設を受ける必要がある。

(2) 識別番号について

本制度で管理するクレジット等に付される識別番号とは、地域コード3桁と、1から始まる1 t-CO₂ごとに付される連番によって構成される番号である。地域コードは、本制度に基づき発行されたクレジット等は全て130であり、埼玉県で発行された埼玉連携クレジットは全て110である。このように、識別番号は、地域コード以外は単なる連番であるため、識別番号を参照するだけでは、クレジット等の種類、利用可能な削減計画期間等の情報を特定することはできない。しかし、削減量口座簿にアクセスすることで、自分自身の管理口座に記録されているクレジット等の識別番号に加え、その種類や利用可能な削減計画期間といったクレジット等の属性も参照することができる。

(識別番号の例)	130	—	123456789
	地域コード		1 t-CO ₂ ごとに付される連番

(3) 口座の役割

ア 口座の種類

削減量口座簿上には、「知事の管理口座」「指定管理口座」「一般管理口座」という3種類の口座があり、それぞれの口座が異なる役割を担っている。各口座の役割や特徴は、「表2-2-1 各口座の役割及び特徴」及び「図2-2-1 削減量口座

簿の概念図」のとおりである。

表 2-2-1 各口座の役割及び特徴

口座の種類	役割、特徴など	
知事の管理 口座	・ 制度運用のために必要な管理口座 ・ 「義務充当口座」「抹消口座」、「他制度連携口座」、及び「無効化口座」の4種類の口座がある。	
	義務充当 口座	・ 義務充当情報を記録する口座 ・ 削減実績が削減義務に不足する事業者は、不足分のクレジット等を義務充当口座へ移転することが必要である。 ・ 指定地球温暖化対策事業者による開設申請は不要
	抹消口座	・ 抹消されたクレジット等の情報を管理する口座 ・ 取引参加者による開設申請は不要
	他制度連 携口座	・ 他制度に移転されたクレジットの情報を管理する口座 ・ 取引参加者による開設申請は不要
	無効化口 座	・ 無効化されたクレジットの情報を管理する口座 ・ 取引参加者による開設申請は不要
指定管理口座 (自動開設)	・ 削減義務の履行に向けた状況を記録する。 ・ 指定地球温暖化対策事業所ごとに知事が開設する口座 ・ 指定地球温暖化対策事業者による開設申請は不要 ・ 指定地球温暖化対策事業者全員が口座名義人となるため、1口座につき口座名義人が複数存在することもある。 ・ 指定管理口座に存在するクレジット等は指定地球温暖化対策事業所におけるクレジット等の帰属を表しているに過ぎず、指定地球温暖化対策事業者ごとの配分は決まっていない。	
一般管理口座 (事業者の申請 による開設)	・ 取引対象となるクレジットの、取引参加者ごとの所有状況を記録する。 ・ 指定地球温暖化対策事業者のうち取引を行いたい者及び東京都の排出量取引への参加又は削減量の環境価値の本制度外における活用を希望する者が開設を受ける口座 ・ 1口座につき、口座名義人は一人（1法人）である。 ・ 一般管理口座にあるクレジットは、当該一般管理口座の口座名義人に帰属する。 ・ 指定地球温暖化対策事業者又は口座管理者のいずれでもないものが開設を受けている一般管理口座について、口座名義人が各削減計画期間の整理期間末までに更新申請を行わないときは、原則として当該一般管理口座は廃止される。	

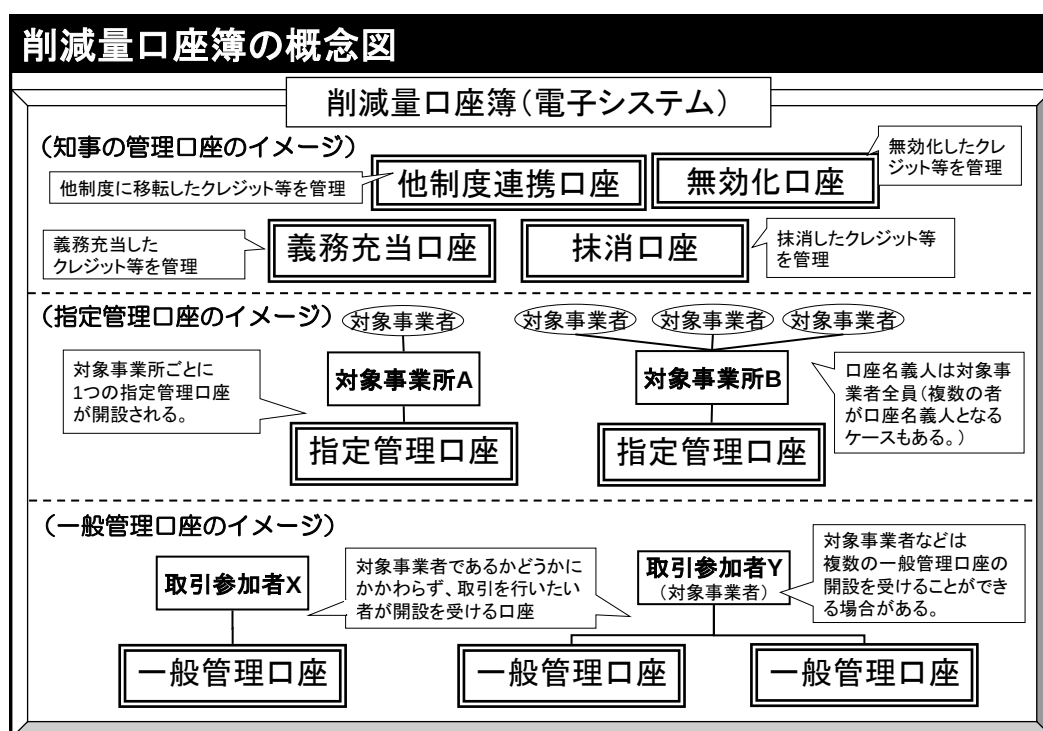


図 2 - 2 - 1 削減量口座簿の概念図

イ 指定管理口座の特徴

指定管理口座には、大きく次の四つの特徴がある。

(ア) 指定地球温暖化対策事業所ごとに一つ開設する。

指定管理口座は、義務の履行に向けた状況を記録する口座であり、指定地球温暖化対策事業所ごとに必ず一つ開設される。

(イ) 超過削減量及びその他ガス削減量の発行先口座である。

前述のとおり、指定管理口座は、指定地球温暖化対策事業所ごとに一つ開設されるもの、すなわち指定地球温暖化対策事業所と対になる口座である。したがって、特定地球温暖化対策事業所において温室効果ガスを削減することにより創出される超過削減量及びその他ガス削減量は、当該特定地球温暖化対策事業所の指定管理口座に発行される。

(ウ) 義務充当口座へ移転する際の移転元口座である。

前述のとおり、指定管理口座は義務履行に向けた状況を記録する口座であるため、そこに記録されているクレジット等は当該特定地球温暖化対策事業所の義務履行のためのものであると考えられる。そのため、特定地球温暖化対策事業所が削減不足となった際には、当該特定地球温暖化対策事業所の指定管理口座に記録されているクレジット等から削減不足分を知事が義務充当口座に移転させる。

また、義務履行のために一般管理口座にクレジットを取得した者は、自らの指定管理口座への移転申請を行う必要がある。当該クレジットは指定管理口座に移転後遅滞なく知事が義務充当口座に移転させる。

なお、義務充当口座への移転は、「指定地球温暖化対策事業所の状況を表す口座が指定管理口座である。」という観点から、指定管理口座からしか行うことができない。

(エ) 指定管理口座からのクレジット等の移転には制限がある。

指定管理口座からクレジット等を移転できる移転先口座の種類には制限がある。具体的には、次に該当する移転は行うことはできない。

① 他の指定管理口座への移転

指定管理口座は、他との取引を行うための口座ではなく、あくまで「義務履行に向けた状況を表す管理簿」という役割を持つ口座である。したがって、他者との取引は全て一般管理口座同士で行われ、指定管理口座間ではクレジット等を移転することができない。

② 一般管理口座から指定管理口座へ移転されたクレジットの、義務充当口座以外への移転

指定管理口座にある全てのクレジット等を一般管理口座へ移転できるわけで

はなく、一般管理口座から指定管理口座へ移転されたクレジットは、義務充分にしか使用できず、したがって再度一般管理口座へ移転することができない。指定管理口座に存在するクレジット等のうち、一般管理口座に移転できるものは、当該指定管理口座において発行され、その後一度も移転されていない超過削減量のみである。

③ 関連付けられていない一般管理口座への移転

指定管理口座に発行された超過削減量の移転先となる一般管理口座にも制限がある。

指定管理口座の超過削減量は任意の一般管理口座に移転できるわけではなく、あらかじめ超過削減量を移転する先の一般管理口座（特定一般管理口座）として関連付けられた一般管理口座でなければならない。一般管理口座等に係る関連付け申請が行われていない一般管理口座は、超過削減量の移転先として指定することができない。一般管理口座等に係る関連付けについては「キ 一般管理口座等に係る関連付けについて」を参照すること。

④ 無効化口座への移転

指定管理口座は義務履行に向けた状況を記録する口座であり、クレジット等が指定管理口座に記録されている間はその帰属関係が定まらないことから（事業所におけるクレジット等の帰属を表しているに過ぎず、指定地球温暖化対策事業者ごとの配分は決まっていない。）、指定管理口座から直接無効化口座へ移転することはできない。指定管理口座に発行された超過削減量の無効化を行うためには、超過削減量を一般管理口座へ移転する必要がある。クレジットの無効化の手続については第3章9「クレジットの無効化申請」を参照すること。

以上のことをまとめると、次の「表2-2-2 指定管理口座からの移転制限について」及び「図2-2-2 指定管理口座の特徴」のとおりである。

表2-2-2 指定管理口座からの移転制限について

移転元	移転先		移転の可否
指定管理口座	知事の管理口座（義務充当口座）		移転できる
	知事の管理口座（無効化口座）		移転できない
	指定管理口座		移転できない
	一般管理口座	関連付けられた一般管理口座	移転できる ただし、一度一般管理口座を経由したものは移転できない。
		関連付けられていない一般管理口座	移転できない

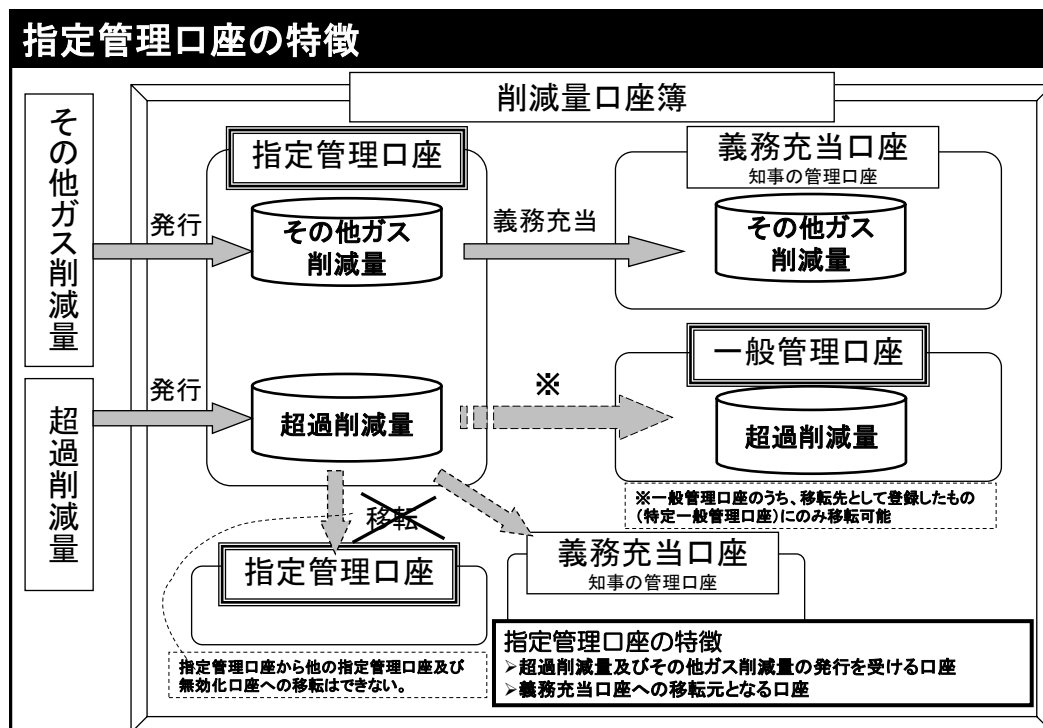


図 2 - 2 - 2 指定管理口座の特徴

ウ 一般管理口座の特徴

一般管理口座には、大きく次の六つの特徴がある。

（ア）取引参加者ごとに一つ開設する。

一般管理口座は、取引対象となるクレジットの取引参加者ごとの所有状況を記録するための口座であり、原則として取引参加者ごとに一つ開設を受けることができる。

（イ）オフセットクレジットの発行先口座である。

都内中小クレジット、再エネクレジット及び都外クレジットというオフセットクレジットを発行したい取引参加者は、自らの一般管理口座にこれらの発行を受けることになる。超過削減量及びその他ガス削減量は特定地球温暖化対策事業所のものであるため指定管理口座に発行されるが、オフセットクレジットは指定地球温暖化対策事業所に直接結びつくクレジットではなく、発行申請を行う一般管理口座の口座名義人に帰属するクレジットであることから、このような仕組みにしている。

例えば、都内中小クレジットの発行を受けたい事業者等は、一般管理口座の開設を受けて、当該一般管理口座への都内中小クレジットの発行申請を行うことになる。

(ウ) 無効化口座へ移転する際の移転元口座である。

前述のとおり、一般管理口座は取引参加者ごとのクレジットの所有状況を記録する口座であり、そこに記録されているクレジットは口座名義人に帰属するものであると考えられる。クレジットの無効化を行うに当たっては、口座名義人の申請に基づき、知事はクレジットを本制度の義務充実に利用できないものとして無効化口座に移転し、削減量の環境価値のみを当該口座名義人に帰属させる。このように、無効化を行う際には、削減量の環境価値の帰属先を明確にする必要があるため、無効化口座への移転は一般管理口座からしか行うことができない

(エ) 指定管理口座へのクレジットの移転には制限がある。

一般管理口座にあるクレジットは、全ての指定管理口座に移転できるわけではなく、クレジットを移転する先の指定管理口座を登録するための手続き（一般管理口座等に係る関連付け申請若しくは一般管理口座開設時に関連付け先指定管理口座を記載し申請）が必要である。当該一般管理口座からのクレジットの移転先として登録されていない指定管理口座は、クレジットの移転先とすることができない。一般管理口座等に係る関連付けについては、「キ 一般管理口座等に係る関連付けについて」を参照すること。

(オ) 取引が制限される一般管理口座がある。

一般管理口座は、原則として全ての一般管理口座との間でクレジットを取引することが可能であるが、次に該当する者が開設する一般管理口座は、他の一般管理口座とクレジットを自由に取引することができない。

- ・ オフセットクレジットの発行を希望する個人
- ・ 相続その他の一般承継によりクレジット等を取得する個人

（いずれも指定地球温暖化対策事業者及び口座管理者を除く。）

これらの者が口座名義人となる一般管理口座については、当該一般管理口座に発行したクレジットを他の口座に移転することは可能であるが、他の口座にあるクレジットの記録を自らの口座に移転することはできない。

(カ) 更新手続の必要な一般管理口座がある。

指定地球温暖化対策事業者又は口座管理者以外の者が開設を受けている一般管理口座については、整理期間の末日までに更新手続を行わなければ廃止となる。引き続き当該一般管理口座の利用を希望する場合は、口座名義人が当該一般管理口座の更新手続を行う必要がある。更新手続が可能な期間は、一般管理口座の開設を受けた日若しくは一般管理口座の更新を受けた日の属する削減計画期間の整理期間の最終年度の4月1日から9月30日（整理期間の末日）までである。

なお、口座開設時に指定地球温暖化対策事業者等であっても、事業所の廃止等により整理期間の末日時点でその条件を満たしていなければ、更新手続が必要

となるので注意が必要である。

一般管理口座の更新については、「ク 一般管理口座の更新」を参照すること。

以上のことをまとめると、次の「表 2-2-3 一般管理口座からの移転制限について」及び「図 2-2-3 一般管理口座の特徴」のとおりである。

表 2-2-3 一般管理口座からの移転制限について

移転元	移転先		移転の可否
一般管理口座	知事の管理口座（義務充当口座）		移転できない
	知事の管理口座（無効化口座）		移転できる
	指定管理口座	移転元の一般管理口座が関連付けられている	移転できる
		移転元の一般管理口座が関連付けられていない	移転できない
	一般管理口座	指定地球温暖化対策事業者、口座管理者又は法人が開設	移転できる
		指定地球温暖化対策事業者、口座管理者以外の個人が開設	移転できない

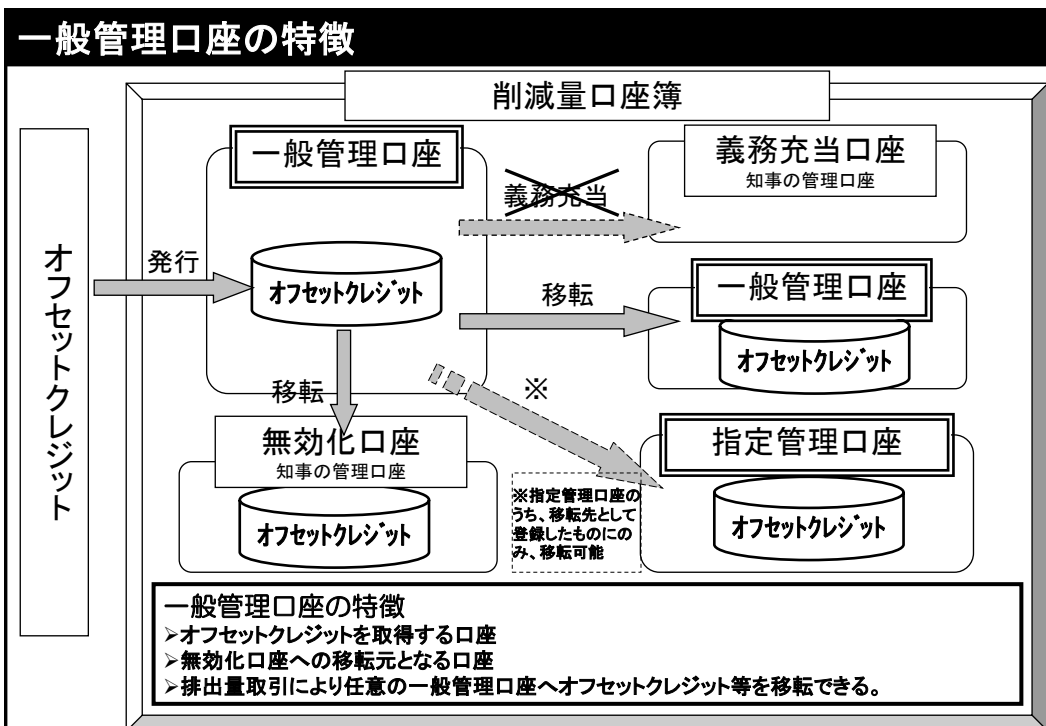


図 2-2-3 一般管理口座の特徴

エ 知事の管理口座の特徴

知事の管理口座には、「義務充当口座」、「抹消口座」、「他制度連携口座」、及び「無効化口座」という４種類の口座がある。義務充当口座は、クレジット等を義務の履行に利用する場合にクレジット等の移転先となる口座であり、特定地球温暖化対策事業者が義務充当する場合は知事の管理口座にある義務充当口座にその情報を記録する。抹消口座は、虚偽申請に基づき発行されたものなど無効なクレジット等を記録するための口座であり、通常の取引においては利用されない。他制度連携口座は、他制度に移転されたクレジットを記録するための口座である。無効化口座は、一般管理口座の口座名義人の申請に基づき、本制度の義務充当に利用できない状態となった（無効化された）クレジットを記録するための口座である。

クレジット等を義務の履行に利用する場合、「イ 指定管理口座の特徴」で触れたとおり、指定管理口座から義務充当口座にクレジット等を移転する。義務充当口座へのクレジット等の移転をもって、当該クレジット等は義務の履行に利用したことになるため、当該クレジット等を再び取引に利用する（指定管理口座又は一般管理口座に移転する）ことはできない。また、クレジットを義務の履行以外に活用する場合、「ウ 一般管理口座の特徴」で触れたとおり、一般管理口座から無効化口座にクレジットを移転する。無効化口座へのクレジットの移転をもって、当該クレジットは本制度の義務の履行に利用できないものとなり、当該クレジットを再び取引に利用することもできなくなる。以上のことをまとめると、次の「表２－２－４ 知事の管理口座からの移転制限について」及び「図２－２－４ 知事の管理口座の特徴」のとおりである。

表２－２－４ 知事の管理口座からの移転制限について

移転元	移転先	移転の可否
知事の管理口座 （義務充当口座又は無効化口座）	知事の管理口座（義務充当口座又は無効化口座）	移転できない
	指定管理口座	移転できない
	一般管理口座	移転できない

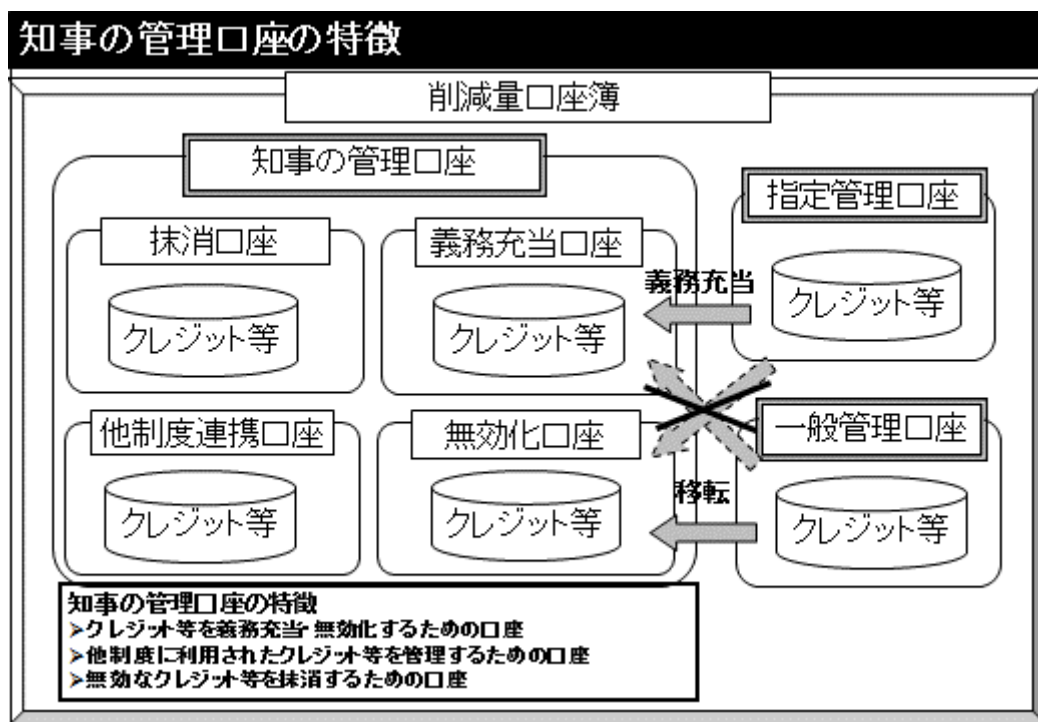


図 2 - 2 - 4 知事の管理口座の特徴

～指定管理口座と一般管理口座で保有されるクレジット等の性質～

指定管理口座は、専ら削減義務の履行状況を判断するためのものであり、削減義務の履行状況を示す記録簿となる。つまり、「削減義務履行状況確認簿」としての役割を持つものである。したがって、指定管理口座に存在する超過削減量、オフセットクレジット及びその他ガス削減量は、潜在的な財産権の客体としての性質は有しているが、財産権の客体ではなく、行政上の義務履行に係る記録（数値）と整理することができる。

一方、一般管理口座に記録されているクレジットは、当該一般管理口座の口座名義人に帰属することが明確になるため、財産権性が認識される。

例えば、指定管理口座に記録されている超過削減量は、指定管理口座に存在する時点では財産権性が認識されないが、一般管理口座に移転された段階で当該一般管理口座の口座名義人の所有であることが明確になり、財産権性が認識される。

逆に、一般管理口座に記録されているクレジットを指定管理口座に移転した場合、その移転は削減義務の履行のために行なわれたものとみなされ、遅滞なく知事により義務充当口座に移転される。したがって、一般管理口座から指定管理口座にクレジットを移転した時点で、当該クレジットは取引可能なものではなくなり、事業所の排出状況を示す数値でしかなくなるため、指定管理口座に移転されたクレジットは、財産権性が認識されない。

オ 口座情報の参照

削減量口座簿に記録される移転履歴などの情報は、当該情報が削減量口座簿に記録された日から、当該記録のあった削減計画期間に係る義務履行期限の日から起算して10年間が経過するまでの間、削減量口座簿の中に記録されている。例えば、第一計画期間中に行った取引の記録は、当該記録のあった日から、第一計画期間の義務履行期限（2016（平成28）年9月末日）から起算して10年間が経過する2026（令和8）年9月末日まで、削減量口座簿に記録が残ることになる。

指定管理口座及び一般管理口座の口座名義人は、総量削減義務と排出量取引システムを通じて、削減量口座簿に記録された自分の口座情報を参照することができる。また、クレジット等の保有状況や義務履行状況に係る情報以外の、口座番号や指定地球温暖化対策事業所の名称といった情報は一般にも原則として公開される。

口座名義人が参照できる自分の口座情報及び一般に公開される情報は、「表2-2-5 削減量口座簿で参照できる情報」のとおりである。

表2-2-5 削減量口座簿で参照できる情報

	開設を受けた口座の口座名義人のみに公開		一般公開
	指定管理口座	一般管理口座	
口座番号	○	○	○
口座名義人の氏名及び住所	○	○	△※1
口座管理者の氏名及び住所	○	—	△※1
指定地球温暖化対策事業所の名称及び所在地	○	—	○
振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先	○	○	△※2
義務の履行の状況	○	—	×
保有するクレジット等の種類、量	○	○	×
取引履歴	○	○	×

○：参照可 △参照可（希望者のみ公開） ×：参照不可 —：記録無し

※1 個人については、公開を希望する場合にのみ公開される。

※2 法人/個人にかかわらず、公開を希望する場合にのみ公開される。

カ 口座管理者の設置（指定管理口座のみ）

指定管理口座は、指定地球温暖化対策事業所ごとに一つ開設されるものであり、指定地球温暖化対策事業所の所有事業者等が指定管理口座の口座名義人となる。例えば、一つの指定地球温暖化対策事業所に複数の所有事業者等が存在する場合、一つの指定管理口座に対する口座名義人が複数存在することになる。指定管理口座に係る申請及び届出は、原則として全ての口座名義人が共同で行わなければならないが、申請及び届出を毎回全ての口座名義人が共同で行うことは、口座名義人にとって非常に煩雑である。

これを回避するために、指定管理口座に複数の口座名義人が存在する場合にあっては、クレジット等の管理を行う口座管理者 1 名を登録し、口座管理者が口座名義人を代表してクレジット等の管理を行うことが望ましい。口座管理者の権限は、次のとおり広範に認められている。

- ・ 超過削減量及びその他ガス削減量の発行申請
- ・ 指定管理口座から一般管理口座へのクレジットの移転申請
- ・ クレジット等の義務充当申請
- ・ 当該指定管理口座に係る各種変更手続

また、当初は口座名義人が複数だったため口座管理者を登録したが、その後指定地球温暖化対策事業所の所有状況等の変化により口座名義人が一人になったため口座管理者の登録が不要となった場合や、口座管理者を他の者に変更したい場合などは、口座管理者の登録を抹消することも可能である（口座管理者を他の者に変更する場合は、口座管理者の登録抹消後に新しい口座管理者の登録を行う必要がある。）。なお、指定地球温暖化事業所が指定取消しとなった場合、指定取消しの 30 日後に当該指定地球温暖化対策事業所が開設を受けている指定管理口座は廃止されるが、このとき当該口座の口座管理者の登録も抹消されることになる。

口座管理者の登録に当たっては、当該指定管理口座の口座名義人のうち一人（1 法人）を口座管理者として登録することも、口座名義人以外の者を口座管理者として登録することも、いずれも可能である。また、同一の者が、複数の指定地球温暖化対策事業所の口座管理者を兼ねることについて、制限は特にない。

なお、一般管理口座の口座名義人は、1 口座につき必ず一人（1 法人）であるため、口座管理者という仕組みは用意されていない。

口座管理者を選任するためには、東京都への登録の申請が必要である。詳細は、「第 3 章 2（4）口座管理者の登録」を参照のこと。

キ 一般管理口座等に係る関連付けについて

指定管理口座に発行された超過削減量は、移転先として事前に関連付けられた一般管理口座にのみ移転することができる。また、排出量取引により他から取得したクレジットを指定管理口座に移転するに当たっては、移転元として事前に関

連付けられた一般管理口座からのみ移転することができる。このように、指定管理口座ごとに、その指定管理口座との間でクレジットの振替を行うことができる一般管理口座として関連付けられたものを「特定一般管理口座」という。

指定管理口座と関連付けられる一般管理口座は、クレジットの振替を希望する指定管理口座の口座名義人又は口座管理者が開設を受けた一般管理口座である。指定管理口座と一般管理口座との間の振替は、指定管理口座に記録されている超過削減量の一般管理口座への分配による財産権性の発生や、一般管理口座に記録されているクレジットの指定管理口座への移転による財産権性の消滅といった性質を持つことから、指定管理口座（指定地球温暖化対策事業所）と一般管理口座（事業者）との間の関係性が密接である必要があるためにこのような仕組みとしている。

複数の指定管理口座に対し、同一の一般管理口座を特定一般管理口座として関連付けることが可能であり、逆に、一つの指定管理口座に対し、複数の一般管理口座を特定一般管理口座として関連付けることも可能である。

一般管理口座と指定管理口座との関連付けは、一度申請すれば、その後関連付けを解除するまで有効である。指定管理口座とのクレジットの移転を希望しなくなった場合は、特定一般管理口座の口座名義人からの申請により、当該一般管理口座の関連付けを解除することができる。例えば、特定一般管理口座として関連付けの申請を行った口座名義人が、関連付けた指定管理口座の口座名義人又は口座管理者でなくなったときなどに関連付けを解除することが考えられる。

一般管理口座等に係る関連付けについては、第3章 3（5）「一般管理口座と指定管理口座との関連付け」を参照のこと。

指定管理口座と一般管理口座の関連付けのイメージは、「図2-2-5 一般管理口座と指定管理口座の関連付け」及び「図2-2-6 一般管理口座と指定管理口座の関係」のとおりである。

※2013（平成25）年1月1日付規則改正により、「特定一般管理口座の登録」の手続きは、「一般管理口座等に係る関連付け」と名称変更した。

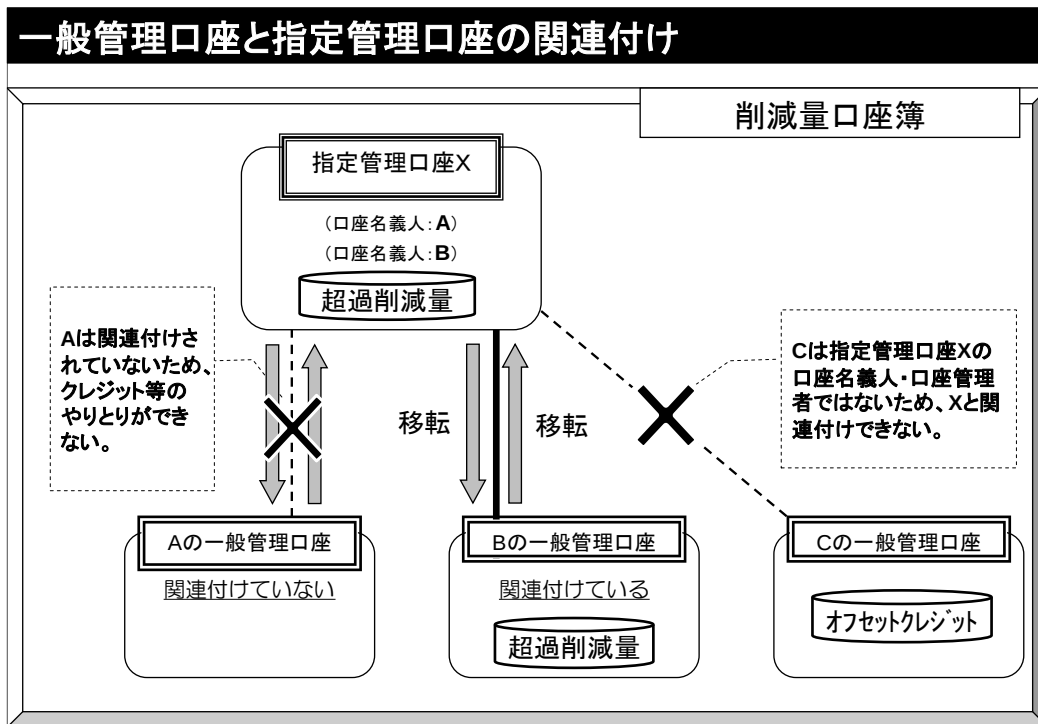


図 2 - 2 - 5 一般管理口座と指定管理口座の関連付け

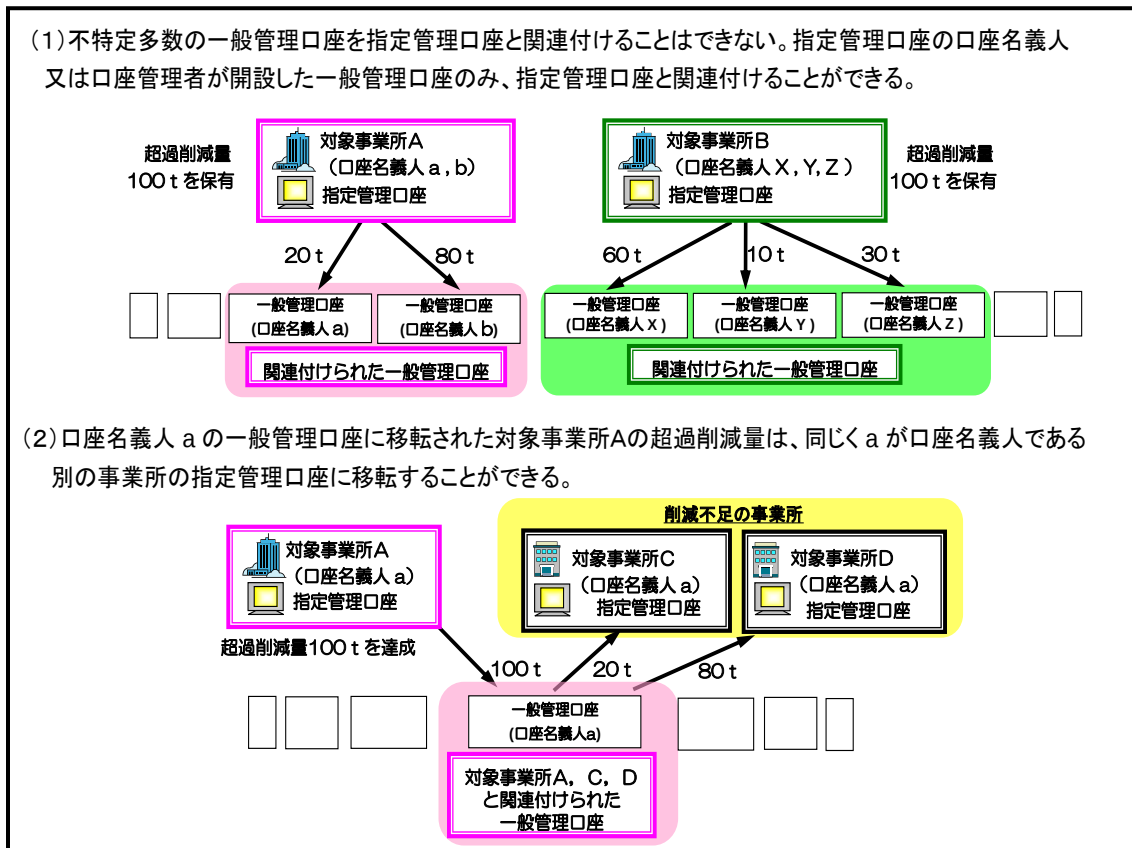


図 2 - 2 - 6 一般管理口座と指定管理口座の関係

ク 一般管理口座の更新

指定地球温暖化対策事業者又は口座管理者以外の者が一般管理口座の開設を受けたときは、一般管理口座の開設を受けた日が属する削減計画期間の整理期間終了時まで一般管理口座の更新手続をとらなければ、当該一般管理口座は廃止される。例えば、第二計画期間中である 2015（平成 27）年 8 月に一般管理口座の開設を受けた場合であって、2021（令和 3）年 10 月以降も引き続き当該一般管理口座を利用したいときは、2021（令和 3）年 4 月 1 日から同年 9 月末日までの間に一般管理口座更新申請書を東京都に提出し、当該一般管理口座の更新手続を行う必要がある。

ケ 東京都が口座を廃止する場合

指定管理口座は、指定地球温暖化対策事業所ごとに開設され、指定地球温暖化対策事業者が任意に廃止することはできない。指定地球温暖化対策事業所の指定が取り消されたときは、その日の翌日から起算して 30 日を経過した日に、東京都は当該指定地球温暖化対策事業所に係る指定管理口座を廃止するものとする。

一般管理口座については、次に掲げる場合であって、当該一般管理口座にクレジットの記録がされていないときは、東京都は当該一般管理口座を廃止することができる。

- ・ 口座名義人から一般管理口座の廃止申請があったとき。
- ・ 一般管理口座の開設上限数を超えて口座を開設する特別の事情がなくなったとき。
- ・ 取引参加者が一般管理口座の開設要件のいずれにも該当しなくなったとき（相続人等を除く。）。
- ・ オフセットクレジットの発行を受けることができる者である個人が開設を受けた一般管理口座であって、当該オフセットクレジットの発行可能期限が到来したとき。^{※1}
- ・ 個人が相続のために一般管理口座の開設を受け、被相続人の一般管理口座から取得したクレジットの移転が完了したとき。
- ・ 一般管理口座の更新申請が期限までになかったとき。^{※2}

※1 個人が一般管理口座の開設を受けることは原則できないが、オフセットクレジットの発行を受けることができる者が個人である場合を考慮して、このような個人については一般管理口座の開設を受けることを認めている。したがって、当該オフセットクレジットの発行可能期限が到来したということは、当該個人が開設を受けた一般管理口座も当該オフセットクレジットの発行先としての役割を終えたことを意味するため、このような規定を置いている。

※2 この場合にあつては、当該一般管理口座にクレジットが記録されていても、知事が当該クレジットを抹消後に口座を廃止する。

第3章 各種手続

1 本章の位置付け

本章では、取引参加者等が本制度に基づく排出量取引を行う上で必要となる各種手続及び削減量の環境価値を本制度の義務履行以外で活用するための無効化の手続について説明する。

なお、本章において、東京都の標準処理期間とは、各種申請等の処理に通常要する期間をいう。ただし、申請内容に不備があった場合においては、その不備の修正に係る期間は当該処理期間には含まれない。

また、本章において、開庁日とは、土曜日、日曜日、国民の祝日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く日をいう。

各種申請書類は、東京都環境局のホームページよりダウンロードできる。

■排出量取引に係る各種提出書類 URL

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/index.html

2 指定管理口座の開設等

(1) 指定管理口座の開設（第二計画期間からは開設申請不要）

指定管理口座は、義務の履行に向けた状況を記録する口座であり、指定地球温暖化対策事業者全員を口座名義人として、指定地球温暖化対策事業所ごとに一つ、開設される。

第一計画期間においては、指定管理口座の開設は指定地球温暖化対策事業者からの申請により開設するものとしていたが、2016（平成28）年3月31日付条例改正により、第二計画期間（第一計画期間の整理期間以降）からは、指定地球温暖化対策事業所の指定を行う際に自動的に開設されることとなったため、開設申請は不要である。

ア 指定管理口座開設に係る諸規定

指定管理口座は指定地球温暖化対策事業所の指定の際に自動的に開設されるため、手続は不要である。指定管理口座の口座名義人等は、「表2-3-1 指定管理口座の開設に係る諸規定」のとおりである。

表2-3-1 指定管理口座の開設に係る諸規定

	指定管理口座
口座名義人	指定地球温暖化対策事業者
開設される口座数	一つの指定地球温暖化対策事業所につき1口座
共有名義	可能 (指定地球温暖化対策事業所の所有事業者等の全員が口座名義人となる。)

イ 指定管理口座開設の流れ

指定管理口座開設の流れについて図式化したものを、「図 2-3-1 指定管理口座開設の流れ」に記載する。

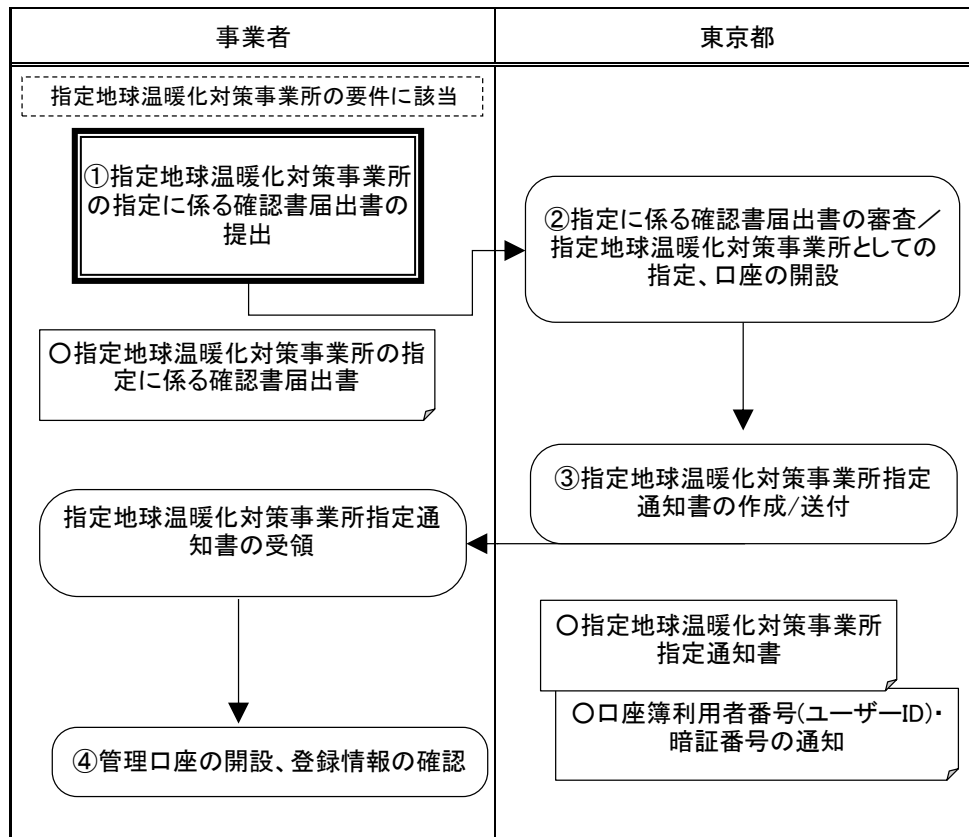


図 2-3-1 指定管理口座開設の流れ

① 指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書届出書の提出

指定地球温暖化対策事業所の要件に該当するときは、事業者は、「指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書届出書」に必要事項を記載し、添付書類を添えて東京都に提出しなければならない。なお、指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書届出書において、口座及び振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先、及び連絡先情報の公表希望の有無を届け出ることになる。

② 指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書届出書の審査並びに指定地球温暖化対策事業所としての指定及び口座の開設

指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書届出書を受領後、内容を東京都で確認する。届出内容から指定地球温暖化対策事業所の要件に該当する事業所を指定地球温暖化対策事業所に指定するとともに、削減量口座簿上に口座を開設する。

③ 指定地球温暖化対策事業所指定通知書の送付

口座の開設後、全口座名義人宛てに指定地球温暖化対策事業所指定通知書を

送付する。この通知書の中で、総量削減義務と排出量取引システムへログインするための口座簿利用者番号（ユーザーID）及び暗証番号を通知する。

④ 管理口座の開設、登録情報の確認

送付された口座簿利用者番号及び暗証番号を総量削減義務と排出量取引システムに入力してログインすることで、開設された口座にアクセスし、口座開設状況を確認することができる。

⇒(関連資料)「システム操作マニュアル(口座保有者)」21～24 ページ

ウ 削減量口座簿（電子システム）を介した口座情報の参照

指定管理口座の口座名義人及び口座管理者は、Web ブラウザを通じて総量削減義務と排出量取引システムにアクセスし、口座簿利用者番号及び暗証番号を入力してログインすることで、自身が保有する指定管理口座にアクセスし、削減量口座簿の情報を参照することができる。具体的には、次の情報を参照することができる。

■ 総量削減義務と排出量取引システム

<https://www9.kankyo.metro.tokyo.lg.jp>

ユーザーIDの種類	ユーザーIDを持っている人	できること	通知方法
①指定管理口座の 口座名義人用ユーザーID (口座簿利用者番号)	指定管理口座の 口座名義人	・口座情報の参照 ・義務履行状況の参照	通知書 (郵送)
②一般管理口座の 口座名義人用ユーザーID (口座簿利用者番号)	一般管理口座の 口座名義人	・口座情報の参照 ・クレジット振替の移転実行他	通知書 (郵送)
③指定管理口座の 連絡先担当者用ユーザー ID	指定管理口座の 連絡先担当者	・メッセージ交換機能の利用	メール
④一般管理口座の 連絡先担当者用ユーザー ID	一般管理口座の 連絡先担当者	・メッセージ交換機能の利用	メール

総量削減義務と排出量取引システムにログインするためのユーザーIDは上記のとおり4種類ある。口座情報を確認するためのユーザーIDは①、②で、ユーザーIDは必ず郵送で通知される。また、東京都とメッセージ交換を行う際は③、④のユーザーIDでログインする必要がある。

● 参照できる指定管理口座の情報

- ・ 口座番号
- ・ 口座名義人の氏名及び住所
- ・ 口座の管理を行う部署等の名称及び連絡先
- ・ 口座に記録されているクレジット等の種類、量、有効期限
- ・ その口座に関係する取引の履歴

- ・ 口座管理者の氏名及び住所
- ・ 指定地球温暖化対策事業所の名称及び所在地
- ・ 義務履行状況（排出実績と削減義務量から、どれだけの義務充当が必要かなどの情報）

⇒(関連資料)「システム操作マニュアル(口座保有者)」21～24、27～39 ページ

(2) 指定管理口座に係る各種変更

指定管理口座の口座名義人又は口座管理者は、その氏名、住所、連絡先に変更が生じた場合は、次の手続に従って、その旨を東京都に届け出なければならない。

ただし、変更が生じた後、遅滞なく、以下に掲げるいずれかの申請書を提出する場合は、当該申請の中で変更を届け出ることが可能である。

- ・振替可能削減量振替申請書
- ・義務充当申請書
- ・指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書
- ・指定地球温暖化対策事業者変更届出書
- ・所有事業者等届出書

ア 指定管理口座に係る各種変更に係る諸規定

変更があった場合において東京都への届出が必要な場合等については、「表 2 - 3 - 2 各種変更に係る諸規定」のとおりである。

表 2 - 3 - 2 各種変更に係る諸規定

	指定管理口座
東京都への届出が必要な場合	①口座管理者に関する次の変更※¹ ・法人名称又は代表者氏名（個人の場合は氏名） ・主たる事務所の所在地（個人の場合は住所） （注）口座名義人に関する変更 口座名義人の変更及び口座名義人の氏名等の変更については、別途「指定地球温暖化対策事業者変更届出書」「所有事業者等届出書」「指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書」のうち必要なものが提出されるため、改めて口座名義人に関する変更届を提出する必要はない。 ②振替可能削減量等の管理を行う部署等に関する次の変更※² ・部署等の名称 ③口座名義人に関する次の事項のうち、公表を希望するもの※³ ・氏名 ・住所 ④振替可能削減量等の管理に関する次の事項のうち、公表を希望するもの※⁴ ・部署等の名称
届出期限	速やかに届け出ること。
東京都の標準処理期間	口座名義人等氏名等変更届出書を受理した日の翌開庁日から起算して 15 開庁日以内

	指定管理口座
必要書類	・ 口座名義人等氏名等変更届出書 ・ 提出者の印鑑証明書（変更があった場合のみ）※⁵
手数料	無料

- ※1 口座管理者を別の法人又は個人に変更するときは、「口座管理者登録（登録抹消）申請書」を提出し、前の口座管理者の登録を抹消した後、新たな口座管理者の登録について「口座管理者登録（登録抹消）申請書」を提出する必要がある。なお、口座管理者の抹消と登録に係る申請書はそれぞれ必要だが、それらの提出は同時に行うことが可能
- ※2 振替可能削減量等の管理を行う部署等の住所、電話番号、その他連絡先に変更があった場合、メール又は郵送による東京都への変更連絡が必要
- ※3 口座名義人が個人である場合に限る。
- ※4 振替可能削減量等の管理を行う部署等の住所、電話番号、その他連絡先の公表情報に変更があった場合、メール又は郵送による東京都への変更連絡が必要
- ※5 口座開設など排出量取引に係る申請又は届出の際に既に提出しており、印鑑証明書の記載内容（印影、商号、本店所在地、代表者氏名等）に変更がない場合は不要。記載内容について直近で提出したものから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書の原本（発行日が6か月以内のもの）を提出すること。

イ 指定管理口座に係る各種変更手続の流れ

指定管理口座に係る各種変更手続の流れについて図式化したものを、「図 2 - 3 - 2 指定管理口座の各種変更手続の流れ」に記載する。

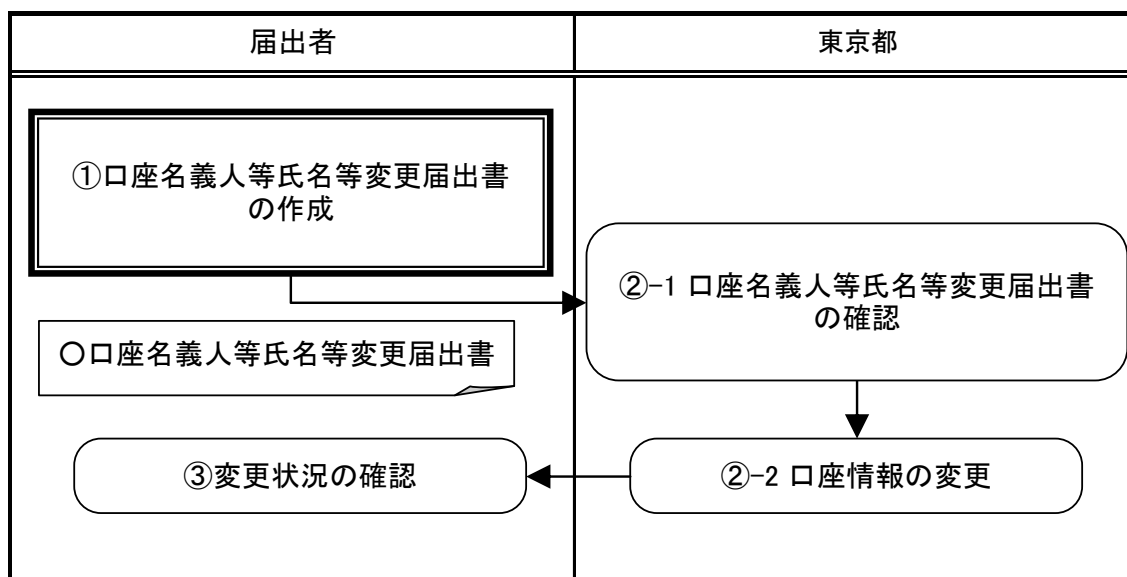


図 2 - 3 - 2 指定管理口座の各種変更手続の流れ

① 口座名義人等氏名等変更届出書の作成

指定管理口座に関する各種変更があった場合は、「口座名義人等氏名等変更届出書」に必要事項を記載し、添付書類を添えて東京都に提出すること。ただし、変更が生じた後、遅滞なく、以下に掲げるいずれかの申請書を提出する場合は、当該申請の中で変更を届け出ることが可能である。

- ・振替可能削減量振替申請書
- ・義務充当申請書
- ・指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書
- ・指定地球温暖化対策事業者変更届出書
- ・所有事業者等届出書

なお、「口座名義人氏名等変更届出書」の様式及び記入要領は、東京都環境局のホームページよりダウンロードできる。

■ 口座名義人等氏名等変更届出書の様式及び記入要領のダウンロード先 URL
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/shimei_henkou.html

② 口座名義人等氏名等変更届出書の確認及び口座情報の変更

口座名義人等氏名等変更届出書を受領後、内容を東京都で確認する。申請内容に不備がなければ、口座情報の変更を行う。変更登録が完了したという情報は、削減量口座簿の「新着情報」の中でお知らせする。東京都から変更登録完了についての通知書等を送付することは特にない。

③ 変更状況の確認

申請者は、自己の管理口座にアクセスし、変更状況を確認することができる。

⇒(関連資料)「システム操作マニュアル(口座保有者)」21～24、27～30 ページ

(3) 指定管理口座の廃止

指定地球温暖化対策事業所である間は、指定管理口座を任意に廃止することはできない。指定管理口座は、指定地球温暖化対策事業所の指定が取り消された日の翌日から起算して 30 日後に、自動的に廃止される。

なお、指定管理口座の廃止日に口座にクレジット等が記録されている場合、口座の廃止と同時にクレジット等は抹消（排出量取引に利用できないものとして知事の管理口座に移転）される。移転可能な超過削減量が口座に記録されている場合に引き続き所有を希望する場合は、廃止日までに一般管理口座への移転を完了させておく必要がある。

(4) 口座管理者の登録

指定管理口座の口座名義人となる指定地球温暖化対策事業者が複数いる指定地球温暖化対策事業所にあつては、指定管理口座の開設後、遅滞なく口座管理者を登録することが望ましい。口座管理者を登録するためには、東京都へ届け出る必要がある。

ア 口座管理者の登録に係る諸規定

口座管理者となれる者の資格要件等は「表 2－3－3 口座管理者の登録に係る諸規定」のとおりである。

表 2－3－3 口座管理者の登録に係る諸規定

	指定管理口座
口座管理者の登録要件	国内に事務所、営業所等を有する法人又は国内に住所を有する個人 (口座名義人を登録することも、口座名義人以外の者を登録することも可能)
申請できる者	指定管理口座の口座名義人（口座名義人全員の記名押印が必要。なお、申請に当たって代理人を用いることはできる。）
口座管理者の登録数	一つの指定管理口座につき一人（1 法人）に限る。
標準処理期間	口座管理者登録（登録抹消）申請書を受理した日の翌開庁日から起算して 15 開庁日以内
必要書類	・ 口座管理者登録（登録抹消）申請書 ・ 氏名又は住所のうち公表を希望するものを示す書類※ ¹ ・ 印鑑証明書（変更があった場合のみ）※ ²
手数料	無料

※¹ 口座管理者が個人の場合に限る。

- ※2 口座開設など排出量取引に係る申請又は届出の際に既に提出しており、印鑑証明書の記載内容（印影、商号、本店所在地、代表者氏名等）に変更がない場合は不要。記載内容について直近で提出したものから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書の原本（発行日が6か月以内のもの）を提出すること。

イ 口座管理者登録手続の流れ

口座管理者の登録（登録抹消）手続の流れについて図式化したものを、「図2-3-3 口座管理者の登録（登録抹消）手続の流れ」に記載する。

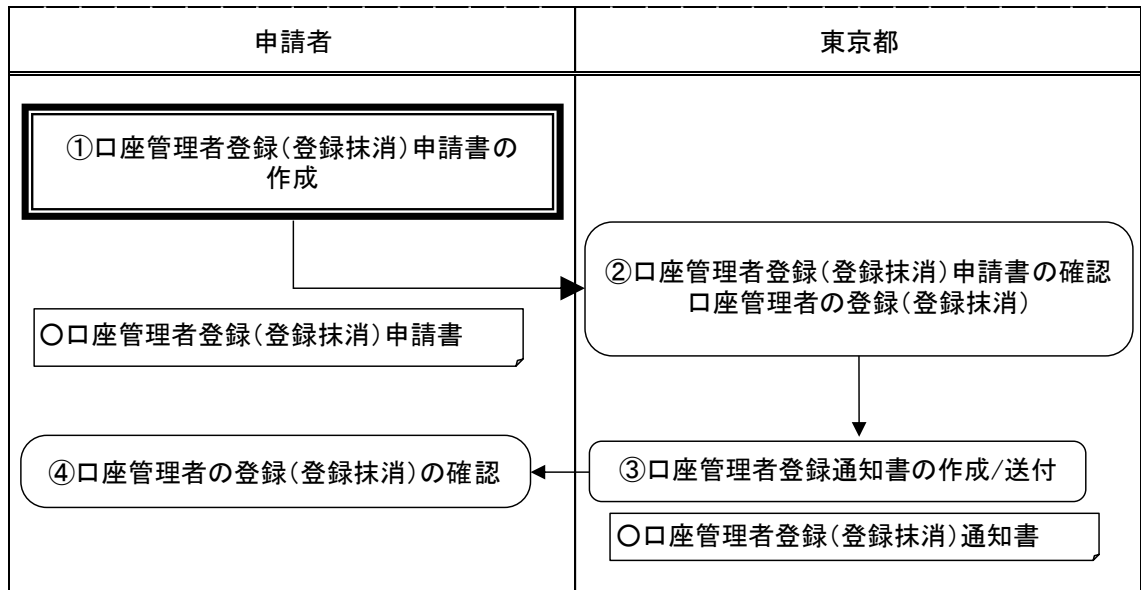


図2-3-3 口座管理者の登録（登録抹消）手続の流れ

① 口座管理者登録（登録抹消）申請書の作成

口座管理者の登録（登録抹消）を希望する指定管理口座の口座名義人は、「口座管理者登録（登録抹消）申請書」に必要事項を記載し、添付書類を添えて東京都に提出すること。

なお、「口座管理者の登録（登録抹消）申請書」の様式及び記入要領は、東京都環境局のホームページよりダウンロードできる。

■ 口座管理者の登録（登録抹消）申請書様式及び記入要領のダウンロード先 URL

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/kouza_kanrishatoroku.html

② 口座管理者登録（登録抹消）申請書の確認と登録（登録抹消）

口座管理者登録（登録抹消）申請書を受領後、内容を東京都で確認する。届出内容に不備がなければ、当該口座管理者を登録（登録抹消）する。

③ 口座管理者登録（登録抹消）通知書の送付

口座管理者の登録（登録抹消）後、口座管理者及び申請者である指定地球温暖化対策事業者宛てに口座管理者登録（登録抹消）通知書を送付する。この通知の中で、総量削減義務と排出量取引システムへログインするための口座簿利用者番号（ユーザーID）及び暗証番号を通知する。

④ 口座管理者の登録（登録抹消）の確認

口座管理者は、送付された口座簿利用者番号及び暗証番号をもとに口座にアクセスし、指定管理口座の内容を参照することができる。登録抹消のときは、口座管理者は口座にアクセスしても参照することができなくなる。ただし、登録を抹消された者が指定地球温暖化対策事業者であれば、引き続き指定地球温暖化対策事業者として口座にアクセスすることはできる。

⇒(関連資料)「システム操作マニュアル(口座保有者)」21～24、27～30 ページ

(5) 口座簿利用者番号及び暗証番号を忘れた場合等の手続

口座簿利用者番号若しくは暗証番号を忘れた場合又は 2016（平成 28）年 10 月 1 日以前に口座簿利用者番号及び暗証番号の発行を受けていなかった者が発行を希望する場合は、「口座簿利用者番号等通知申請書」により申請することで、口座簿利用者番号の通知又は暗証番号の発行等を受けることができる。

ア 口座簿利用者番号通知及び暗証番号の発行等に係る諸規定

口座簿利用者番号通知及び暗証番号の発行等に係る規定等は「表 2－3－4 口座簿利用者番号通知及び暗証番号発行等に係る諸規定」のとおりである。

表 2－3－4 口座簿利用者番号通知及び暗証番号発行等に係る諸規定

	指定管理口座
申請できる者	指定管理口座の口座名義人又は口座管理者のうち、既に口座簿利用者番号の発行を受けている者又は 2016（平成 28）年 10 月 1 日以前に口座簿利用者番号の発行を受けていなかった者
申請期限	特になし
東京都の標準処理期間	口座簿利用者番号等通知申請書を受理した日の翌開庁日から起算して 10 開庁日以内
必要書類	・ 口座簿利用者番号等通知申請書 ・ 印鑑証明書（変更があった場合のみ）※
手数料	無料

※ 口座開設など排出量取引に係る申請又は届出の際に既に提出しており、印鑑証明書の記載内容（印影、商号、本店所在地、代表者氏名等）に変更がない場合は不要。記載内容について直近で提出したものから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書の原本（発行日が 6 か月以内のもの）を提出すること。

イ 口座簿利用者番号通知及び暗証番号発行等の手続の流れ

口座簿利用者番号通知及び暗証番号発行等の手続の流れについて図式化したものを、「図 2-3-4 口座簿利用者番号通知及び暗証番号発行等の手続の流れ」に記載する。

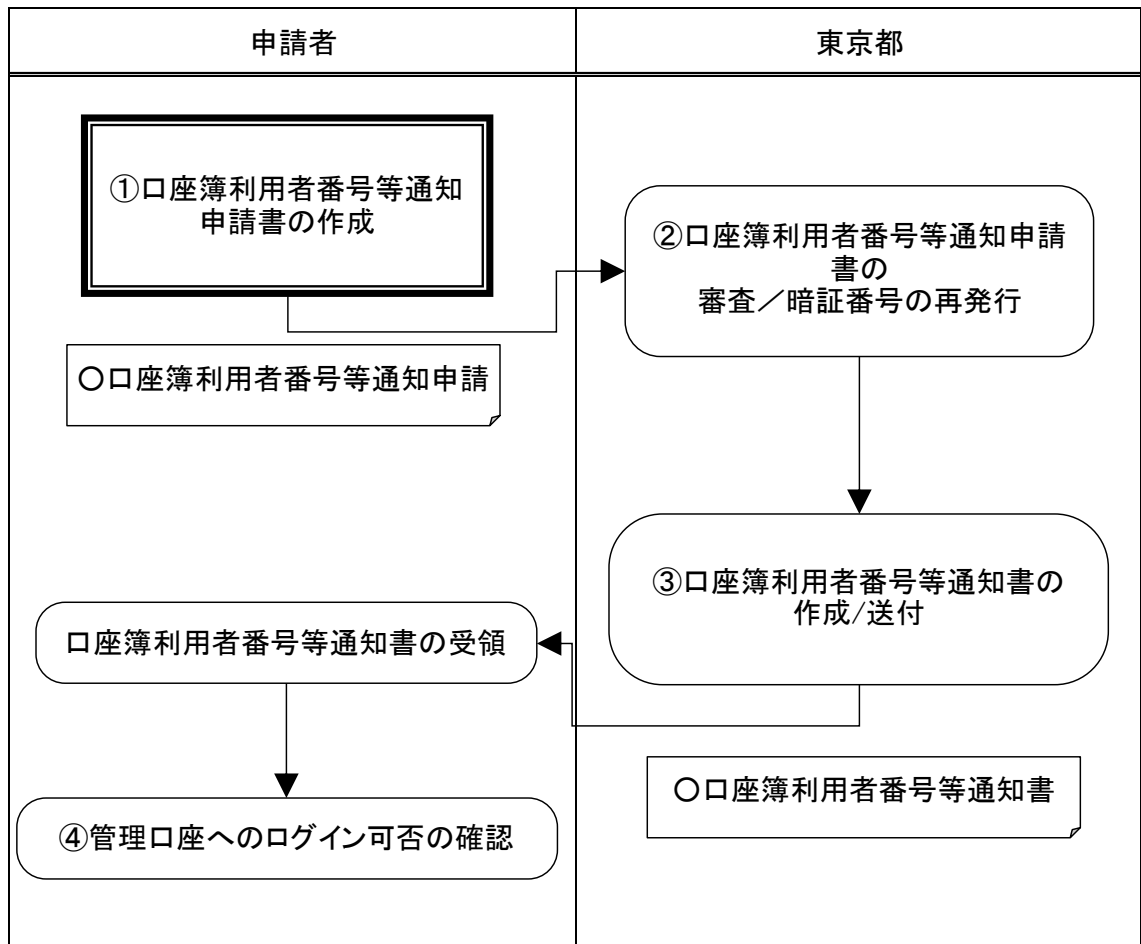


図 2-3-4 口座簿利用者番号通知及び暗証番号発行等の手続の流れ

① 口座簿利用者番号等通知申請書の作成

口座簿利用者番号の通知及び暗証番号の（再）発行を希望する口座名義人又は口座管理者は、「口座簿利用者番号等通知申請書」に必要事項を記載し、添付書類を添えて東京都に提出すること。

なお、「口座簿利用者番号等通知申請書」の様式及び記入要領は、東京都環境局のホームページよりダウンロードできる。

■ 口座簿利用者番号等通知申請書様式及び記入要領のダウンロード先 URL

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/kouzabo_riyousha.html

② 口座簿利用者番号等通知申請書の審査／暗証番号の（再）発行

口座簿利用者番号等通知申請書を受領後、内容を東京都で確認する。口座簿利用者番号等通知申請書の内容に不備がなければ、口座簿利用者番号の通知及び申請者が暗証番号の（再）発行を希望する場合にあってはこれを（再）発行する。

③ 口座簿利用者番号等通知書の送付

審査完了後、口座簿利用者番号等通知書を送付する。

④ 管理口座へのログイン可否の確認

当該申請を行った口座名義人又は口座管理者は、通知された口座簿利用者番号及び暗証番号を用いて自己の管理口座にログインすることができる。

⇒(関連資料)「システム操作マニュアル(口座保有者)」21～24 ページ

3 一般管理口座の開設等

(1) 一般管理口座の開設

指定地球温暖化対策事業者のうち取引を行いたい者及び東京都の排出量取引への参加又は削減量の環境価値の本制度外における活用を希望する者は、削減量口座簿上に一般管理口座の開設を受ける必要がある。

ア 一般管理口座の開設に係る諸規定

一般管理口座の開設要件等は、「表 2－3－5 一般管理口座の開設に係る諸規定」のとおりである。

表 2－3－5 一般管理口座の開設に係る諸規定

	一般管理口座
口座を開設できる者	次のいずれかに該当する者 ①指定地球温暖化対策事業者（法人、個人を問わない。） ②法人（外国法人で国内に事務所、営業所等を有しない者を除く。） ③次のいずれかに該当する個人 ・口座管理者 ・オフセットクレジットの発行を受けることができる者※ ¹ ・一般管理口座の口座名義人（個人）について相続があった場合の相続人
開設できる口座数の上限	・上記①に該当する者及び口座管理者は、原則として1法人又は1個人につき、当該者に係る指定地球温暖化対策事業所の数まで口座を開設できる。※ ² ・上記以外の者は、原則として1法人又は1個人につき1口座に限る。※ ²
共有名義	不可（1口座につき1口座名義人に限る。）
開設期限	なし
東京都の標準処理期間	一般管理口座開設申請書を受領した日の翌開庁日から起算して15開庁日以内
必要書類	・一般管理口座開設申請書 ・手数料減免申請書（※4に該当する者） ・上記③に該当することを証明する書類（口座管理者を除く上記③に該当する者） ・印鑑証明書※ ³
手数料	・指定地球温暖化対策事業者又は口座管理者：無料 ・上記以外の者：1口座につき13,400円（特定の者は、免除の対象となる。※ ⁴ ）

総量削減義務と排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン

※1 具体的には、次に該当する者であれば個人でも一般管理口座を開設できる（ただし、口座の利用については、一定の制限がある。）。

オフセットクレジットの種類		一般管理口座を開設できる者
都内中小クレジット		①都内中小クレジットを算定する事業所等の設備更新権限を有する者 ②上記①の者から都内中小クレジットの発行を受けることについて同意を得た者
都外クレジット		①都外クレジットを算定する事業所の所有者 ②都外クレジットを算定する事業所等の設備更新権限を有する者 ③上記①又は②の者から都外クレジットの発行を受けることについて同意を得た者
再エネクレジット	環境価値換算量	①東京都の再生可能エネルギーに係る設備認定を受けた設備の所有者 ②当該環境価値換算量に係る電気等の環境価値の保有者 ③上記①の者から再エネクレジットの発行を受けることについて同意を得た者
	グリーンエネルギー証書	グリーンエネルギー証書を再エネクレジットとして発行を受ける特定地球温暖化対策事業者
	RPS 法の新エネルギー等電気相当量	RPS 法の新エネルギー等電気相当量の保有者

※2 特別の事情があると認められる場合には、開設できる一般管理口座数の上限を超えて口座を開設することができる。特別の事情としては、例えば次のような場合が考えられる。

- ・自社の排出量取引に活用するクレジットと特定の事業所（共有物件等）の義務履行に活用するクレジットを分別管理する必要がある場合
- ・削減義務のためにクレジット等の調達を行う部署と、取引の仲介等を目的として取引を行う部署が異なる場合

また、指定地球温暖化対策事業者及び口座管理者並びに※4に記載する者が、特別の事情があると認められ複数の口座の開設を受ける場合であっても、全ての一般管理口座について開設手数料は無料（免除）である。

※3 発行日が6か月以内のものであること。なお、排出量取引に係る申請又は届出が2回目以降で、既に印鑑証明書（原本）を提出している場合は、コピー（発行日が6か月以内のもの）の提出でもよい。ただし、印鑑証明書の内容（印影、商号、本店所在地、代表者氏名等）について、直近で提出したもの（原本）から変更があった場合は、最新の内容を反映した印鑑証明書（原本）を提出すること。

申請書の提出者が国又は地方公共団体であるときは原則として必要としないが、印鑑証明の取得が可能かどうか判断できない場合は、印鑑証明取得の可否を事前に法務局に確認すること。また、個人の印鑑証明書で申請者の氏名及び住所が確認できない場合は、当該申請者の住民票の写し又はこれに代わる書面（発行日が6か月以内のもの）を添付しなければならない。ただし、既に提出されている住民票の写し又はこれに代わる書面の記載内容に変更が

ないときは添付しないことができる。

書類の種類	提出者	添付の内容
印鑑証明書	全員※	① 排出量取引に係る申請又は届出を <u>初めて</u> 行う場合 印鑑証明書（ <u>原本</u> ）を添付
		② 排出量取引に係る申請又は届出が <u>2回目以降</u> の場合 印鑑証明書（ <u>コピー可</u> ）を添付する。ただし、印鑑証明書の内容（印影、商号、本店所在地、代表者氏名等）について、直近で提出したもの（原本）から変更があった場合は、 <u>最新の内容を反映した印鑑証明書（原本）</u> を添付すること
住民票	個人の印鑑証明書で申請者の氏名及び住所が確認できない者	① 排出量取引に係る申請又は届出を <u>初めて</u> 行う場合 当該申請者の住民票の写し又はこれに代わる書面を添付
		② 排出量取引に係る申請又は届出が <u>2回目以降</u> の場合 既に提出されている住民票の写し又はこれに代わる書面の記載内容に変更がないときは添付しないことができる。

※ 排出量取引に関する各種申請等について代理人に委任している場合は、代理人の印鑑証明書を提出すること（委任者の印鑑証明書の提出は不要）。

排出量取引に関する各種申請等について、印鑑登録ができない印鑑を押印せざるを得ない者に委任する場合は、委任者の印鑑証明書を添付のうえ、「委任状兼使用印鑑届」を東京都に提出すること。以降の申請等においては当該委任状兼使用印鑑届のコピーを添付すればよい。

（印鑑証明書を取得できない者が代理人である場合の例）

法人格のない団体の長に委任する場合（申請及び届出時は、団体の長の印の使用を希望）

※ 4 次に該当する者は、手数料減免申請書の提出により手数料が免除される（当該申請書の代表者印は不要）。

- ・ 国又は地方自治法第1条の3に規定する地方公共団体
- ・ 生活保護法の規定により保護を受ける者
- ・ 市町村民税（特別区民税を含む。）又は所得税が課されていない。

イ 一般管理口座の開設手続の流れ

一般管理口座開設の手続の流れについて図式化したものを、「図2-3-5 一般管理口座開設手続の流れ」に記載する。

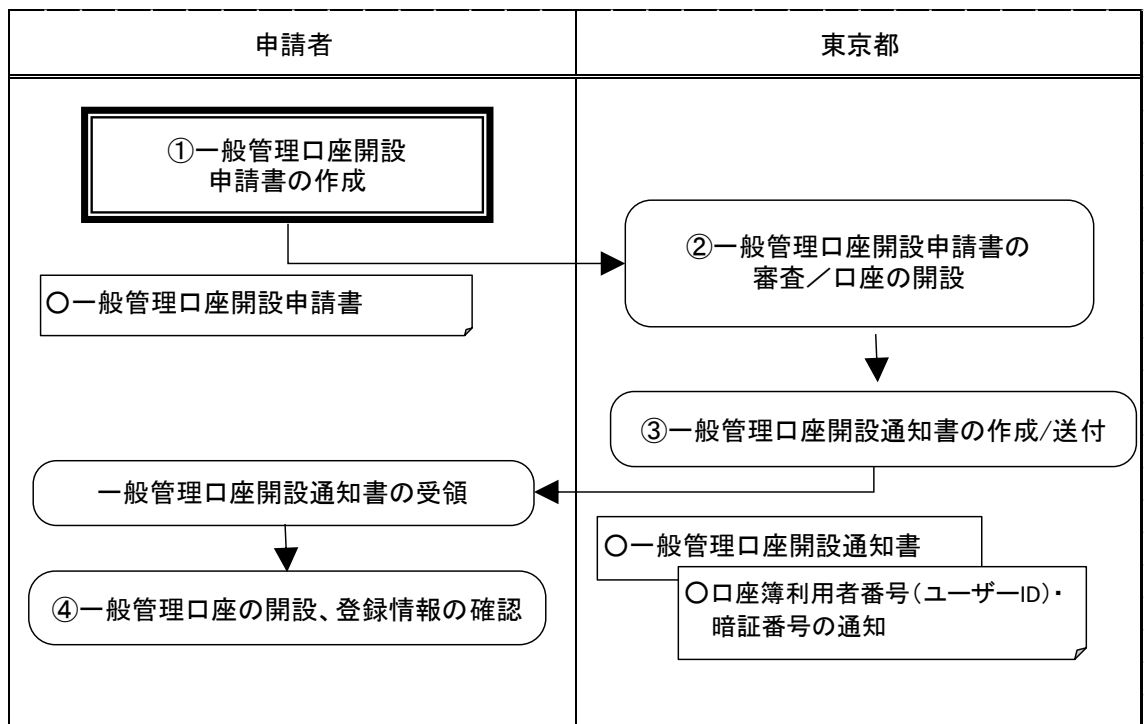


図 2 - 3 - 5 一般管理口座開設手続の流れ

① 一般管理口座開設申請書の作成

口座開設申請者は、「一般管理口座開設申請書」に必要事項を記載し、添付書類を添えて東京都に提出すること。

一般管理口座開設申請書では指定管理口座との関連付けが可能である。関連付け手続の詳細については、「(5) 一般管理口座と指定管理口座との関連付け」を参照すること。

なお、「一般管理口座開設申請書」等の各種申請様式及び申請書の記入要領は、東京都環境局のホームページよりダウンロードできる。

■一般管理口座開設申請書及び記入要領等のダウンロード先 URL

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/ippa_n_kouza_kaisetsu.html

② 一般管理口座開設申請書の審査及び口座の開設

一般管理口座開設申請書を受領後、内容を東京都で確認する。申請内容に不備がなければ、削減量口座簿上に口座を開設する。

③ 一般管理口座開設通知書の送付

口座の開設後、口座名義人宛てに一般管理口座開設通知書を送付する。総量削減義務と排出量取引システムへログインするための口座簿利用者番号及び暗証番号を併せて送付する。

※ 手数料の支払が必要となる場合の手続

指定地球温暖化対策事業者又は口座管理者以外の者については、原則として手数料（1口座につき13,400円）の支払が必要となることから、口座の開設及び一般管理口座開設通知書の送付は直ちには行われない。この場合、申請者は、一般管理口座開設申請書の審査の完了後に東京都から納入通知書が郵送されるので、受領後速やかに東京都公金を納付できる金融機関で手数料を支払わなければならない。東京都により手数料の支払が確認されると口座が開設され、その後、一般管理口座開設通知書が郵送される。

④ 一般管理口座の開設、登録情報の確認

送付された口座簿利用者番号及び暗証番号を総量削減義務と排出量取引システムに入力してログインすることで、開設された口座にアクセスし、口座開設状況を確認することができる。

⇒(関連資料)「システム操作マニュアル(口座保有者)」21～24 ページ

ウ 削減量口座簿（電子システム）を介した口座情報の参照

一般管理口座の口座名義人は、Web ブラウザを通じて総量削減義務と排出量取引システムにアクセスし、口座簿利用者番号及び暗証番号を入力してログインすることで、自身が保有する口座にアクセスし、削減量口座簿の情報を参照することができる。具体的には、次の情報を参照することができる。

● 参照できる情報

- ・ 口座番号
- ・ 口座名義人の氏名及び住所
- ・ 口座の管理を行う部署等の名称及び連絡先
- ・ 口座に記録されているクレジットの種類、量、有効期限
- ・ その口座に係る取引の履歴

⇒(関連資料)「システム操作マニュアル(口座保有者)」21～24、40～46 ページ

(2) 口座に係る各種変更

一般管理口座の口座名義人は、その氏名、住所、連絡先に変更が生じた場合は、次の手続に従って、その旨を東京都に届け出なければならない。

なお、2016（平成 28）年 3 月 31 日付規則改正により、変更が生じた後、遅滞なく一般管理口座の更新申請又は振替可能削減量の振替申請を行う場合は、当該申請の中で変更を届け出ることとも可能となった。

ア 口座に係る各種変更に係る諸規定

変更があった場合において東京都への届出が必要な場合等については、「表 2－3－6 各種変更に係る諸規定」のとおりである。

表 2－3－6 各種変更に係る諸規定

	一般管理口座
東京都への届出が必要な場合	① 口座名義人に関する次の変更※¹ ・ 法人名称又は代表者氏名 （個人の場合は氏名） ・ 主たる事務所の所在地 （個人の場合は住所） ②振替可能削減量等の管理を行う部署等に関する次の変更※² ・ 部署等の名称 ③口座名義人に関する次の事項のうち、公表を希望するもの※³ ・ 氏名 ・ 住所 ④振替可能削減量等の管理に関する次の事項のうち、公表を希望するもの※⁴ ・ 部署等の名称
届出期限	速やかに届け出ること
東京都の標準処理期間	口座名義人等氏名等変更届出書を受理した日の翌開庁日から起算して 15 開庁日以内
必要書類	・ 口座名義人等氏名等変更届出書 ・ 提出者の印鑑証明書（変更があった場合のみ）※⁵
手数料	無料
注意点など	特になし

※1 指定地球温暖化対策事業者が開設を受けた一般管理口座については、「指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書」等による変更の届出を行っている場合は、口座名義人等氏名等変更届による届出は不要

※2 振替可能削減量の管理を行う部署等の住所、電話番号、その他連絡先に変更があった場合、メール又は郵送による東京都への変更連絡が必要

- ※3 口座名義人が個人である場合に限る。
- ※4 振替可能削減量の管理を行う部署等の住所、電話番号、その他連絡先の公表情報に変更があった場合、メール又は郵送による東京都への変更連絡が必要
- ※5 口座開設など排出量取引に係る申請又は届出の際に既に提出しており、印鑑証明書の記載内容（印影、商号、本店所在地、代表者氏名等）に変更がない場合は不要。記載内容について直近で提出したものから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書の原本（発行日が6か月以内のもの）を提出すること。

イ 一般管理口座に係る各種変更手続の流れ

一般管理口座に係る各種変更手続の流れについて図式化したものを、「図2-3-6 一般管理口座の各種変更手続の流れ」に記載する。

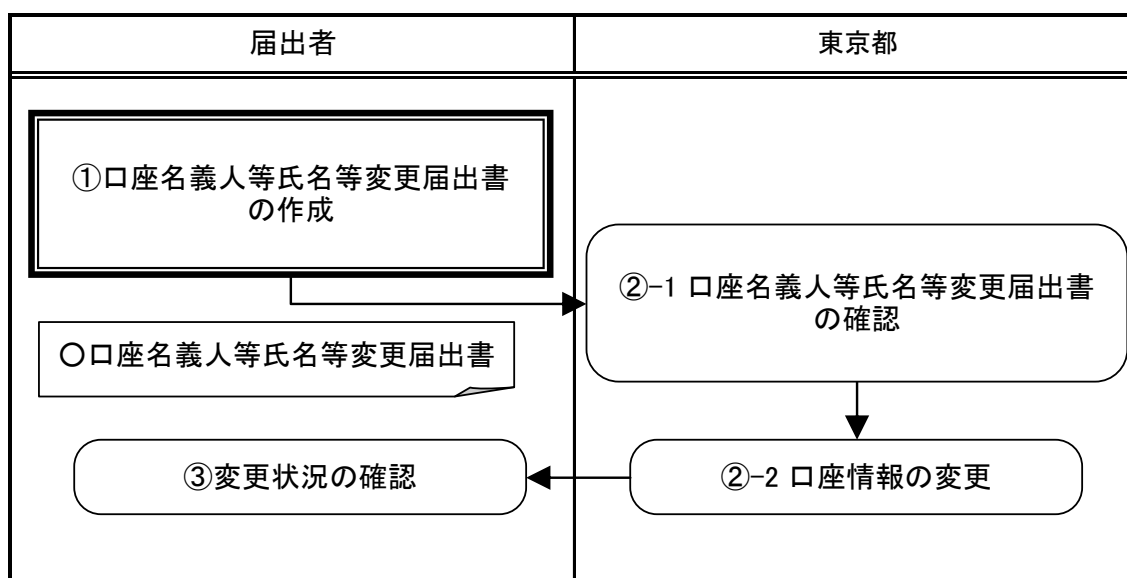


図2-3-6 一般管理口座の各種変更手続の流れ

① 口座名義人等氏名等変更届出書の作成

一般管理口座に関する各種変更があった場合は、「口座名義人等氏名等変更届出書」に必要事項を記載し、添付書類を添えて東京都に提出すること。ただし、指定地球温暖化対策事業者及び口座管理者以外の者が開設を受けている一般管理口座については、各種変更後直ちに「一般管理口座更新申請書」又は「振替可能削減量振替申請書」の提出を行う場合、「口座名義人等氏名等変更届出書」に代えて当該申請書により変更を届け出ることができる。

なお、「口座名義人等氏名等変更届出書」の様式及び記入要領は、東京都環境局のホームページよりダウンロードできる。

■ 口座名義人等氏名等変更届出書の様式及び記入要領のダウンロード先 URL

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/shimei_henkou.html

② 口座名義人等氏名等変更届出書の確認及び口座情報の変更

口座名義人等氏名等変更届出書を受領後、内容を東京都で確認する。申請内容に不備がなければ、口座情報の変更を行う。変更登録が完了したという情報は、削減量口座簿の「新着情報」の中でお知らせする。東京都から変更登録完了についての通知書等を送付することは特にない。

③ 変更状況の確認

申請者は、自己の管理口座にアクセスし、変更状況を確認することができる。

⇒(関連資料)「システム操作マニュアル(口座保有者)」21～24、40～42 ページ

(3) 一般管理口座の更新

指定地球温暖化対策事業者及び口座管理者以外の者が開設を受けている一般管理口座については、更新の手続を行わない限り、開設日にかかわらず、整理期間の末日の経過によって知事により廃止される。廃止される一般管理口座に記録されたクレジットは、排出量取引に利用できないものとして知事の管理口座に移転される。

次の計画期間においても継続して口座を利用する意思があるときは、一般管理口座の更新手続が必要である。

ア 一般管理口座の更新に係る諸規定

一般管理口座の更新に係る規定等は、「表 2-3-7 一般管理口座の更新に係る諸規定」のとおりである。

表 2-3-7 一般管理口座の更新に係る諸規定

	一般管理口座
更新が必要な一般管理口座	指定地球温暖化対策事業者及び口座管理者以外の者が開設を受けている一般管理口座※ ¹
有効期限	口座の開設日又は更新日が属する計画期間に係る整理期間の末日（第二計画期間にあつては、2021（令和3）年9月30日）
更新期間	口座の有効期限の属する年度の4月1日から9月30日（有効期限）まで（第二計画期間にあつては、2021（令和3）年4月1日から同年9月30日まで）
必要書類	・一般管理口座更新申請書 ・印鑑証明書(変更があった場合のみ)※² ・手数料減免申請書※³
手数料	1 口座につき 12,400 円 (特定の者は、免除の対象となる。※ ³)

※¹ 開設者がこれらに該当するかどうかは有効期間満了日において判断する。

※² 口座開設など排出量取引に係る申請又は届出の際に既に提出しており、印鑑証明書の記載内

容（印影、商号、本店所在地、代表者氏名等）に変更がない場合は不要。記載内容について直近で提出したものから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書の原本（発行日が6か月以内のもの）を提出すること。

※3 次に該当する者は、手数料減免申請書の提出により手数料が免除される（当該申請書の代表者印は不要）。

- ・ 国又は地方自治法第1条の3に規定する地方公共団体
- ・ 生活保護法の規定により保護を受ける者
- ・ 市町村民税（特別区民税を含む。）又は所得税が課されていない者

イ 一般管理口座の更新手続の流れ

一般管理口座の更新手続の流れについて図式化したものを、「図2-3-7 一般管理口座の更新手続の流れ」に記載する。

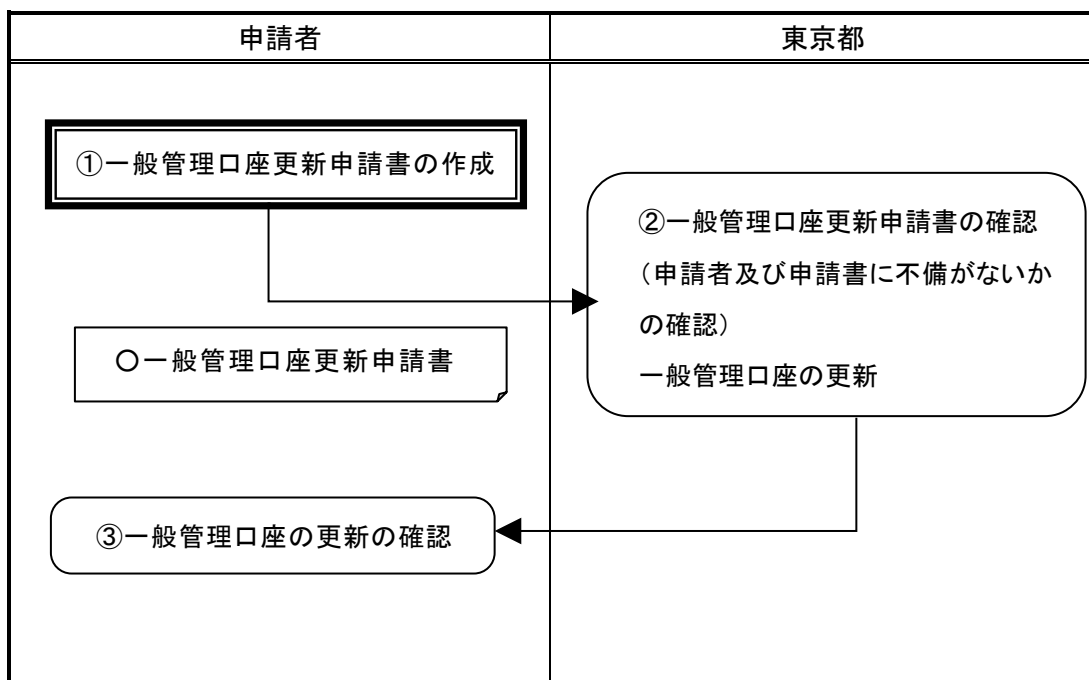


図2-3-7 一般管理口座の更新手続の流れ

① 一般管理口座更新申請書の作成

一般管理口座を更新したい口座名義人は、「一般管理口座更新申請書」に必要事項を記載し、添付書類を添えて2021（令和3）年4月1日から同年9月末日までの期間に東京都に提出すること。

なお、「一般管理口座更新申請書」の様式及び記入要領は、東京都環境局のホームページよりダウンロードできる。

■「一般管理口座更新申請書」の様式及び記入要領のダウンロード先 URL

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/ippa_n_koushin.html

② 一般管理口座更新申請書の確認及び一般管理口座の更新

一般管理口座更新申請書を受領後、内容を東京都で確認する。申請書の内容に不備がなければ、原則として当該一般管理口座は更新される。

更新期限前に申請書が提出されれば、更新前であっても引き続き口座を利用することは可能である。

③ 一般管理口座の更新の確認

当該申請を行った一般管理口座の口座名義人は、更新前と同様の口座番号、口座簿利用者番号及び暗証番号で自己の一般管理口座にアクセスすることができる。

(4) 一般管理口座の廃止

一般管理口座の口座名義人は、自己の一般管理口座を廃止したい場合は、その旨を東京都に届け出ることによって当該一般管理口座を廃止することができる。ただし、一般管理口座の廃止を届け出る前に、当該一般管理口座のクレジットを他に移転するなどして、クレジットが当該一般管理口座に残存しないようにしておく必要がある。

ア 一般管理口座の廃止に係る諸規定

一般管理口座の廃止に係る規定等は「表 2-3-8 一般管理口座の廃止に係る諸規定」のとおりである。

表 2-3-8 一般管理口座の廃止に係る諸規定

	一般管理口座
東京都の標準処理期間	一般管理口座廃止申請書を受理した日の翌開庁日から起算して 10 開庁日以内
必要書類	・ 一般管理口座廃止申請書 ・ 印鑑証明書(変更があった場合のみ)[※]
手数料	無料

※ 口座開設など排出量取引に係る申請又は届出の際に既に提出しており、印鑑証明書の記載内容（印影、商号、本店所在地、代表者氏名等）に変更がない場合は不要。記載内容について直近で提出したものから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書の原本（発行日が 6 か月以内のもの）を提出すること。

イ 一般管理口座の廃止手続の流れ

一般管理口座の廃止手続の流れについて図式化したものを、「図 2-3-8 一般管理口座の廃止手続の流れ」に記載する。

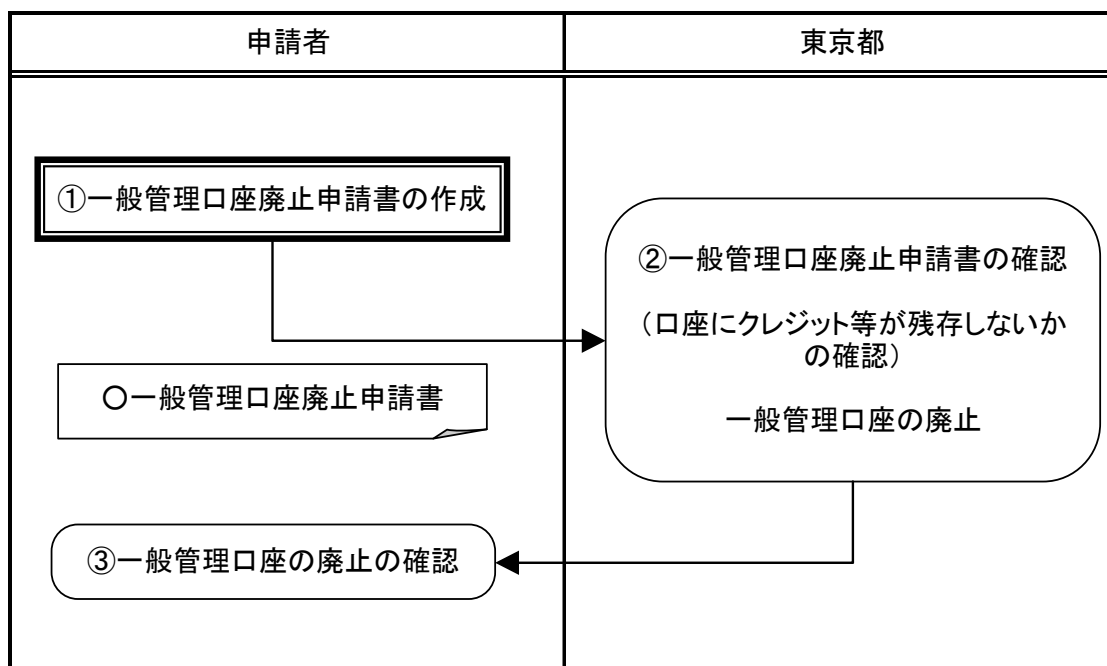


図 2-3-8 一般管理口座の廃止手続の流れ

① 一般管理口座廃止申請書の作成

一般管理口座を廃止したい口座名義人は、「一般管理口座廃止申請書」に必要な事項を記載し、添付書類を添えて東京都に提出すること。

なお、「一般管理口座廃止申請書」の様式及び記入要領は、東京都環境局のホームページよりダウンロードできる。

■一般管理口座廃止申請書の様式及び記入要領のダウンロード先 URL

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/ippa_n_haishi.html

② 一般管理口座廃止申請書の確認及び一般管理口座の廃止

一般管理口座廃止申請書を受領後、内容を東京都で確認する。申請内容に不備がなく、かつ、一般管理口座にクレジットが残存しなければ、当該一般管理口座を廃止する。

③ 一般管理口座の廃止の確認

一般管理口座が廃止されると、申請者が利用していた口座簿利用者番号及び暗証番号も無効となり、再び利用することはできなくなる。

⇒(関連資料)「システム操作マニュアル(口座保有者)」21、22 ページ

(5) 一般管理口座と指定管理口座との関連付け

指定管理口座からのクレジットの取得又は指定管理口座へのクレジットの移転を行うための関連付けを希望する一般管理口座の口座名義人は、事前に東京都へ申請しなければならない。なお、申請により一般管理口座は指定管理口座と関連付けられ、特定一般管理口座として登録される。

ア 一般管理口座等の関連付けに係る諸規定

一般管理口座等の関連付けに係る規定等は「表 2－3－9 一般管理口座等の関連付けに係る諸規定」のとおりである。

表 2－3－9 一般管理口座等の関連付けに係る諸規定

	一般管理口座
一般管理口座等の関連付け要件	指定管理口座と関連付けようとする一般管理口座の口座名義人が、次のいずれかに該当する場合 ①クレジットの移転元又は移転先となる指定管理口座の口座名義人 ②クレジットの移転元又は移転先となる指定管理口座の口座管理者
関連付けが可能な一般管理口座の数	・一つの一般管理口座につき、複数の指定管理口座と関連付けることが可能 ・一つの指定管理口座につき、複数の一般管理口座と関連付けることが可能
申請期限	特になし ただし、次の申請が行われる前又は同時に申請を行う必要がある。 ①指定管理口座から一般管理口座への超過削減量の移転申請 ②一般管理口座から指定管理口座へのクレジットの移転申請
東京都の標準処理期間	一般管理口座開設申請書又は一般管理口座等に係る関連付け申請書を受理した日の翌開庁日から起算して 15 開庁日以内
必要書類	・一般管理口座開設申請書（一般管理口座開設前の場合） ・一般管理口座等に係る関連付け申請書（一般管理口座開設後の場合） ・印鑑証明書（変更があった場合のみ）※
手数料	無料

	一般管理口座
注意点など	・一般管理口座と指定管理口座の関連付けを解除する場合は、特定一般管理口座等に係る関連付け解除申請書を提出すること。 ・特定一般管理口座とは、指定管理口座と関連付けられた一般管理口座を指す。 ・特定一般管理口座として関連付けた者が、関連付けた指定管理口座の口座名義人又は口座管理者でなくなった場合、自動的に関連付けが解除されることはない。そのため、当該特定一般管理口座の口座名義人は、申請により関連付けを解除する必要がある。

※ 口座開設など排出量取引に係る申請又は届出の際に既に提出しており、印鑑証明書の記載内容（印影、商号、本店所在地、代表者氏名等）に変更がない場合は不要。記載内容について直近で提出したものから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書の原本（発行日が6か月以内のもの）を提出すること。

（注） 2013（平成25）年1月1日付規則改正により、「特定一般管理口座の登録」の手続は、「一般管理口座等に係る関連付け」と名称変更した。

イ 一般管理口座等の関連付け手続の流れ

一般管理口座と指定管理口座の関連付け手続の流れについて図式化したものを、「図 2-3-9 一般管理口座等の関連付け手続の流れ」に記載する。

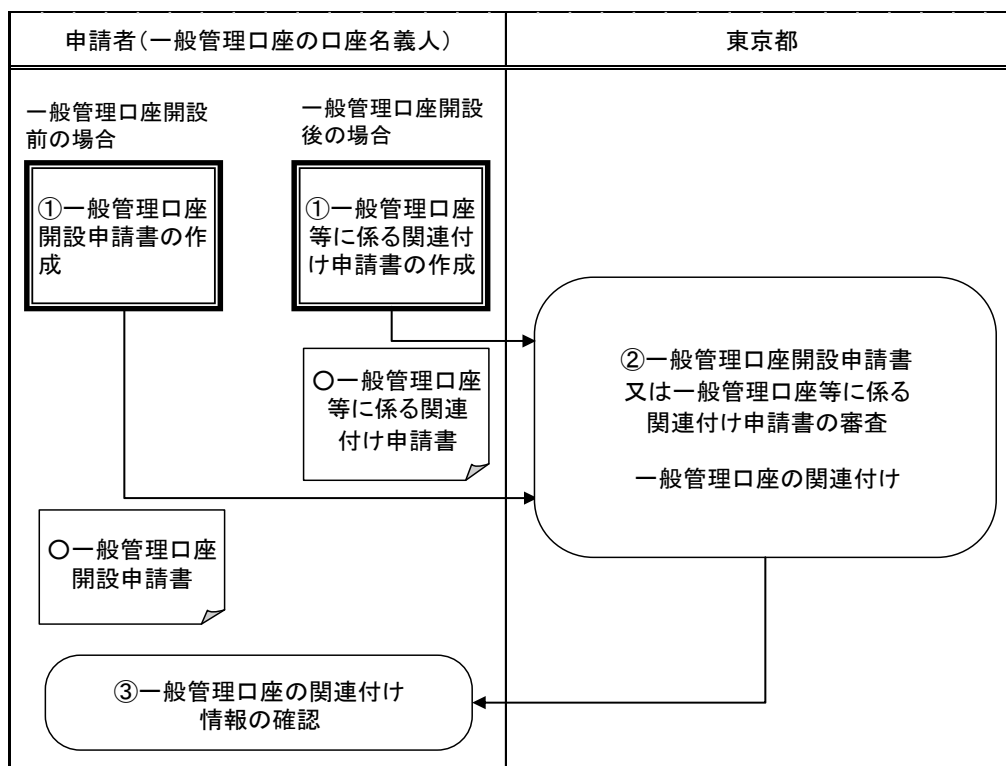


図 2-3-9 一般管理口座等の関連付け手続の流れ

① 一般管理口座開設申請書又は一般管理口座等に係る関連付け申請書の作成

指定管理口座との関連付けを希望する一般管理口座の口座名義人は、一般管理口座の開設と同時に申請する場合には「一般管理口座開設申請書」に、それ以外の場合には「一般管理口座等に係る関連付け申請書」に必要事項を記載し、添付書類を添えて東京都に提出すること。

なお、「一般管理口座開設申請書」及び「一般管理口座等に係る関連付け申請書」の様式及び記入要領は、東京都環境局のホームページよりダウンロードできる。

■一般管理口座開設申請書の様式及び記入要領のダウンロード先 URL

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/ippa_n_kouza_kaisetsu.html

■一般管理口座等に係る関連付け申請書の様式及び記入要領のダウンロード先 URL

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/toku_tei_ippan_toroku.html

② 一般管理口座開設申請書又は一般管理口座等に係る関連付け申請書の審査及

び関連付け

一般管理口座開設申請書又は一般管理口座等に係る関連付け申請書を受領後、内容を東京都で確認する。一般管理口座開設申請書又は一般管理口座等に係る関連付け申請書の内容に不備がなければ、当該一般管理口座の関連付けを行う。

③ 一般管理口座の関連付け情報の確認

当該申請を行った一般管理口座の口座名義人は、自己の一般管理口座にアクセスし、一般管理口座の関連付け状況を確認することができる。

⇒(関連資料)「システム操作マニュアル(口座保有者)」21～24、40～42 ページ

ウ 一般管理口座の関連付けの解除

① 特定一般管理口座に係る関連付け解除申請書の作成

指定管理口座との関連付けの解除を希望する一般管理口座の口座名義人は、「特定一般管理口座等に係る関連付け解除申請書」に必要事項を記載し、添付書類を添えて東京都に提出すること。また、特定一般管理口座として関連付けた者が、関連付けた指定管理口座の口座名義人又は口座管理者でなくなった場合、自動的に関連付けが解除されることはない。この場合に関連付けを解除するためには、当該特定一般管理口座の口座名義人による申請書の提出が必要となる。

なお、「特定一般管理口座等に係る関連付け解除申請書」の様式及び記入要領は、東京都環境局のホームページよりダウンロードできる。

■特定一般管理口座等に係る関連付け解除申請書の様式及び記入要領のダウンロード先 URL

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/tokutei_kaijyo.html

② 特定一般管理口座等に係る関連付け解除申請書の審査及び関連付けの解除

特定一般管理口座等に係る関連付け解除申請書を受領後、内容を東京都で確認する。特定一般管理口座等に係る関連付け解除申請書の内容に不備がなければ、申請書に記載された指定管理口座との関連付けを解除する。

③ 一般管理口座の関連付け解除の確認

当該申請を行った一般管理口座の口座名義人は、自己の一般管理口座にアクセスし、一般管理口座の関連付けの解除を確認することができる。

(6) 口座簿利用者番号及び暗証番号を忘れた場合の手続

口座簿利用者番号又は暗証番号を忘れた場合は、「口座簿利用者番号等通知申請書」により申請することで、口座簿利用者番号の再通知又は暗証番号の再発行を受けることができる。

ア 口座簿利用者番号の再通知及び暗証番号の再発行に係る諸規定

口座簿利用者番号の再通知及び暗証番号の再発行に係る規定等は「表 2－3－10 口座簿利用者番号再通知及び暗証番号再発行に係る諸規定」のとおりである。

表 2－3－10 口座簿利用者番号再通知及び暗証番号再発行に係る諸規定

	一般管理口座
申請できる者	一般管理口座の口座名義人
申請期限	特になし
東京都の標準処理期間	口座簿利用者番号等通知申請書を受理した日の翌開庁日から起算して 10 開庁日以内
必要書類	・ 口座簿利用者番号等通知申請書 ・ 印鑑証明書（変更があった場合のみ）※
手数料	無料

※ 口座開設など排出量取引に係る申請又は届出の際に既に提出しており、印鑑証明書の記載内容（印影、商号、本店所在地、代表者氏名等）に変更がない場合は不要。記載内容について直近で提出したものから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書の原本（発行日が 6 か月以内のもの）を提出すること。

イ 口座簿利用者番号再通知及び暗証番号再発行の手続の流れ

口座簿利用者番号再通知及び暗証番号再発行の手続の流れについて図式化したものを、「図 2－3－10 口座簿利用者番号再通知及び暗証番号再発行の手続の流れ」に記載する。

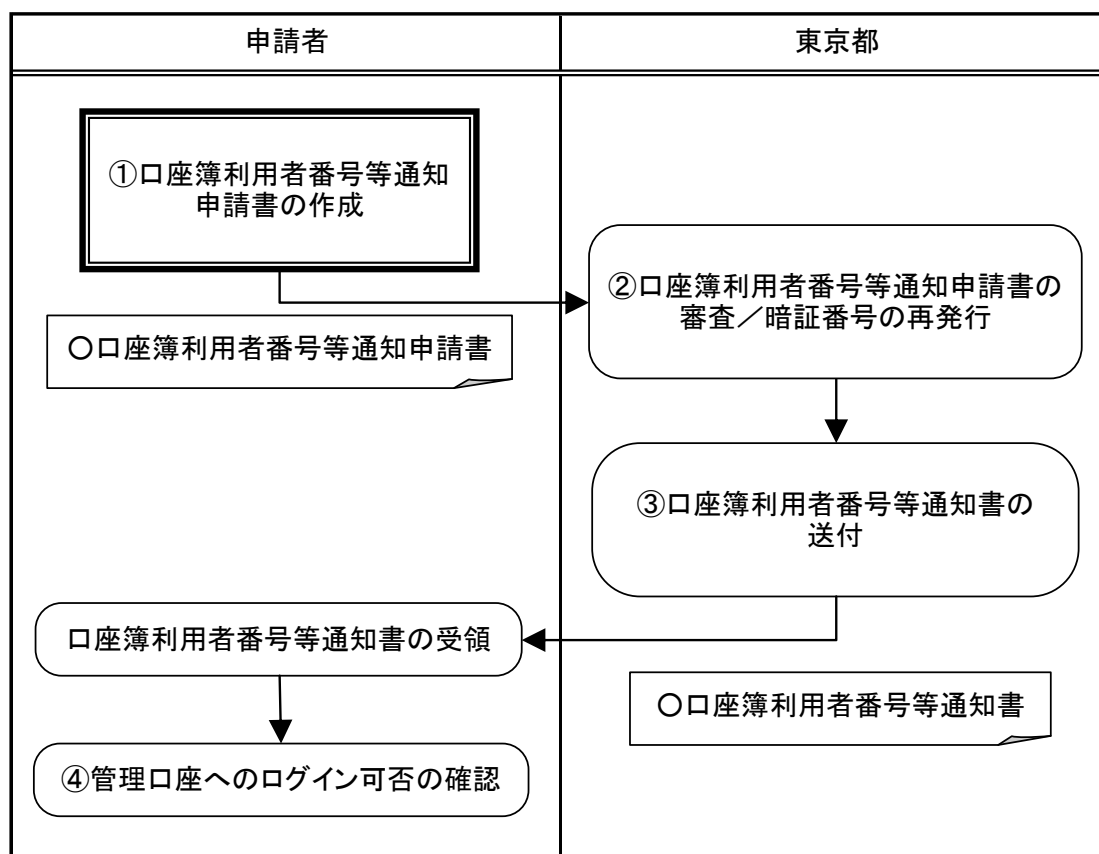


図 2－3－10 口座簿利用者番号再通知及び暗証番号再発行の手続の流れ

① 口座簿利用者番号等通知申請書の作成

口座簿利用者番号の再通知及び暗証番号の再発行を希望する口座名義人は、「口座簿利用者番号等通知申請書」に必要事項を記載し、添付書類を添えて東京都に提出すること。

なお、「口座簿利用者番号等通知申請書」様式及び記入要領は、東京都環境局のホームページよりダウンロードできる。

■ 口座簿利用者番号等通知申請書及び記入要領等のダウンロード先 URL

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/kouzabo_riyousha.html

② 口座簿利用者番号等通知申請書の審査／暗証番号の再発行

口座簿利用者番号等通知申請書を受領後、内容を東京都で確認する。口座簿利用者番号等通知申請書の内容に不備がなければ、口座簿利用者番号の通知及び

申請者が暗証番号の再発行を希望する場合にあってはこれを再発行する。

③ 口座簿利用者番号等通知書の送付

審査完了後、口座簿利用者番号等通知書を送付する。

④ 管理口座へのログイン可否の確認

当該申請を行った口座名義人又は口座管理者は、通知された口座簿利用者番号又は暗証番号を用いて自己の管理口座にログインすることができる。

⇒(関連資料)「システム操作マニュアル(口座保有者)」21～24 ページ

4 クレジット等の発行申請

ここでは、クレジット等の発行に当たっての手續、注意点などについて記載する。なお、再エネクレジット（その他削減量）については、他制度で認定された環境価値を東京都の排出量取引に利用可能なクレジット等に振り替えるという観点から条例では振替として整理しているが、当ガイドラインでは発行として記載している。

また、埼玉連携クレジットの発行（同じく条例では振替）については、第3章6「埼玉県の一般管理口座との振替」を参照のこと。

(1) クレジット等の発行に係る諸規定

前述したとおり、クレジット等はその種類によって発行先となる管理口座の種類が異なる。超過削減量及びその他ガス削減量は指定管理口座に発行されるが、オフセットクレジットは一般管理口座に発行される。したがって、超過削減量及びその他ガス削減量は指定管理口座の口座名義人（口座管理者を設置している場合にあっては口座管理者）が、オフセットクレジットは一般管理口座の口座名義人が発行申請を行うことになる。

なお、2016（平成28）年3月31日付規則改正により、第二計画期間以降の超過削減量については、削減義務期間の終了後、削減義務期間の排出量及び削減義務量が確定し、最終的な超過削減量の発行可能量が確定した段階で、指定管理口座に自動で発行される。そのため、申請による発行は、削減義務期間の最終年度の排出量を記載した地球温暖化対策計画書又は指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書の提出を行うまでに任意に発行を希望する場合に限られることになる。

クレジット等の発行に当たっての注意点などは「表2-3-11 クレジット等の発行に係る諸規定（指定管理口座への発行）」及び「表2-3-12 クレジットの発行に係る諸規定（一般管理口座への発行）」のとおりである。

表 2-3-11 クレジット等の発行に係る諸規定（指定管理口座への発行）

クレジット等	超過削減量		その他ガス削減量
発行方法	職権による発行	申請による発行	申請による発行
発行申請できる者		指定管理口座の口座名義人（口座管理者を設置している場合は口座管理者も可）	超過削減量に同じ
発行及び申請期限	削減義務期間を通算して、最終的に発行可能な量が確定した段階で、自動的に発行が行われる。	削減義務期間の途中で発行可能量がある場合は、任意に発行申請を行うことも可能である。この場合、地球温暖化対策計画書提出期限の11月末日から当該年度の地球温暖化対策計画書の審査終了までは申請を行うことはできない。また、指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書の提出後は、発行申請を行うことはできない。	認定された削減量の創出された削減計画期間の翌計画期間の整理期間末まで （認定された削減量の創出された削減計画期間の義務に充当する場合は、当該計画期間の整理期間末まで） ただし、東京都の標準処理期間を考慮し、余裕を持って申請すること。
発行可能量	削減した量（年度ごとに基準排出量の2分の1を上限とする。）のうち削減義務按分量を超えた量以下の量（複数回に分けて発行申請を行うことが可能）		認定されたその他ガス削減量以下の量（複数回に分けて発行申請を行うことが可能）
東京都の標準処理期間		振替可能削減量等発行等申請書を受理した日の翌開庁日から起算して10開庁日以内	超過削減量に同じ
必要書類		・振替可能削減量等発行等申請書 ・印鑑証明書（変更があった場合のみ）※1 ・振替可能削減量等の発行等に係る情報の公表について（別紙）※2	超過削減量に同じ
手数料	無料		無料

※1 口座開設など排出量取引に係る申請又は届出の際に既に提出しており、印鑑証明書の記載内容（印影、商号、本店所在地、代表者氏名等）に変更がない場合は不要。記載内容について直近で提出したものから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書の原本（発行日が6か月以内のもの）を提出すること。

※2 東京都環境局ホームページの「排出量取引の実績等」への公表を希望する場合に提出すること。別紙に記載がない場合は、公表しない。

表2-3-12 クレジットの発行に係る諸規定（一般管理口座への発行）

クレジット	都内中小クレジット／再エネクレジット／都外クレジット								
発行申請できる者	- 一般管理口座の口座名義人 - 設備更新権限を有する者又は同意を受けた者								
申請期限	認定された削減量を義務履行に利用できる削減計画期間の整理期間末まで ただし、東京都の標準処理期間を考慮し、余裕を持って申請すること。								
発行可能量	認定された削減量以下の量（複数回に分けて発行申請を行うことが可能）								
東京都の標準処理期間	振替可能削減量等発行等申請書を受理した日の翌開庁日から起算して10開庁日以内								
必要書類	- 振替可能削減量等発行等申請書※1 - 各種認定若しくは認証通知書 <table border="1"> <tr> <td>都内中小クレジット</td><td>都内中小クレジット削減量認定通知書</td></tr> <tr> <td>再エネクレジット（環境価値換算量）</td><td>再生可能エネルギー電力量認証通知書</td></tr> <tr> <td>再エネクレジット（その他削減量）</td><td>その他削減量に係る電力量等の認証通知書</td></tr> <tr> <td>都外クレジット</td><td>都外クレジット削減量認定通知書</td></tr> </table> - 印鑑証明書（変更があった場合のみ）※2 - 振替可能削減量等の発行等に係る情報の公表について（別紙）※3	都内中小クレジット	都内中小クレジット削減量認定通知書	再エネクレジット（環境価値換算量）	再生可能エネルギー電力量認証通知書	再エネクレジット（その他削減量）	その他削減量に係る電力量等の認証通知書	都外クレジット	都外クレジット削減量認定通知書
都内中小クレジット	都内中小クレジット削減量認定通知書								
再エネクレジット（環境価値換算量）	再生可能エネルギー電力量認証通知書								
再エネクレジット（その他削減量）	その他削減量に係る電力量等の認証通知書								
都外クレジット	都外クレジット削減量認定通知書								
手数料	無料								
注意事項	発行によって本制度で利用できるクレジット等が口座に記録され、生じた口座名義人に所有権があるものとなる。このため、発行先の一般管理口座の口座名義人と振替可能削減量等発行等申請書の申請者等が同一であることが望ましいが、差異がある場合は確認を行う。								

※1 2021（令和3）年3月の規則改正に伴い、振替可能削減量等発行等申請書における申請者等の代表者印の押印は不要となった。

※2 口座開設など排出量取引に係る申請又は届出の際に既に提出しており、印鑑証明書の記載内容（印影、商号、本店所在地、代表者氏名等）に変更がない場合は不要。記載内容について直近で提出したものから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書の原本（発行日が

6 か月以内のもの) を提出すること。

※3 東京都環境局ホームページの「排出量取引の実績等」への公表を希望する場合に提出すること。別紙に記載がない場合は、公表しない(遡及した対応も行わないので留意すること。)

(2) クレジット等の発行申請手続

超過削減量の発行申請手続の流れについて図式化したものを「図2-3-11 超過削減量の発行手続の流れ」に、オフセットクレジット及びその他ガス削減量の発行申請手続の流れについて図式化したものを「図2-3-12 オフセットクレジット及びその他ガス削減量の発行手続の流れ」に記載する。

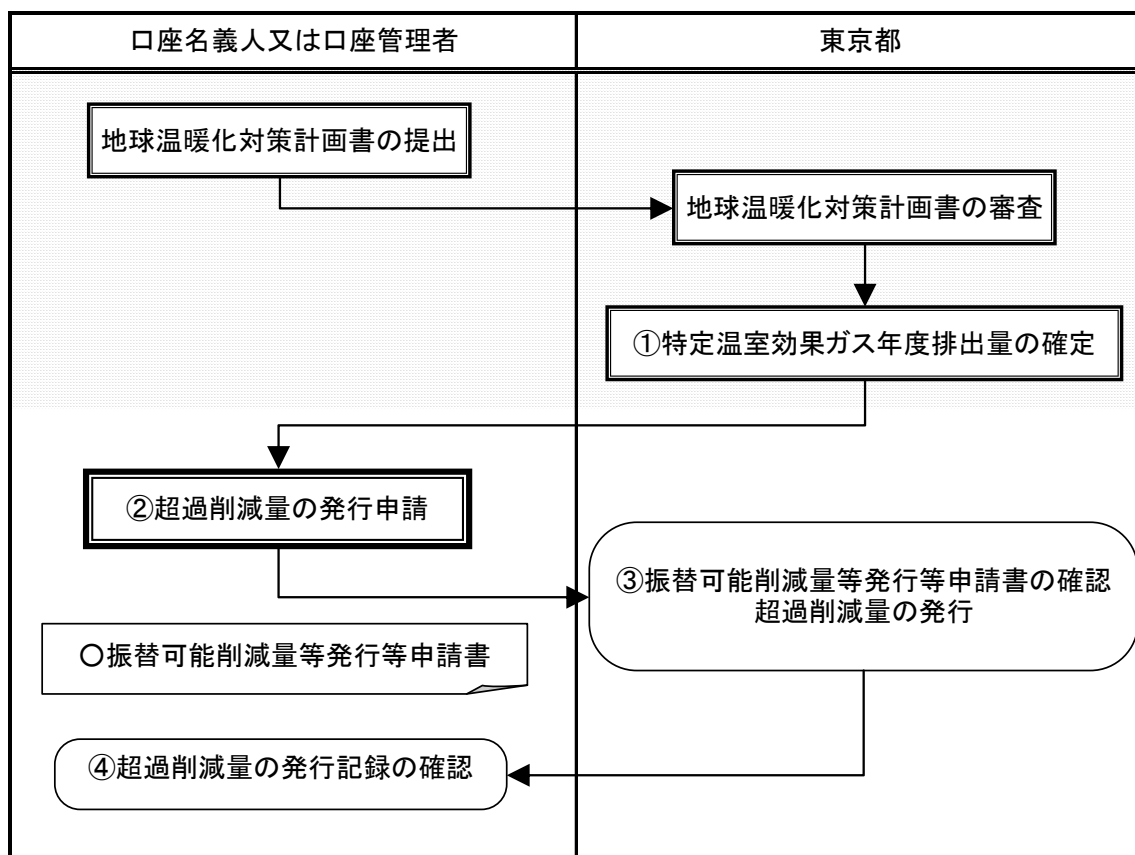


図2-3-11 超過削減量の発行手続の流れ

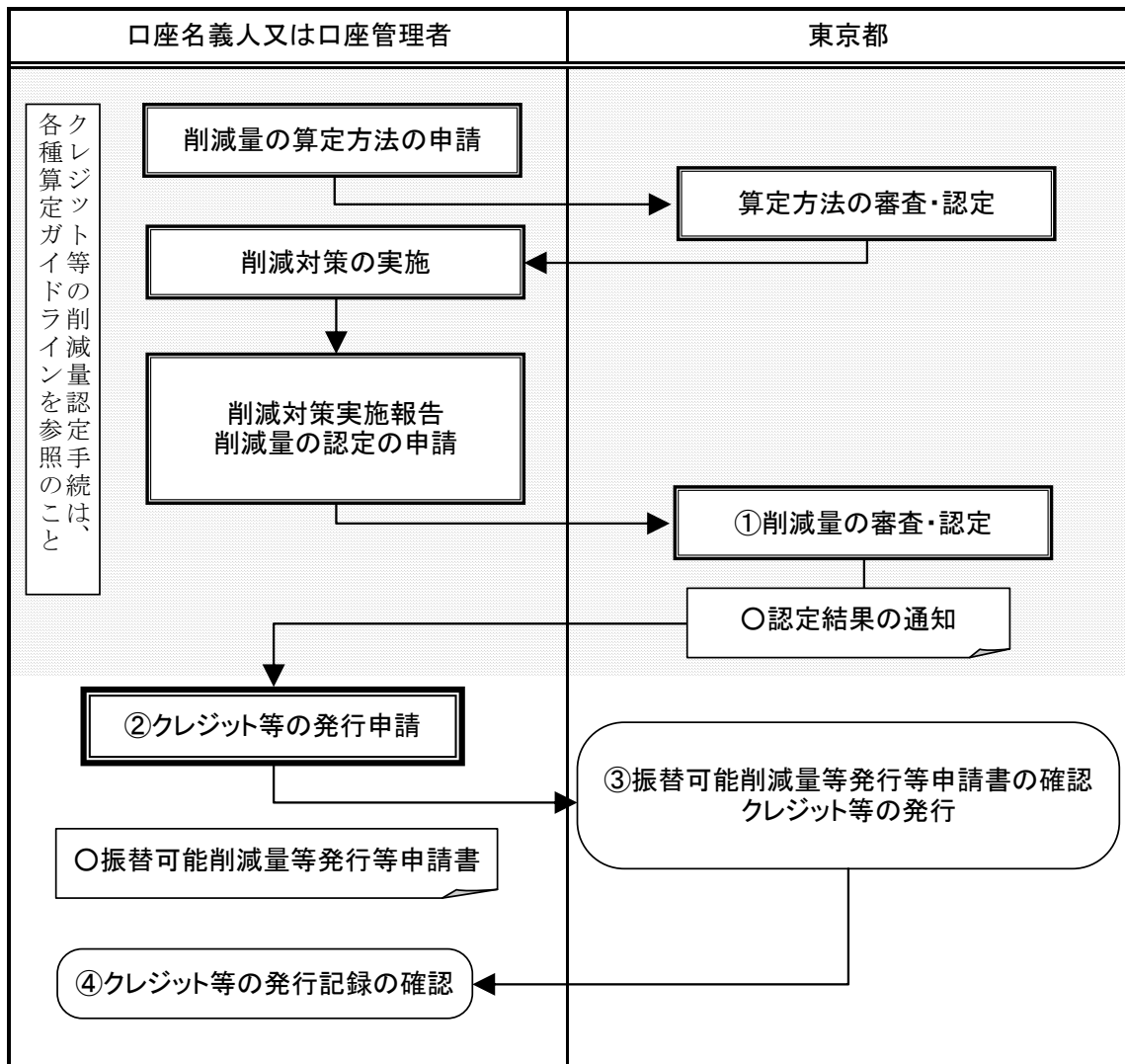


図 2-3-12 オフセットクレジット及びその他ガス削減量の発行手続の流れ

① クレジット等に係る削減量の認定（特定温室効果ガス年度排出量の確定）

超過削減量については地球温暖化対策計画書の審査が完了、すなわち特定温室効果ガス年度排出量が確定している必要がある。オフセットクレジット及びその他ガス削減量の発行申請を行うに当たっては、事前にクレジット等に係る削減量の認定手続が必要である*。

削減量の認定までに必要な手続等については、次に記載する各種算定ガイドラインを参照すること。

都内中小クレジット	： 都内中小クレジット算定ガイドライン
都外クレジット	： 都外クレジット算定ガイドライン
再エネクレジット	： 再エネクレジット算定ガイドライン
その他ガス削減量	： その他ガス削減量算定ガイドライン

※ 削減量の認定の申請とクレジット等の発行申請を同時に行っても構わない。この場合、標準処理期間が適用されるのは、削減量認定申請の審査完了後からである。

② 振替可能削減量等発行等申請書の作成

クレジット等の発行を希望する者は、「振替可能削減量等発行等申請書」に必要事項を記載し、添付書類を添えて東京都に提出すること。

なお、「振替可能削減量等発行等申請書」様式及び記入要領は、東京都環境局のホームページよりダウンロードできる。

■振替可能削減量等発行等申請書及び記入要領等のダウンロード先 URL

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/hakkaou.html

③ 振替可能削減量等発行等申請書の確認及びクレジット等の発行

振替可能削減量等発行等申請書を受領後、内容を東京都で確認する。振替可能削減量等発行等申請書の内容に不備がなければ、東京都でクレジット等の発行記録を行う。なお、第二計画期間における太陽光発電等及び特定小水力による再エネクレジットについては、1.5 倍分に算定する（例えば、これらによって発電された電力量の通常の方法による CO₂ 換算量が 100t-CO₂ であれば、発行の際に 150t-CO₂ として記録される。）。第三計画期間における再エネクレジットは、再生可能エネルギーの種類によらず、1.0 倍分に算定する。

なお、振替可能削減量については、一般管理口座に発行されたと同時に、取引が可能なクレジットとなり、一般管理口座の口座名義人に財産権が生じるため、振替可能削減量等発行等申請書の申請者と一般管理口座の口座名義人については同一の者が望ましい。このため、振替可能削減量等発行等申請書の申請者と一般管理口座の口座名義人の十分な確認を行う。

④ クレジット等の発行記録の確認

申請者は、自己の管理口座にアクセスし、クレジット等の発行状況を確認することができる。

⇒(関連資料)「システム操作マニュアル(口座保有者)」21～24、31、43 ページ

(3) 超過削減量の発行申請が可能な期間と発行可能量

超過削減量の発行可能量は、発行申請時期によって、どの期間の排出量に基づいて算定するかが決まる。

発行申請時期	算定の元となる排出量
初年度の排出量確定後、 2年度目の排出量記載の地球温暖化対策計画書の提出期限まで	初年度の排出量
2年度目の排出量確定後、 3年度目の排出量記載の地球温暖化対策計画書の提出期限まで	初年度と 2年度目の合計排出量
3年度目の排出量確定後、 4年度目の排出量記載の地球温暖化対策計画書の提出期限まで	初年度から 3年度目までの合計排出量
4年度目の排出量確定後、 5年度目の排出量記載の地球温暖化対策計画書の提出期限まで	初年度から 4年度目までの合計排出量

基本的な考え方としては、発行申請しようとするときに排出量が確定している年度までの期間の排出量に基づくこととなっている。

例えば、削減義務期間の初年度と2年度目の排出量が確定している場合は、初年度の排出量だけに基づいて発行可能量を算定することはできない。ただし、この場合も、初年度と2年度目の合計排出量に基づいて発行可能量は算定されるので、2年度目も一定の削減があれば、初年度の削減量を超過削減量として発行できる。2年度目の削減が初年度ほど進まなかったときに、発行可能量が減少する可能性又は発行できなくなる可能性があるということである。

また、地球温暖化対策計画書の提出期限の後には、地球温暖化対策計画書に記載された前年度排出量が確定するまで、超過削減量の発行を申請することはできない。5年度目の排出量を記載した地球温暖化対策計画書の提出期限後は、発行申請によらず、計画期間の最終的な発行可能量の確定後、知事が職権で発行することとなる。

具体的な超過削減量の発行申請が可能な期間を「図2-3-13 超過削減量の発行申請可能期間」に記載する。

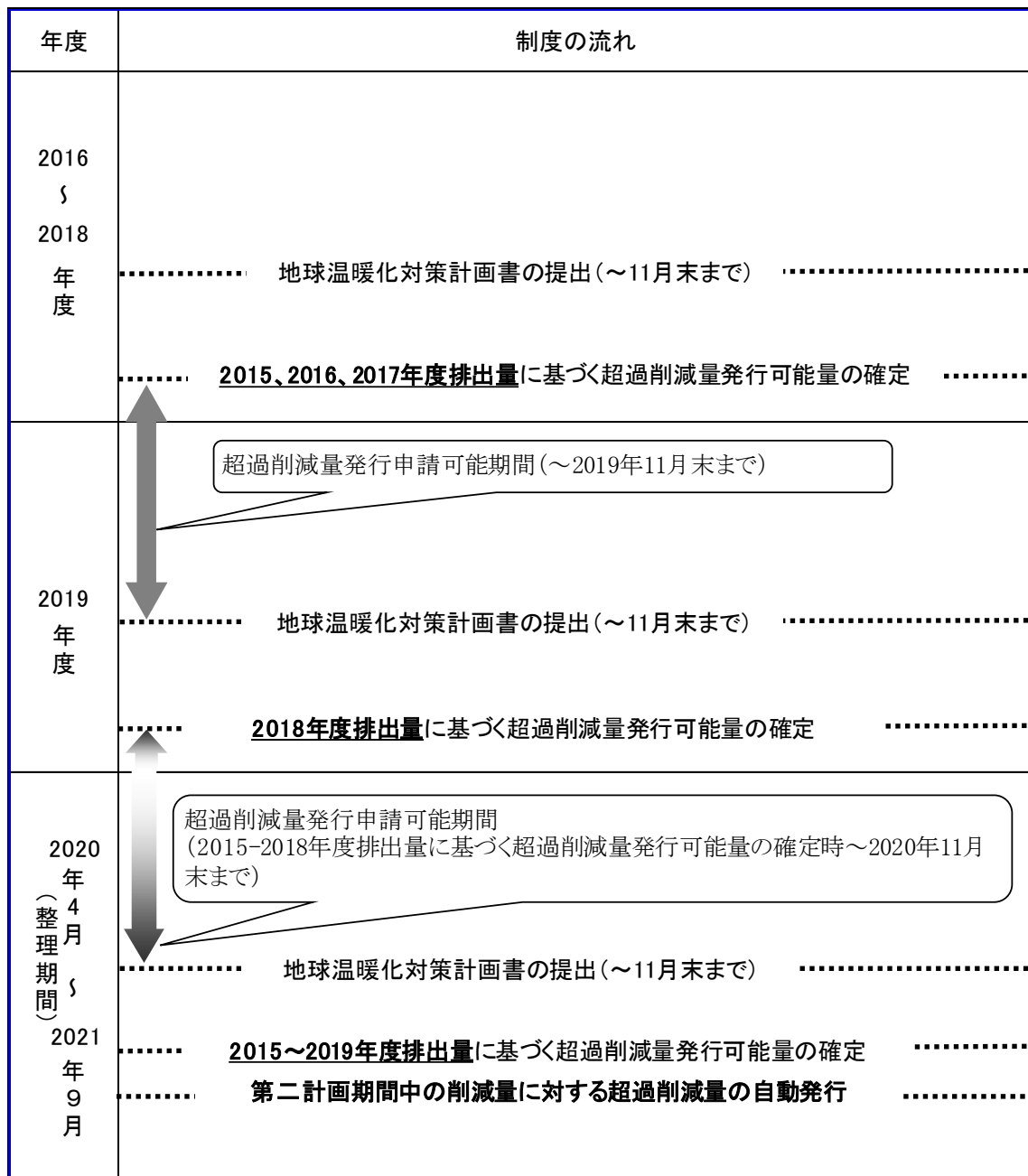


図 2 - 3 - 13 超過削減量の発行申請可能期間

5 クレジットの移転申請

埼玉連携クレジットの移転については、第3章6「埼玉県の一般管理口座との移転」を参照すること。

(1) クレジットの移転申請に係る諸規定

取引可能なクレジット等の移転にあたっての注意点などを「表2-3-13 クレジットの移転に係る諸規定」に示す。

表2-3-13 クレジットの移転に係る諸規定

	指定管理口座又は一般管理口座
移転申請できる者	クレジットを移転する口座（クレジットが減少する口座）の口座名義人（口座管理者を登録している指定管理口座にあっては、口座管理者）
申請期限	移転対象のクレジットを義務履行に利用できる削減計画期間の整理期間末まで ただし、東京都の標準処理期間を考慮し、余裕を持って申請すること。
移転可能量	特に制限なし
移転指定方法	次のいずれかの指定が可能 ①総量指定方式（移転を希望するクレジットの種類及び量を指定する。） ②識別番号指定方式（移転を希望するクレジットの識別番号を指定する。） ※ ①総量指定方式による移転の場合、識別番号が小さい方から移転する。例えば、AからBに超過削減量を50t移転したい場合、Aが識別番号130-1から130-100までの超過削減量を保有していれば、そのうち130-1から130-50までの超過削減量をBに移転する。 <u>しかしながら、第二計画期間に発行されたクレジット（有効期限が第三計画期間の義務履行期限まで）の発行時期により、第二計画期間に発行されたクレジットの識別番号の方が第一計画期間に発行されたクレジットより小さいこともある。総量削減義務と排出量取引システムで、クレジットの識別番号を確認し、このような状況がある場合は、意図するクレジットが義務充当されるよう②識別番号指定方式を選択し、義務充当申請書に記載する必要がある。</u>
東京都の標準処理期間	振替可能削減量振替申請書を受理した日の翌開庁日から起算して10開庁日以内

	指定管理口座又は一般管理口座
必要書類	・振替可能削減量振替申請書 ・印鑑証明書（変更があった場合のみ）※
手数料	無料

※ 口座開設など排出量取引に係る申請又は届出の際に既に提出しており、印鑑証明書の記載内容（印影、商号、本店所在地、代表者氏名等）に変更がない場合は不要。記載内容について直近で提出したものから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書の原本（発行日が6か月以内のもの）を提出すること。

(2) クレジットの移転申請手続の流れ

クレジットの移転申請手続の流れについて図式化したものを、「図2-3-14 クレジットの移転申請手続の流れ」に記載する。

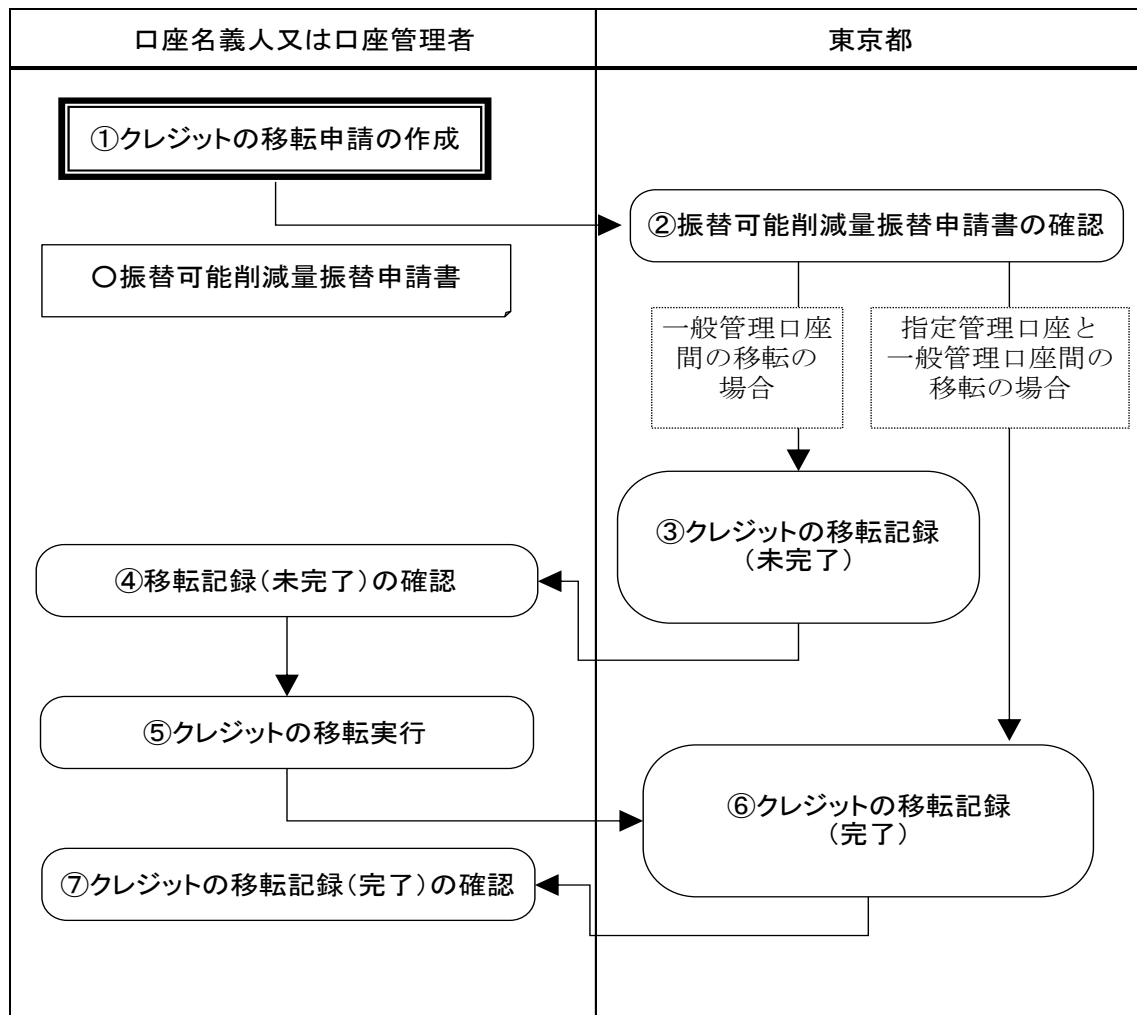


図2-3-14 クレジットの移転申請手続の流れ

① 振替可能削減量振替申請書の作成

クレジットの移転を希望する者は、「振替可能削減量振替申請書」に必要事項を記載し、添付書類を添えて東京都に提出すること。

クレジットの移転にあたっては、申請書において、①総量指定方式（移転を希望するクレジットの種類及び量を指定する。）と②識別番号指定方式（移転を希望するクレジットの識別番号を指定する。）が選択できるが、①総量指定方式を指定した場合は、クレジットの識別番号が小さい順に移転されることとなるため、クレジットの有効期限等を確認の上、記載が必要となる（表 2－3－13 クレジットの移転に係る諸規定 移転指定方法参照）。

なお、「振替可能削減量振替申請書」様式及び記入要領は、東京都環境局のホームページよりダウンロードできる。

■振替可能削減量振替申請書及び記入要領等のダウンロード先 URL

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/furikae.html

② 振替可能削減量振替申請書の確認

振替可能削減量振替申請書を受領後、内容を東京都で確認する。

③ クレジットの移転記録

振替可能削減量振替申請書の内容に不備がなければ、東京都でクレジットの移転記録を行う。一般管理口座から一般管理口座への移転については、東京都がクレジットの移転手続を行った時点では、移転先口座への移転記録は完了していない。一般管理口座から一般管理口座への移転については、申請者は削減量口座簿上で、⑤に記載する「移転実行」という操作を行うことでクレジットの移転が完了する。これは、移転を実行するタイミングを申請者が任意に決めることができるよう配慮したものであり、申請者は任意のタイミングでクレジットの移転を実行できる。

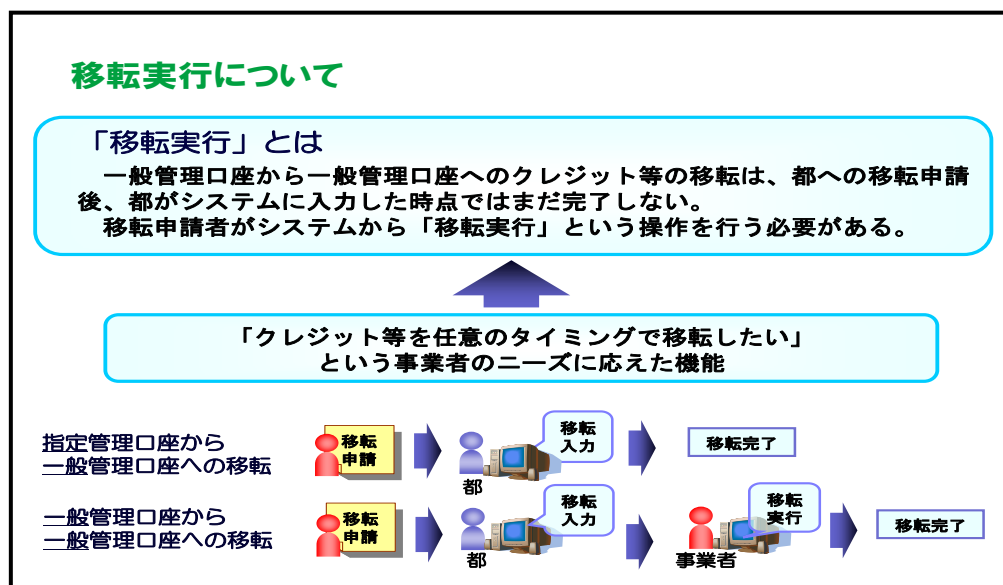


図 2－3－15 移転実行について

④ 移転記録（未完了）の確認

申請者は、自己の管理口座にアクセスし、クレジットの移転記録の状況を確認することができる。

申請者は、自己の管理口座にアクセス後、取引履歴情報を参照すると、クレジット等の発行、移転等の取引に関する情報を確認できる。取引履歴の一覧から確認したい取引履歴を選択し、その処理状態が「移転実行待ち」となっていれば、⑤に記載する「移転実行」という操作を行うことができる。処理状態が「完了」となっているものについては、移転が既に完了している。

⇒(関連資料)「システム操作マニュアル(口座保有者)」21～24、31～34、43～46 ページ

⑤ クレジットの移転実行（一般管理口座から一般管理口座の移転のみ）

東京都の移転手続が完了後、移転を実行したいときは、申請者は自己の管理口座にアクセス後、当該移転を実行したい取引を選択し、「移転実行」処理のためのシステム操作を申請者自身で行う必要がある。

⇒(関連資料)「システム操作マニュアル(口座保有者)」43～46、53～61 ページ

⑥ クレジットの移転記録（完了）

⑤で「移転実行」処理のためのシステム操作を行うと、クレジットの移転記録が完了する。なお、指定管理口座から一般管理口座への移転又は一般管理口座から指定管理口座への移転については、②で振替可能削減量振替申請書の内容を確認後、東京都が移転記録を行った時点でクレジットの移転記録が完了する。

⇒(関連資料)「システム操作マニュアル(口座保有者)」31～34、43～46、62、63 ページ

⑦ クレジットの移転記録（完了）の確認

申請者は、自己の管理口座にアクセスし、クレジットの移転記録が完了したことを確認することができる。

⇒(関連資料)「システム操作マニュアル(口座保有者)」31～34、43～46 ページ

6 埼玉県的一般管理口座との振替

一般管理口座の開設者は、東京都と埼玉県とで相互利用可能なクレジットを、申請により東京都と埼玉県の一般管理口座間で相互に移転することができる。このことにより、埼玉連携クレジットを東京都の削減義務の履行に利用すること並びに超過削減量及び都内中小クレジットを埼玉県の目標設定型排出量取引制度における削減目標の達成に利用することが可能となる。ただし、東京都の超過削減量については、総量削減義務の履行が確認された事業所で創出されたものに限られる。また、埼玉県の超過削減量については、基準排出量が 15 万 t-CO₂以下であって、埼玉県の目標設定型排出量取引制度における目標の達成が確認された事業所で創出されたものに限られる。

なお、東京都と埼玉県の削減量口座簿は直接接続されていないため、両都県にそれぞれ申請を行う必要がある。

(1) 埼玉県的一般管理口座からのクレジットの取得（埼玉県→東京都）

埼玉県的一般管理口座から東京都の一般管理口座へ、クレジットの移転を希望する者は、まず埼玉県的一般管理口座にあるクレジットを移転する量だけ減少させる必要がある。その後、減少記録を証明する書類を添えて東京都に対しクレジットの振替（増加）申請を行うことで東京都の一般管理口座に記録され、移転が完了する。

ア 埼玉県的一般管理口座からクレジットを取得する場合の諸規定

埼玉県的一般管理口座からクレジットを取得するにあたっての注意点などを「表 2-3-14 埼玉県的一般管理口座からクレジットを取得する場合の諸規定」に示す。

表 2-3-14 埼玉県的一般管理口座からクレジットを取得する場合の諸規定

	一般管理口座
取得申請できる者	クレジットを取得する口座（クレジットが増加する東京都の一般管理口座）の口座名義人（ <u>東京都と埼玉県の口座名義人は同一であること。</u> ）
申請期限	移転対象のクレジットを東京都の削減義務に利用できる削減計画期間の整理期間末まで。ただし、東京都及び埼玉県の標準処理期間を考慮し、余裕を持って申請すること。
取得対象となるクレジット	・埼玉連携クレジット（超過削減量については、基準排出量が 15 万 t-CO₂以下であって、埼玉県の目標設定型排出量取引制度における目標の達成が確認された事業所で創出されたもの） ・超過削減量（東京都で発行され、埼玉県の削減量口座簿に移転されているもの） ・都内中小クレジット（東京都で発行され、埼玉県の削減量口座簿に移転されているもの）

	一般管理口座
取得可能量	特に制限なし
東京都の標準 処理期間	東京都が振替可能削減量等発行等申請書を受理した日の翌開庁 日から起算して 10 開庁日以内
必要書類	・振替可能削減量等発行等申請書 ・印鑑証明書（変更があった場合のみ）※ ・減少記録を証明する書類（埼玉県から発行されるもの）
手数料	無料

※ 口座開設など排出量取引に係る申請又は届出の際に既に提出しており、印鑑証明書の記載内容（印影、商号、本店所在地、代表者氏名等）に変更がない場合は不要。記載内容について直近で提出したものから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書の原本（発行日が 6 か月以内のもの）を提出すること。

イ 埼玉県の一般管理口座からクレジットを取得する場合の手続

埼玉県の一般管理口座からクレジットを取得する場合の手続の流れについて図式化したものを、「図 2-3-16 埼玉県の一般管理口座からクレジットを取得する場合の手続の流れ」に記載する。

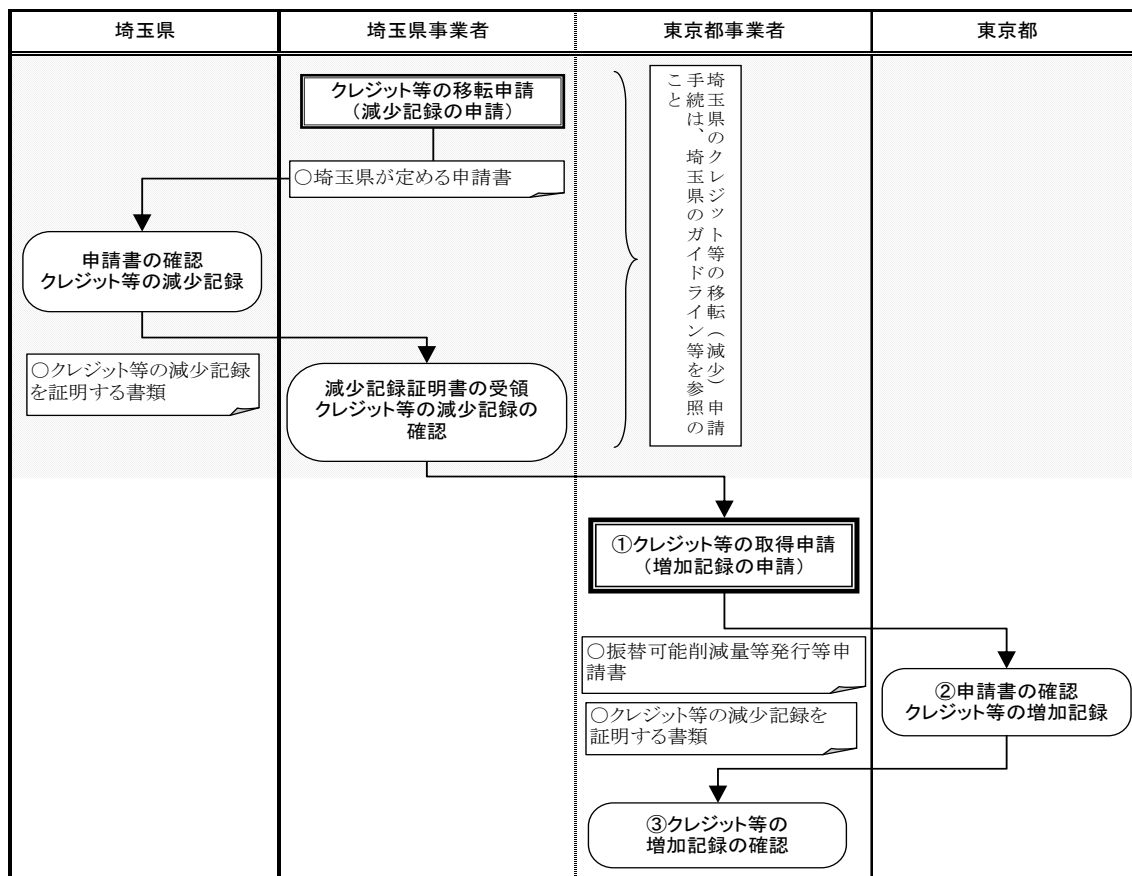


図 2-3-16 埼玉県の一般管理口座からクレジットを取得する場合の手続の流れ

東京都へ申請する前に埼玉県へのクレジットの移転（減少）申請が必要となる。
埼玉県への申請については、埼玉県のガイドライン等を参照のこと。

① 振替可能削減量等発行等申請書の作成

埼玉県の一般管理口座からクレジットの取得を希望する者は、「振替可能削減量等発行等申請書」に必要事項を記載し、添付書類を添えて東京都に提出すること。

なお、「振替可能削減量等発行等申請書」様式及び記入要領は、東京都環境局のホームページよりダウンロードできる。

■振替可能削減量等発行等申請書及び記入要領等のダウンロード先 URL

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/hakkou.html

② 振替可能削減量等発行等申請書の確認

振替可能削減量等発行等申請書を受領後、内容を東京都で確認する。申請書の内容に不備がなければ、東京都でクレジットの増加記録を行う。

③ クレジットの増加記録の確認

申請者は、自己の一般管理口座にアクセスし、クレジットの増加記録が完了したことを確認することができる。

⇒(関連資料)「システム操作マニュアル(口座保有者)」21～24、43 ページ

(2) 埼玉県の一般管理口座へのクレジットの移転（東京都→埼玉県）

東京都の一般管理口座から埼玉県の一般管理口座へ、クレジットの移転を希望する者は、まず東京都の一般管理口座にあるクレジットを移転する量だけ減少させる必要がある。その後、埼玉県に対し振替（増加）申請を行うことで埼玉県の一般管理口座にクレジットが記録され、移転が完了する。

ア 埼玉県の一般管理口座へクレジットを移転する場合の諸規定

埼玉県の一般管理口座へクレジットを移転するにあたっての注意点などを「表 2－3－15 埼玉県の一般管理口座へクレジットを移転する場合の諸規定」に示す。

表 2－3－15 埼玉県の一般管理口座へクレジットを移転する場合の諸規定

	一般管理口座
移転申請できる者	クレジットを移転する口座（クレジットが減少する東京都の一般管理口座）の口座名義人
申請期限	移転対象となるクレジットを東京都の削減義務に利用できる削減計画期間の整理期間末まで。ただし、東京都及び埼玉県の標準処理期間を考慮し、余裕を持って申請すること。

	一般管理口座
移転対象となるクレジット	・超過削減量（総量削減義務の履行が確認された事業所で創出されたもの） ・都内中小クレジット ・埼玉連携クレジット（埼玉県で発行され、東京都の一般管理口座に移転されているもの）
移転可能量	特に制限なし
東京都の標準処理期間	東京都が振替可能削減量振替申請書を受理した日の翌開庁日から起算して 10 開庁日以内
必要書類	・振替可能削減量振替申請書 ・印鑑証明書（変更があった場合のみ）※
手数料	無料

※ 口座開設など排出量取引に係る申請又は届出で既に提出しており、記載内容に変更がない場合は不要。印鑑証明書の内容（印影、商号、本店所在地、代表者氏名等）について直近で提出したものから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書（発行日が 6 か月以内のもの）を提出すること。

イ 埼玉県の一般管理口座へクレジットを移転する場合の手続

埼玉県の一般管理口座へクレジットを移転する場合の手続の流れについて図式化したものを、「図 2-3-17 埼玉県の一般管理口座へクレジットを移転する場合の手続の流れ」に記載する。

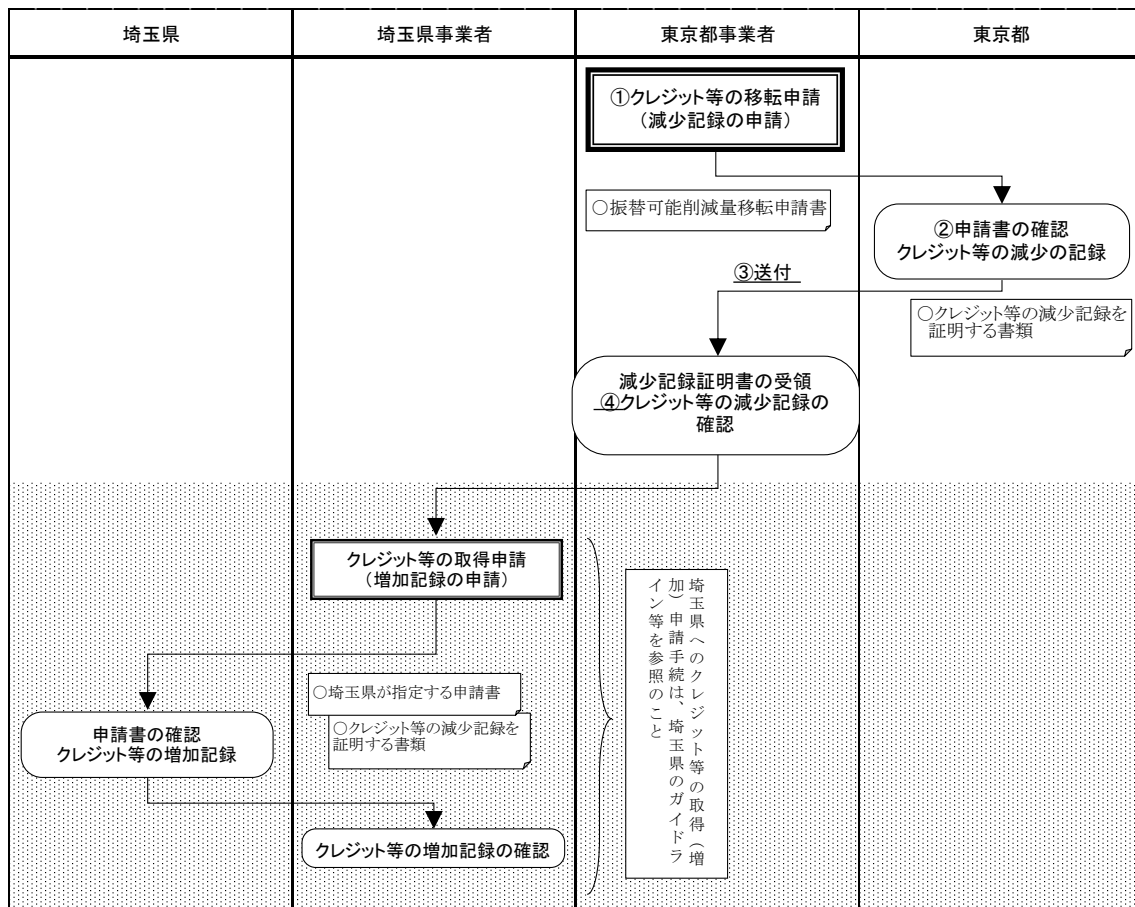


図 2-3-17 埼玉県の一般管理口座へクレジットを移転する場合の手続の流れ

① 振替可能削減量振替申請書の作成

埼玉県の一般管理口座へクレジットの移転を希望する者は、「振替可能削減量振替申請書」に必要事項を記載し、添付書類を添えて東京都に提出すること。

なお、「振替可能削減量振替申請書」様式及び記入要領は、東京都環境局のホームページよりダウンロードできる。

■振替可能削減量振替申請書及び記入要領等のダウンロード先 URL

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/furikae.html

② 振替可能削減量振替申請書の確認

振替可能削減量振替申請書を受領後、内容を東京都で確認する。申請書の内容に不備がなければ、東京都でクレジットの減少記録を行う。

③ クレジットの減少記録通知書の送付

クレジットの減少を記録後、東京都はクレジットの減少記録通知書を送付する。

④ クレジットの減少記録の確認

申請者は、自己の一般管理口座にアクセスし、クレジットの減少記録が完了したことを確認することができる。

⇒(関連資料)「システム操作マニュアル(口座保有者)」21～24、43 ページ

この後、申請者は、東京都より送付された減少記録通知書を用いて、埼玉県へのクレジットの振替（増加）申請を行う必要がある。埼玉県への申請については、埼玉県のガイドライン等を参照すること。

■埼玉県制度のホームページ

目標設定型排出量取引制度

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/torihikiseido.html>

7 クレジット等の義務充当申請

(1) クレジット等の義務充当申請の要件など

2016（平成 28）年 3 月 31 日付規則改正により、義務充当については、原則申請によらず自動で行われることとなった。自動的に義務充当が行われるタイミングは次のとおりである。

- ・一般管理口座から指定管理口座への振替を行った場合
- ・義務充当申請期限（義務履行期限日の 30 日前）の翌日に削減不足量があり、指定管理口座にクレジット等が記録されている場合

義務充当の自動化により、指定管理口座に義務履行に必要なクレジット等が記録されてさえいれば、義務充当に係る特段の手続は不要となるが、従前のとおり義務充当申請を行うことも可能である。例外的に義務充当申請を行う必要がある場合として、義務充当するクレジット等の識別番号やクレジット種類を指定したい場合や、その他ガス削減量を義務充当することにより、超過削減量の発行可能量を増加させる場合（詳細については第 2 部第 1 章 4（1）を参照のこと。）が想定される。

クレジット等の義務充当にあたっての注意点などを「表 2－3－16 クレジット等の義務充当に係る諸規定」に示す。

表 2－3－16 クレジット等の義務充当に係る諸規定

	指定管理口座
義務充当申請できる者	指定管理口座の口座名義人（口座管理者を設置している場合にあつては、口座管理者）
申請期限	義務充当の対象となる削減計画期間の義務履行期限日の 30 日前まで ただし、東京都の標準処理期間を考慮し、余裕を持って申請すること。
削減義務の履行に利用可能な量	都外クレジットについては、削減義務量の 3 分の 1 までを上限とする。 その他ガス削減量については、削減義務量まで（削減不足量がこれを超える場合はその量まで）を上限とする。 その他のクレジット等は、特に制限なし。

	指定管理口座
義務充当指定方法	次のいずれかの指定が可能 ①総量指定方式（義務充当を希望するクレジット等の種類及び量を指定する。） ②識別番号指定方式（義務充当を希望するクレジット等の識別番号を指定する。） ※ ①総量指定方式を選択した場合は、総量指定方式による移転の場合と同様に、識別番号が小さいものから義務充当を行う。第二計画期間に発行されたクレジット等（有効期限が第三計画期間の義務履行期限まで）の発行時期により、第二計画期間に発行されたクレジット等の識別番号の方が第一計画期間に発行されたクレジット等より小さいこともある。総量削減義務と排出量取引システムで、クレジット等の識別番号を確認し、このような状況がある場合は、意図するクレジット等が義務充当されるよう②識別番号指定方式を選択し、義務充当申請書に記載する必要がある。
東京都の標準処理期間	義務充当申請書を受理した日の翌開庁日から起算して 10 開庁日以内
必要書類	・義務充当申請書 ・印鑑証明書（変更があった場合のみ）※
手数料	無料
注意事項	・一度義務充当したものは、取り消して再度指定（一般）管理口座に戻すことはできないので、必要量を超えて義務充当しないよう注意すること。なお、余剰が出た場合は、有効期間内であればバンキングして翌計画期間に持ち越す。

※ 口座開設など排出量取引に係る申請又は届出の際に既に提出しており、印鑑証明書の記載内容（印影、商号、本店所在地、代表者氏名等）に変更がない場合は不要。記載内容について直近で提出したものから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書の原本（発行日が 6 か月以内のもの）を提出すること。

(2) クレジット等の義務充当申請の手続の流れ

クレジット等の義務充当申請手続の流れについて図式化したものを、「図 2－3－18 クレジット等の義務充当申請手続の流れ」に記載する。

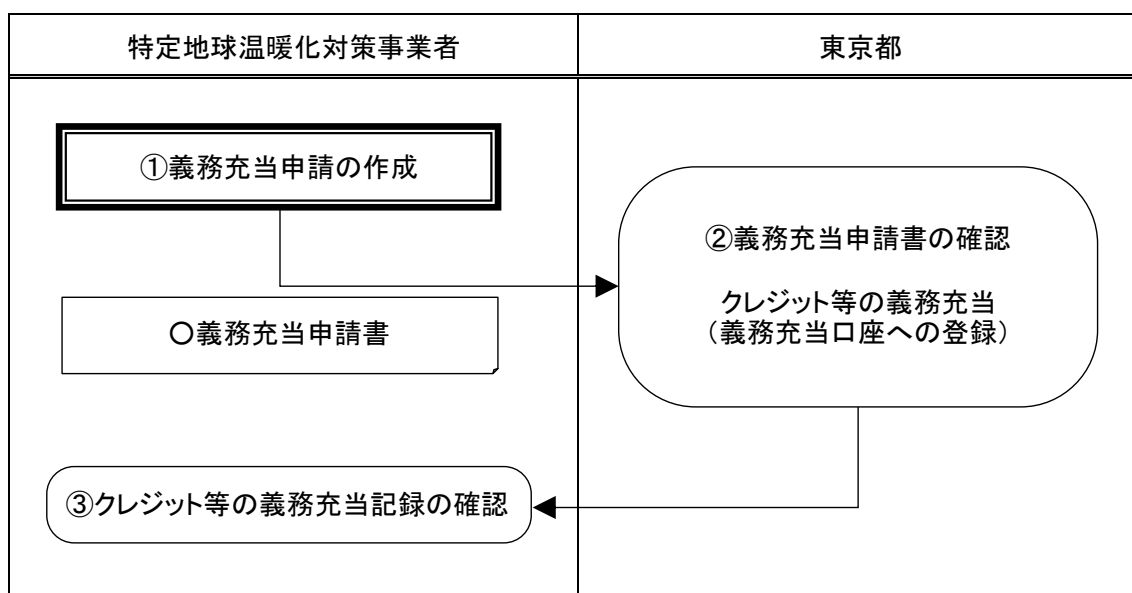


図 2-3-18 クレジット等の義務充当申請手続の流れ

① 義務充当申請書の作成

クレジット等の義務充当を希望する者は、「義務充当申請書」に必要事項を記載し、添付書類を添えて東京都に提出すること。

義務充当にあたっては、申請書において、①総量指定方式（移転を希望するクレジット等の種類及び量を指定する。）と②識別番号指定方式（移転を希望するクレジット等の識別番号を指定する。）が選択できるが、①総量指定方式を指定した場合は、クレジット等の識別番号が小さい順に移転されることとなるため、クレジット等の有効期限等を確認の上、記載が必要となる（表 2-3-16 クレジット等の移転に係る諸規定 義務充当指定方法参照）。

なお、「義務充当申請書」様式及び記入要領は、東京都環境局のホームページよりダウンロードできる。

■義務充当申請書及び記入要領等のダウンロード先 URL

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/gimu_juutou.html

② 義務充当申請書の確認及び義務充当の記録

義務充当申請書を受領後、内容を東京都で確認する。義務充当申請書の内容に不備がなければ、東京都でクレジット等の義務充当記録を行う。

③ クレジット等の義務充当記録の確認

申請者は、自己の管理口座にアクセスし、クレジット等の義務充当状況を確認することができる。

⇒(関連資料)「システム操作マニュアル(口座保有者)」21～24、35～39 ページ

(3) 義務の履行に利用しなかったクレジット等の取扱いについて

削減計画期間中に削減対策を実施し超過削減量やオフセットクレジット等を発行したものの、当該削減計画期間の削減義務の履行に利用しなかったクレジット等は、翌削減計画期間に持ち越すことができる（これを「バンキング」という。）。例えば、第二計画期間（2015（平成27）～2019（令和元）年度）内に発行されたクレジット等は、第三計画期間（2020（令和2）～2024（令和6）年度）の整理期間の終了時（2026（令和8）年9月末日）まで持ち越し、第三計画期間の削減義務の履行に利用することができる（「図2-3-19 クレジット等の有効期限」を参照）。

バンキングは期日の到来とともに自動的に行われるため、手続は不要である。

なお、クレジット等の使用可能な期間（有効期間）を過ぎた場合、当該クレジット等は有効期間を経過すると抹消される。

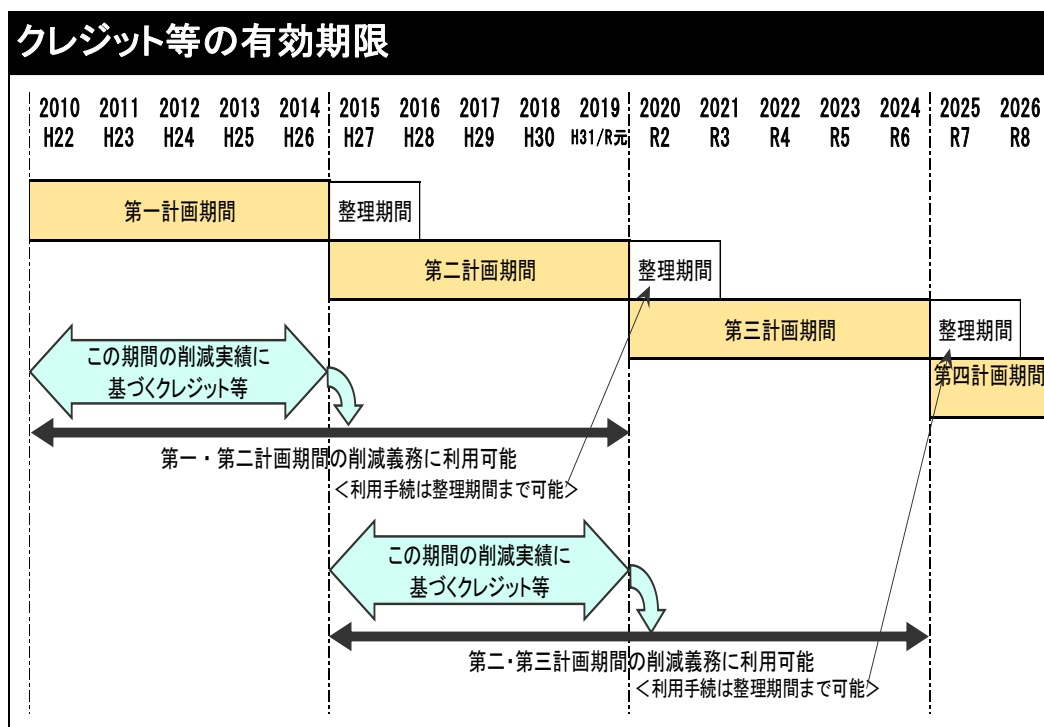


図2-3-19 クレジット等の有効期間

(4) 結果的に算定排出削減量が削減義務量を超過したときの、既に義務充当のために義務充当口座に移転されたクレジット等の取扱いについて

削減計画期間当初に排出超過であったことなどによりクレジット等を義務充当していたが、その後の削減対策の実施等により、結果的に削減計画期間の排出削減量が削減義務量を下回ることがある。また、削減計画期間中に都外クレジットを削減義務量の3分の1の量まで義務充当したが、その後トップレベル事業所に認定されるなどによって削減義務量が減少した結果、既に義務充当した都外クレジットの量が義務充当量の上限を超えてしまう場合がある。このように、結果的に義務充当が不要であったクレジット等や義務充当量の上限を超過した都外クレジットについては、当該クレジット等の有効期間内であれば、翌計画期間の削減義務に利用することができる。この場合、翌

計画期間の到来とともに自動的に翌計画期間の義務に利用するものと見なすため、手続は不要である。義務充当が不要であったクレジット等が有効期間を過ぎた場合、当該クレジット等は有効期間後の削減計画期間には利用できないため、義務充当の際には注意すること。

第一計画期間のクレジット等については、排出係数の変更に伴うクレジットの増量を行った。第一計画期間のクレジット等のうち超過して義務充当し義務充当口座にあったクレジット等（第二計画期間の義務充当に使用される予定であったもの）は、指定管理口座に引き戻してバンキング増量を行ったため、増量後のクレジットは指定管理口座に記録されている。当該クレジットについては、第二計画期間に削減不足となった場合にあっては、義務充当申請期限（義務履行期限日の 30 日前）の翌日以降に自動で充当されることになるので、再度義務充当の手続を行う必要はない。

(5) 削減義務が履行された場合の手続について

特定地球温暖化対策事業者が削減義務の履行状況を確認したい場合、削減量口座簿を通じてこれらを確認することができる。削減義務が履行された場合、東京都から特定地球温暖化対策事業者や指定管理口座の口座管理者に対する通知は行わない。

⇒(関連資料)「システム操作マニュアル(口座保有者)」21～24、35～39 ページ

8 削減量口座簿記録事項証明書に係る交付申請

指定管理口座及び一般管理口座の口座名義人又は口座管理者は、クレジット等の取引のためなどに必要な場合にあっては、自らの管理口座に記録されている事項の証明書の交付を東京都に申請することができる。

(1) 削減量口座簿記録事項証明書の交付申請に係る諸規定

削減量口座簿記録事項証明書の交付申請にあたっての注意点などを「表 2－3－17 削減量口座簿記録事項証明書の交付申請に係る諸規定」に示す。

表 2－3－17 削減量口座簿記録事項証明書の交付申請に係る諸規定

	指定管理口座	一般管理口座
申請者	口座名義人又は口座管理者	口座名義人
証明可能事項	・ 指定管理口座に帰属するクレジット等の種類ごとの数量及び識別番号 ・ クレジット等の移転量及び移転した日付 ・ 超過削減量及びその他ガス削減量の発行量及び発行した日付 ・ クレジット等の義務充当量及び義務充当した日付	・ 一般管理口座に帰属するクレジットの種類ごとの数量及び識別番号 ・ クレジットの移転量及び移転した日付 ・ オフセットクレジットの発行量及び発行した日付
東京都の標準処理期間	削減量口座簿記録事項証明書交付申請書を受理した日の翌開庁日から起算して 10 開庁日以内	指定管理口座に同じ
必要書類	・ 削減量口座簿記録事項証明書交付申請書 ・ 印鑑証明書（変更があった場合のみ）※1 ・ 手数料減免申請書（※2に該当する者）	指定管理口座に同じ
手数料	1 通につき 400 円（特定の者は、免除の対象となる。※2）	指定管理口座に同じ

※1 口座開設など排出量取引に係る申請又は届出の際に既に提出しており、印鑑証明書の記載内容（印影、商号、本店所在地、代表者氏名等）に変更がない場合は不要。記載内容について直近で提出したものから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書の原本（発行日が 6 か月以内のもの）を提出すること。

※2 次に該当する者は、手数料減免申請書を提出することにより手数料が免除される（当該申請書における代表者印は不要）。

- ・ 国又は地方自治法第1条の3に規定する地方公共団体
- ・ 生活保護法の規定により保護を受ける者
- ・ 市町村民税（特別区民税を含む。）又は所得税が課されていない者

(2) 削減量口座簿記録事項証明書の交付申請手続

削減量口座簿記録事項証明書の交付申請手続の流れについて図式化したものを、「図2-3-20 削減量口座簿記録事項証明書の交付申請手続の流れ」に記載する。

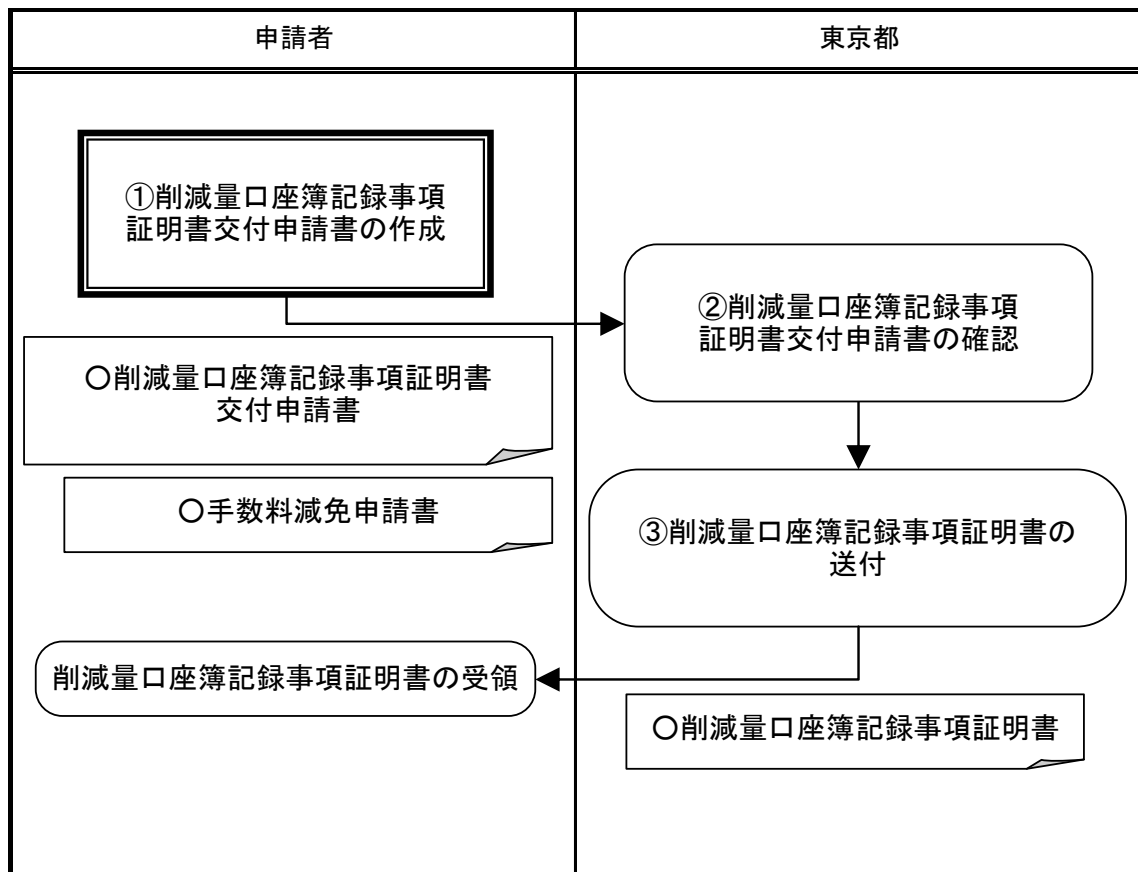


図2-3-20 削減量口座簿記録事項証明書の交付申請手続の流れ

① 削減量口座簿記録事項証明書交付申請書の作成

削減量口座簿記録事項証明書の交付を希望する者は、「削減量口座簿記録事項証明書交付申請書」に必要事項を記載し、添付書類を添えて東京都に提出すること。

なお、「削減量口座簿記録事項証明書交付申請書」様式及び記入要領は、東京都環境局のホームページよりダウンロードできる。

■削減量口座簿記録事項証明書交付申請書及び記入要領等のダウンロード先URL

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/kiroku_jikou_shoumei.html

② 削減量口座簿記録事項証明書交付申請書の確認

削減量口座簿記録事項証明書交付申請書を受領後、内容を東京都で確認する。

③ 削減量口座簿記録事項証明書の送付

削減量口座簿記録事項証明書交付申請書の内容に不備がなければ、削減量口座簿記録事項証明書の発行を行う。証明書の発行完了後、削減量口座簿記録事項証明書を送付する。

9 クレジットの無効化申請

2018（平成 30）年 3 月 30 日付規則改正により、一般管理口座の開設者は、自らの一般管理口座に記録されている超過削減量、都内中小クレジット、再エネクレジット（環境価値換算量）及び都外クレジットについて、申請により無効化する（義務充当に利用できない状態にする）ことが可能となった。これにより、本制度において創出されたクレジットの環境価値のみを申請者たる口座名義人に帰属させると同時に、当該環境価値を本制度の義務履行以外に活用することが可能となる。本制度の削減義務者に限らず、排出量取引に参加可能である一般管理口座を開設可能な法人等であれば、他の事業者からクレジットを取得した上で無効化の申請が可能である^{※1}。一般管理口座の開設手続については、第 3 章 3（1）「一般管理口座の開設」を参照のこと。環境価値の活用方法については、原則として口座名義人の自由であるが、主にカーボン・オフセット等に活用^{※2}することが考えられる。

無効化されたクレジットは、義務充当に利用できないものとして知事の管理口座に移転され、再度本制度の義務履行に利用すること（一般管理口座に戻すこと）はできなくなるため、自らの事業所の義務履行の状況等を十分踏まえたうえで、慎重に申請を行う必要がある。

なお、無効化したクレジットの環境価値は、制度外での利用を認めたものであるため、本制度の対象事業所において実施したイベントをカーボン・オフセットしたとしても、本制度上の当該対象事業所の排出量の削減にはならないので注意すること。

※1 クレジットの振替申請と無効化申請を同時に行っても構わない。この場合、標準処理期間が適用されるのは、振替申請の審査完了後からである。

※2 カーボン・オフセット等への活用については、環境省が公表しているカーボン・オフセットガイドライン等を参照のこと。

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset.html

(1) クレジットの無効化申請に係る諸規定

クレジットの無効化に当たっての注意点等は、「2－3－18 クレジットの無効化申請に係る諸規定」のとおりである。

表 2－3－18 クレジットの無効化申請に係る諸規定

	一般管理口座
無効化申請できる者	無効化の対象となるクレジットが記録されている一般管理口座の口座名義人
申請期限	無効化対象のクレジットを義務履行に利用できる削減計画期間の整理期間末まで ただし、東京都の標準処理期間を考慮し、余裕を持って申請すること。

	一般管理口座
無効化対象となるクレジット	・超過削減量（東京都で発行され、埼玉県の削減量口座簿に移転された後、再度都の削減量口座簿に記録されたものも含む。） ・都内中小クレジット（東京都で発行され、埼玉県の削減量口座簿に移転された後、再度都の削減量口座簿に記録されたものも含む。） ・再エネクレジット（環境価値換算量） ・都外クレジット
無効化可能量	特に制限なし
無効化指定方法	識別番号指定方式（無効化を希望するクレジットの識別番号を指定する。）を原則とする※ ¹ 。
東京都の標準処理期間	振替可能削減量記録移転申請書を受理した日の翌開庁日から起算して 15 開庁日以内
必要書類	・振替可能削減量記録移転申請書 ・印鑑証明書（変更があった場合のみ）※² ・振替可能削減量記録移転（クレジットの無効化）に係る情報の公表等について（第 2 号様式）
手数料	無料
注意事項	・無効化の申請は、無効化の目的ごとに行うこと。 ・一度無効化を行ったクレジットは、取り消して再度一般管理口座に戻して義務履行に利用することはできないので、自らの事業所の義務履行の状況及びクレジットの有効期限を踏まえて、無効化を行う数量等については慎重に検討すること。 ・無効化されたクレジットは自らの責任において利用することとし、仮に当該クレジットの利用に伴って不利益を被る事態が生じた場合においても、東京都は一切その責を負わない。

※ 1 振替申請等においては総量指定方式も可能であるが、無効化については、本制度の外で利用するという、対象となるクレジットの識別番号が公表されるという性質があることから、総量指定方式ではなく識別番号指定方式で対象を特定して行うものとする。

※ 2 口座開設など排出量取引に係る申請又は届出の際に既に提出しており、印鑑証明書の記載内容（印影、商号、本店所在地、代表者氏名等）に変更がない場合は不要。記載内容について直近で提出したものから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書の原本（発行日が 6 か月以内のもの）を提出すること。

(2) クレジットの無効化申請手続の流れ

クレジットの無効化申請手続の流れについて図式化したものを、「図 2 - 3 - 21 クレジットの無効化申請手続の流れ」に記載する。

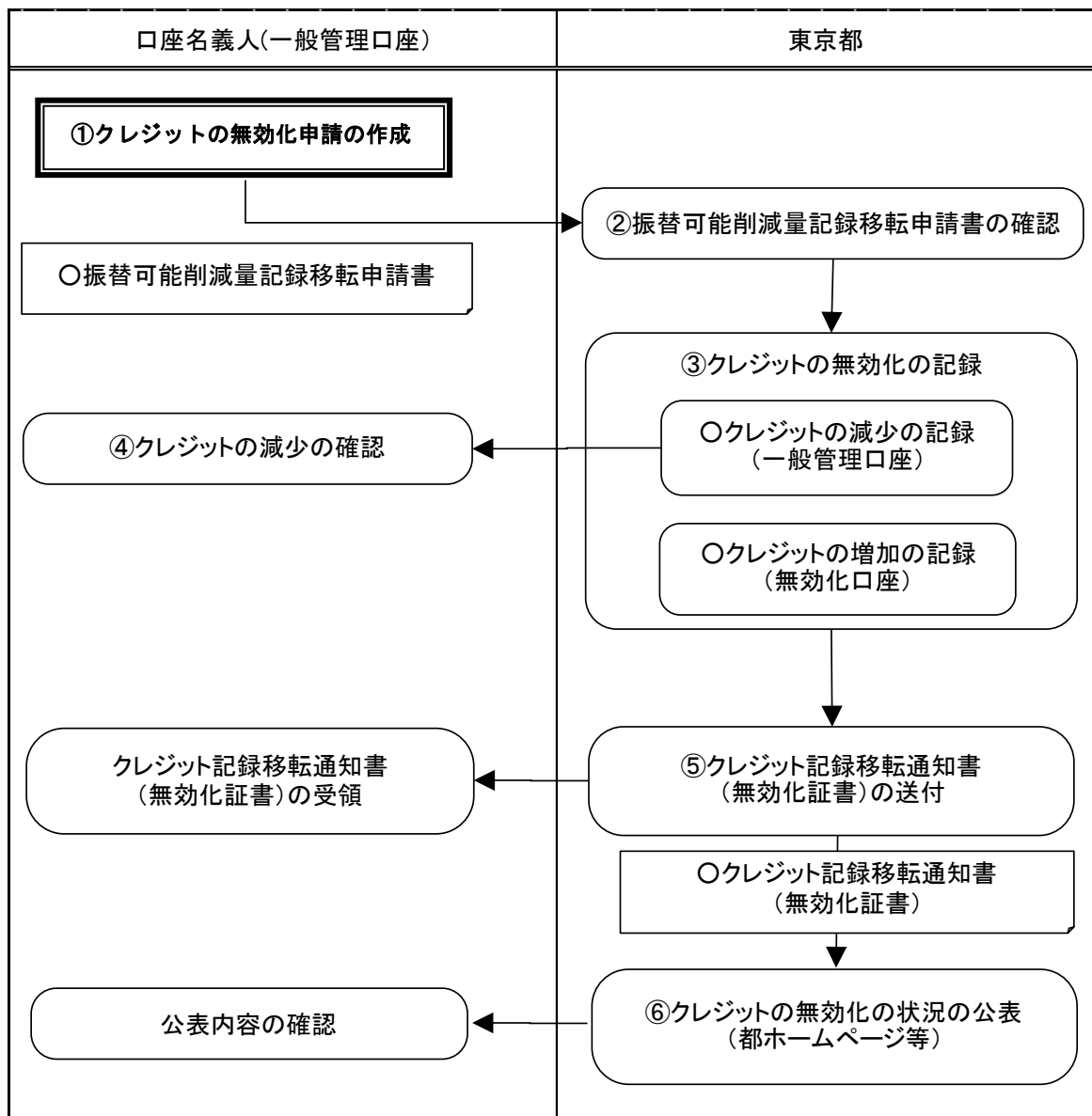


図 2-3-21 クレジットの無効化申請手順の流れ

① 振替可能削減量記録移転申請書の作成

超過削減量、都内中小クレジット、再エネクレジット（環境価値換算量）又は都外クレジットの無効化を希望する者は、「振替可能削減量記録移転申請書」に必要事項を記載し、添付書類を添えて東京都に提出すること。

なお、「振替可能削減量記録移転申請書」様式並びに記入要領は、東京都環境局のホームページよりダウンロードできる。

■振替可能削減量記録移転申請書及び記入要領等のダウンロード先 URL

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/mukouka.html

② 振替可能削減量記録移転申請書の確認

振替可能削減量記録移転申請書を受領後、内容を東京都で確認する。

③ クレジットの無効化の記録

振替可能削減量記録移転申請書の内容に不備がなければ、東京都でクレジットの無効化の記録を行う。無効化の記録は、無効化の対象となるクレジットの記録されている一般管理口座において減少の記録を行うとともに、知事の管理口座内の無効化口座にそれと同量の増加の記録を行う。増加の記録に際しては、クレジットの量と併せて、クレジット種別、識別番号、直前に記録されていた一般管理口座番号及びその口座名義人に関する情報、クレジットの東京都制度上の有効期限などの情報が記録される。この記録により、クレジットの環境価値のみが直前に記録されていた一般管理口座の口座名義人に帰属することになる。

④ クレジットの減少の記録の確認

一般管理口座において減少の記録が行われた際には、申請者は、自らの一般管理口座にアクセスしその変更記録があったことについて確認することができる。

⑤ クレジット記録移転通知書（無効化証書）の送付

無効化口座に記録されたクレジットの情報については、一般管理口座を閲覧しても確認することができない。そのため、無効化の記録完了後、申請者宛てに「クレジット記録移転通知書（無効化証書）」（第3号様式）を送付する。

⑥ クレジットの無効化の状況の公表

無効化されたクレジットの情報については、東京都環境局ホームページで公表する。これにより、申請者に限らず、第三者も無効化が行われたことについて確認することが可能である。

(3) クレジット記録移転通知書（無効化証書）の記載内容

一般管理口座の口座名義人からのクレジットの無効化の申請に基づき、削減量口座簿上に無効化の記録を行った後、東京都は申請者に対して、当該記録の内容を書面により通知する。この書面は「クレジット記録移転通知書（無効化証書）」といい、原則として次の内容が記載される。

ア 申請者名

無効化を申請した口座名義人名が記載される。本制度上の環境価値の最終帰属者ということになる。

イ 無効化されたクレジットについての情報

無効化されたクレジットの各情報（種類、数量、識別番号、本制度上の有効期限）が記載される。

ウ 環境価値の利用方法（無効化の目的）

無効化の申請に当たっては、「クレジットの無効化に係る情報の公表等について」

(第2号様式)により、環境価値の利用方法(無効化の目的)について申告を求めている。この申請者による申告の内容が、クレジット記録移転通知書(無効化証書)に転記される。ただし、申告の内容については本制度外の事項であり、東京都が環境価値の利用方法(無効化の目的)(カーボン・オフセットの内容の適否及び算定量の正否等)の内容を保障するものではない。

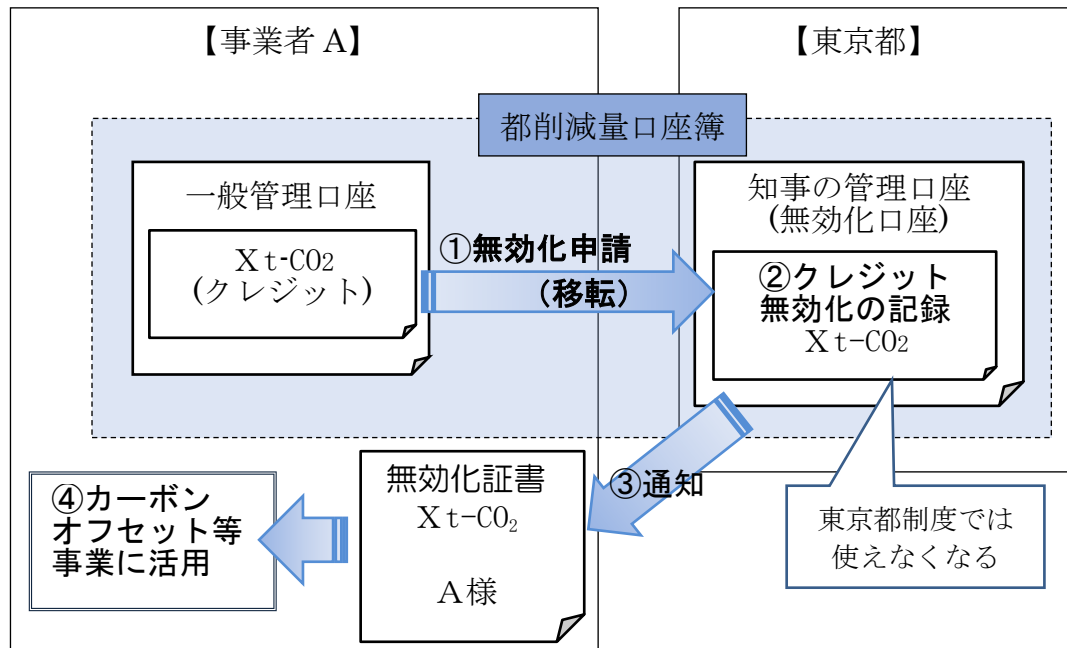


図2-3-21の2 クレジットの無効化のイメージ

10 クレジット等の抹消について

クレジット等の発行、移転に係る記録は、通常、有効期限までの間抹消されることはないが、次の要件に当てはまるときは、知事はクレジット等を抹消することができる。

- ① 振替によりクレジット等の増加の記録を受けた口座名義人がクレジット等に瑕疵があることについて悪意又は重過失があった場合
- ② クレジット等の振替又は発行申請について虚偽があった場合
- ③ クレジット等の発行申請が申請者の過誤であった場合
- ④ ハッキングなど、知事以外の者によって削減量口座簿の記録が書き換えられたことが判明した場合
- ⑤ クレジット等の発行、移転に係る申請権限を持たない者による申請であったことが判明した場合
- ⑥ その他知事が特に必要があると認める場合

このように、正当な権限を持たない者が不正にクレジット等を取得しないような仕組みとなっている。

1.1 バンキングされたクレジット等の増量について

本制度で用いる排出係数は、同一の計画期間中は固定としているが、各計画期間に用いる排出係数は、各計画期間開始前に最新のデータをもとに、エネルギー種別ごとに設定することとしている。第二計画期間に用いる排出係数は、東日本大震災に伴う原子力発電所の停止等の影響により、電気の排出係数等が大幅に大きくなっており、第一計画期間から第二計画期間にクレジット等をそのままバンキングすると、実質的にはクレジット等の量が減ってしまうこととなる。そこで、排出係数の見直しの影響をバンキングされたクレジット等にも反映するため、2017（平成 29）年度にバンキングの増量を実施した。

(1) 増量の方法

第一計画期間と比較して第二計画期間の CO₂ 等の排出係数が大きくなるので、その影響を反映するために、クレジット等のバンキング量に都が規定する倍率を乗じて算定した量を第二計画期間に利用できる量とする。一斉増量の前に移転したクレジット等も増量の対象となる。

$$\text{第一計画期間のバンキング量} \times \text{倍率} = \text{第二計画期間に利用できる量}$$

(2) 具体的な方法（倍率の算定方法）

クレジット等のバンキング量に乗ずる倍率は、各種クレジットごとに規定する。倍率の算定方法は、次のとおりである。一斉増量前に移転したクレジット等については、クレジット等を創出した事業所の倍率を乗じる。

ア 超過削減量及び都外クレジット

超過削減量及び都外クレジットを創出した事業所の第一計画期間と第二計画期間の基準排出量比で倍率を設定する。

超過削減量については、基準排出量改定通知書に記載されている、改定前の基準排出量が「第一計画期間の基準排出量」、申請された改定後の基準排出量（改定後の基準排出量として修正された値が記載されている場合は、その量）が「第二計画期間の基準排出量」となる。

＜超過削減量及び都外クレジットの倍率の算定式＞

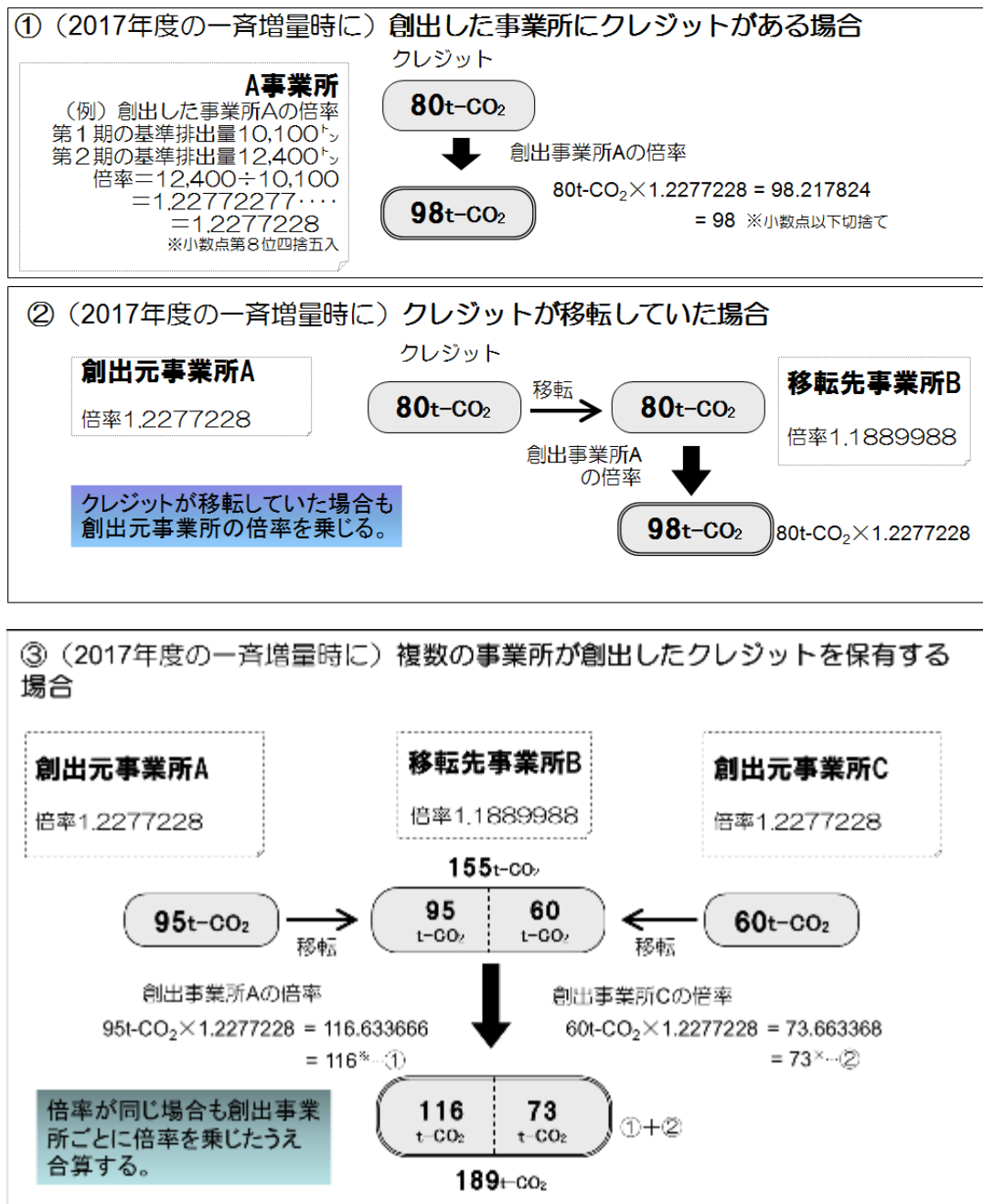
$$\text{バンキング量に乗ずる倍率} = \frac{\text{第二計画期間の基準排出量}}{\text{第一計画期間の基準排出量}^{\ast}}$$

※ 第一計画期間中に基準排出量の変更を行った場合には、第一計画期間の最後に行った基準排

出量変更の変更前の基準排出量に、最後に行った変更に伴う1年分の変更量を増減した値(基準排出量変更算定書の「変更後の基準排出量(翌年度から削減義務期間の終了年度まで)」の欄に記載すべき値)を用いる。

第一計画期間の途中で廃止となった事業所の発行した超過削減量についても、増量を行うものとする。廃止した事業所の倍率については、全事業所の排出係数の見直しによる基準排出量の増加率の平均値である1.21とする。

図2-3-22 超過削減量、都外クレジットの増量イメージ



イ 再エネクレジット及びその他ガス削減量

＜再エネクレジット及びその他ガス削減量の倍率の算定方法＞

$$\text{バンキング量に乗ずる倍率} = \frac{\text{第二計画期間の排出係数}}{\text{第一計画期間の排出係数}}$$

(例) 再エネクレジット（太陽光発電）の場合

$$\text{バンキング量に乗ずる倍率} = \frac{\text{第二計画期間の電気の排出係数 (0.489)}}{\text{第一計画期間の電気の排出係数 (0.382)}}$$

※その他ガス削減量のうち、第二計画期間に地球温暖化係数が増加しないものは、増量しない。また、地球温暖化係数が減少するものについてのバンキング量の減少は行わない。

図 2-3-23 再エネクレジットの増量イメージ

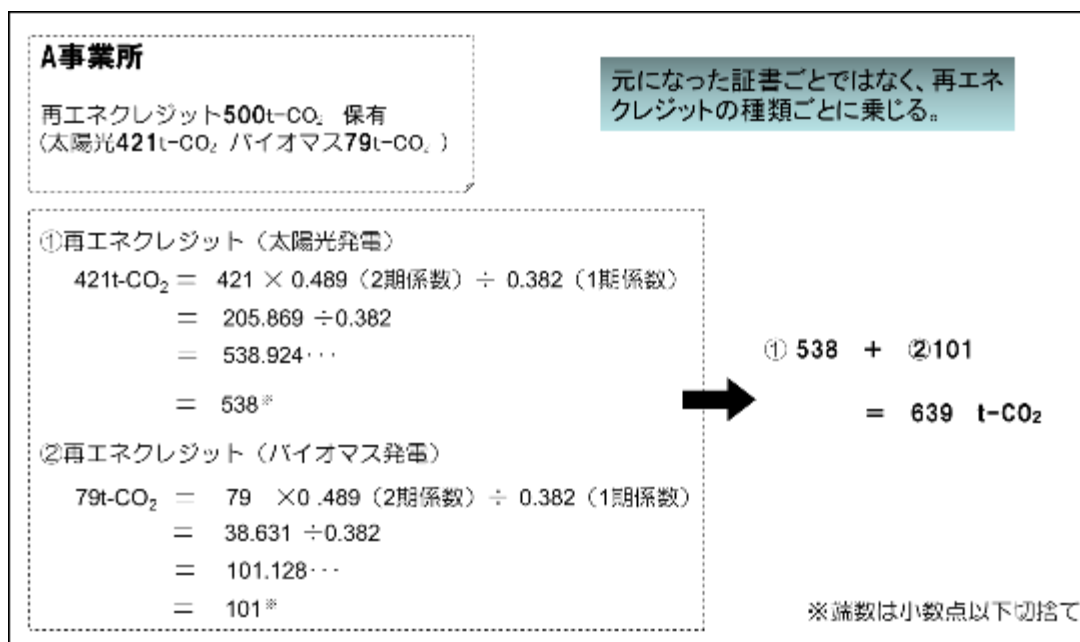
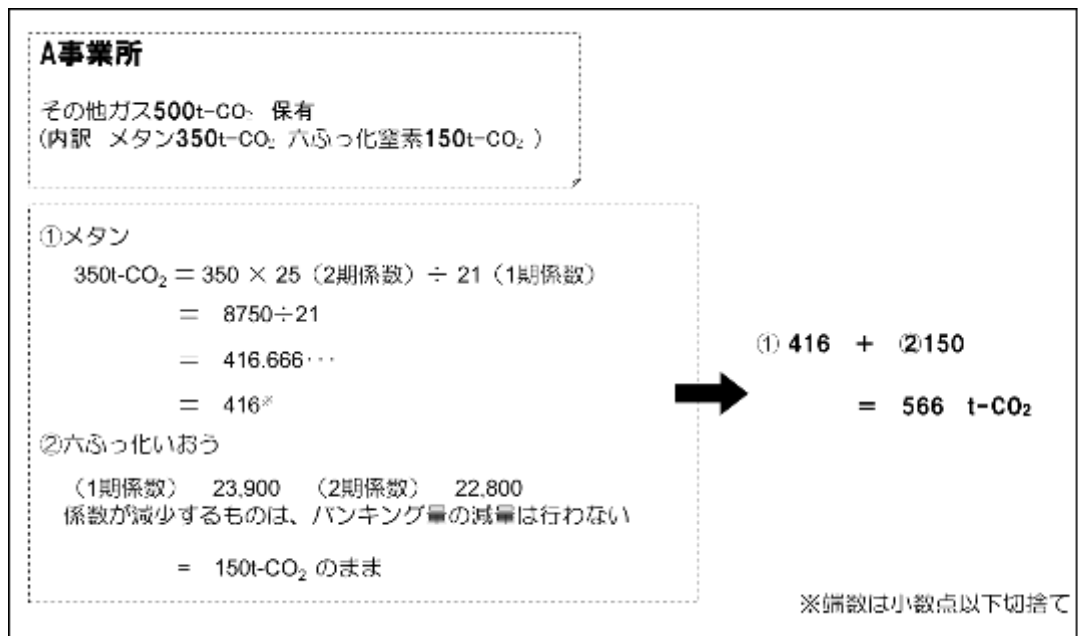


図 2 - 3 - 24 その他ガスの増量イメージ



ウ 都内中小クレジット

中小規模事業所では電気の使用比率が高い状況を踏まえ、手続の簡素化のため一律の倍率として電気の排出係数の比を用いる。

<都内中小クレジットの倍率の算定方法>

$$\text{バンキング量に乗ずる倍率} = \frac{\text{第二計画期間の電気の排出係数 (0.489)}}{\text{第一計画期間の電気の排出係数 (0.382)}}$$

エ 埼玉連携クレジット

埼玉連携クレジットについても、東京都の超過削減量又は都内中小クレジットと同様の算定方法とする。埼玉県は、創出した事業所の第一計画期間と第二計画期間の基準排出量比で倍率を設定する。県内中小クレジットは、電気の排出係数の比を倍率とする。

＜埼玉県の超過削減量＞

$$\text{バンキング量に乘じる倍率} = \frac{\text{第二計画期間の基準排出量}}{\text{第一計画期間の基準排出量}}$$

＜県内中小クレジット＞

$$\text{バンキング量に乘じる倍率} = \frac{\text{第二計画期間の電気の排出係数 (0.495)}}{\text{第一計画期間の電気の排出係数 (0.386)}}$$

(3) 手続

2017（平成 29）年度に、管理口座に保有されているクレジット等の一斉増量を行い、増量後のクレジットの数量及び識別番号等を各口座名義人宛てに通知した。

増量後のクレジットは、保有されている管理口座に応じて指定管理口座又は一般管理口座に記録される。義務充当を行ったクレジット等のうち、結果的に義務充当が不要であったクレジット等及び義務充当の上限量を超過した都外クレジットについては、指定管理口座に増量後のクレジットの記録を行った。この増量後のクレジットについては、第二計画期間に削減不足となった場合、義務充当申請期限（義務履行期限日の 30 日前）の翌日以降に自動で義務充当されるため、改めて義務充当の手続を行う必要はない。

(4) 一斉増量の例外

第二計画期間の義務履行に際して、一斉増量の対象となるクレジット等を一斉増量前に活用する場合は、例外措置として、義務充当の際にクレジットの増量を行った。

(5) 増量に伴う識別番号の変更

増量に伴い、識別番号は新たに付されている。振替可能削減量の移転申請及び義務充当申請の際に総量指定方式を選択した場合、識別番号の小さい数字のものから選択されるため、意図せず有効期限の長いクレジット等が対象になることがある。

よって、これらの申請の際は極力識別番号指定方式によることが望ましい。

第4章 円滑な制度運用に向けた東京都の取組

1 本章の位置づけ

本章では、本制度が円滑に運用されるための東京都の対応策について記載する。具体的には、「**2 東京都が公表する情報**」等、特定地球温暖化対策事業者が円滑に削減義務を履行するための東京都の措置について記載する。

2 東京都が公表する情報

東京都は、事業者の円滑な取引運用等に資するよう、次の情報をホームページなどで公表する。

■制度実績の公表ページ URL

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/data/index.html#torihiki

なお、具体的な公表時期及び頻度については、各年度のはじめに別途決定し公表するものとし、必要に応じ、次の情報以外のものについても公表する。

表 2-4-1 東京都が公表する情報

情報		公開頻度
①排出／遵守状況等	事業所ごとの削減義務率、排出量、削減対策など	年 1 回
	全事業所の排出量の合計、遵守状況など	年 1 回
	事業所ごとの義務履行状況	整理期間中
②クレジット等の発行	発行量に関する次の情報 ・ クレジット等種類 ^{※1} ごとの発行量 (t-CO ₂)	月 1 回程度
	発行先に関する次の情報 ^{※2} ・ 口座番号 ・ 指定地球温暖化対策事業所又は口座名義人の名称	月 1 回程度
③クレジット等の取引	取引量に関する次の情報 ・ クレジット等種類 ^{※1} ごとの移転件数及び移転量 (t-CO ₂) ・ 管理口座種類 ^{※3} ごと及び埼玉県への移転件数及び移転量 (t-CO ₂)	月 1 回程度
	取引価格に関する次の情報 ・ 東京都が供給したクレジットの取引価格 (円／t-CO ₂) ・ 移転申請時の申告価格 (円／t-CO ₂)	※ 4
④クレジット等の量	削減量口座簿（無効化口座を除く）に記録されている次の情報 ・ クレジット等種類 ^{※1} ごとの合計量 (t-CO ₂) ・ 管理口座種類 ^{※3} ごとの合計量 (t-CO ₂)	月 1 回程度

⑤口座開設者	口座開設者に関する次の情報 ・ 口座番号 ・ 指定地球温暖化対策事業所の名称及び所在地（区市町村のみ）※⁵ ・ 口座管理者の名称及び所在地※⁵※⁶ ・ 口座名義人の名称及び所在地※⁶ ・ 振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称又は電話番号その他の連絡先※⁷	口座開設の都度、公表
⑥見積受付登録事業者※ ⁸	見積受付登録事業者に関する次の情報 ・ 事業者の名称 ・ 取扱いクレジット種類※¹ ・ 連絡先等、見積受付登録事業者が任意に登録した情報	削減量口座簿に登録の都度、公表
⑦クレジットの無効化	無効化口座に記録されている次の情報 ・ クレジット等種類※⁹ごとの合計量（t-CO₂）	月1回程度
	無効化に関する次の情報 ・ 申請ごとの、無効化された時期並びにクレジット種類※⁹ごとの合計量（t-CO₂）、識別番号及び有効期限	月1回程度
	無効化の申請を行ったものに関する次の情報※¹⁰ ・ 口座番号 ・ 口座名義人の名称	月1回程度

※1 クレジット等種類とは、「超過削減量」「都内中小クレジット」「再エネクレジット（環境価値換算量）」「再エネクレジット（その他削減量）」「都外クレジット」「埼玉連携クレジット」のクレジット及び「その他ガス削減量」をいう。

※2 クレジット等の発行を受けた口座名義人が公表を希望しない場合は、公表しない。

※3 管理口座種類とは、「指定管理口座」「一般管理口座」「他制度連携口座」「義務充当口座」「抹消口座」及び「無効化口座」をいう。

※4 東京都が供給したクレジットの取引価格については、実施後に公表する。

移転申請時の申告価格については、申請件数が少ない時点では、個々の申告価格が取引全体の価格を代表しているか判断しづらいという観点から、一定期間において一定量の移転申請が確保できる段階でこれを集計し統計処理を行った上で公表を行うものとする。

※5 指定管理口座のみ公表する。

※6 個人については、公表を希望しない場合は、公表しない。

※7 個人／法人にかかわらず、公表を希望しない場合は、公表しない。

※8 クレジットの売買の見積りを行う者として、一般管理口座開設者のうち、事業者自らが削減量口座簿に登録した者をいう。

※9 無効化が可能なクレジットである「超過削減量」「都内中小クレジット」「再エネクレジット（環境価値換算量）」及び「都外クレジット」をいう。

※10 公表を希望しない場合は、公表しない。ただし、無効化の申請を行った者が環境価値の活用の際に、その帰属に関する情報の公表※¹¹により自らの信頼性を高めたいという要望に応えるため、希望者に限り公表することとする。

※11 環境価値を活用して行う事業の内容などの情報についても必要に応じて公表する。

(1) 排出量／遵守状況等

本制度の実効性を担保し、また他の指定地球温暖化対策事業者が削減対策を実施するうえでの参考となるよう、事業所ごとの排出量、削減対策、義務履行状況等を公表する。また、本制度の導入による温室効果ガス排出削減の効果を検証するため、全事業所の排出量の合計や遵守状況などを公表する。

(2) クレジット等の発行

クレジット等の発行量に係る情報は、新たに供給されたクレジット等の量を取引参加者が把握し、価格動向の推測や温室効果ガス削減に対する投資判断等に活用することができることから、一定期間に発行されたクレジット等の量を公表する。

クレジット等の発行先口座情報については、希望者は口座番号及び口座名義人名称（超過削減量及びその他ガス削減量にあっては、指定地球温暖化対策事業所の名称）を公表することができる。クレジット等の発行先口座情報を公表することは、自社の温室効果ガス削減実績を広く周知することができるとともに、クレジット等を必要とする取引参加者からの購入依頼を受けることができるといった利点がある。

(3) クレジット等の取引

取引参加者がクレジットの流動性を把握することができるよう、取引量を公表する。「表 2－2－1 各口座の役割及び特徴」に示したとおり、管理口座の種類ごとに役割、特徴等が異なることから、管理口座の種類ごとの全移転量及び移転件数を、クレジットの種類別に公表する。

また、取引参加者がクレジットの取引価格に関する情報を把握できるよう、東京都が供給したクレジットの取引価格を公表する。さらに、取引参加者から移転申請時に提出される「振替可能削減量振替申請書」に記載されている 1 t-CO₂ 当たりの取引価格についても、一定期間中に一定量の移転申請が確保できる段階でこれを統計処理し、公表する。これらの価格情報は、必ずしも市場価格を表すものではないが、取引参加者が会計及び税務処理における公正価格に関する参考情報として利用できると考えられる。

(4) クレジット等の量

現在取引されているクレジットが各管理口座に配分されている量の情報として、削減量口座簿上のクレジット等の種類ごとの全保有量を、管理口座ごとに集計して公表する。なお、個別の口座ごとの保有量については公表しない。

(5) 口座開設者

取引の透明性を高めるという観点から、口座開設者に関する情報は原則として公表する。ただし、個人を特定する情報など公表することについて問題が生じる可能性のある情報は公表しない。

なお、次の事項については、口座名義人又は口座管理者からの申請に基づき、その者

に対して、証明書を発行する。この手続については、第2部第3章8（2）を参照のこと。

- ・ その管理口座におけるクレジット等の記録量
- ・ その管理口座が関係するクレジット等の移転量及び移転日
- ・ 指定管理口座の場合、その管理口座が関係する義務充当、充当記録等の量及びその記録日

(6) 見積受付登録事業者

取引参加者がクレジットを販売又は購入したい場合は、見積受付登録事業者として、取引したいクレジットの種類、連絡先等を削減量口座簿に任意で登録することができる。削減量口座簿に登録された情報は一般管理口座の開設者に公開されるため、取引参加者はこれらの情報をもとに見積受付登録事業者に対してクレジットの購入及び販売依頼を行うことができる。なお、見積受付登録事業者の登録及び検索機能は一般管理口座の開設を受けている者のみが利用できるため、当機能の利用を希望する者は一般管理口座の開設を受ける必要がある。

⇒(関連資料)「システム操作マニュアル(口座保有者)」21～24、47～53 ページ

(7) クレジットの無効化

2018（平成 30）年度からは、無効化されたクレジットに関する情報も公表する。この公表により、第三者に対して環境価値を保有することが客観的に示されることとなり、制度の信頼性の確保に資することとなる。

3 排出量取引市況の監視

(1) 排出量取引市況の把握

東京都は、排出量取引制度が円滑に運用されるよう、地球温暖化対策計画書、申請書等の情報を整理するほか、取引参加者等へのヒアリングを行うなどして、次の項目を把握する。

- ・ 超過削減量、オフセットクレジット及びその他ガス削減量の発行量及び発行見込量
- ・ 特定地球温暖化対策事業者の排出量実績の推移
- ・ 超過削減量及びオフセットクレジットの取引価格の推移その他の取引実態

(2) クレジット等の供給不足による異常な価格高騰が予見される際の都の措置

東京都は、市場におけるクレジット等の供給量が極端に不足し、かつ、クレジットの取引価格が異常に高騰すること等が予見された場合、オフセットクレジットの発行対象を拡大する。

発行対象の拡大を決定するに当たっては、排出量取引に関する知見を有する者等の意見を聴くなど、そのプロセスを具体化し、公表していく。

ただし、無条件に発行対象を拡大することではなく、都内中小クレジットとの組み合わせ、利用上限量などの条件を付す。また、新たに拡大して認めるオフセットクレジット等（以下「拡大クレジット」という。）の価格が極端に低い場合には、価格差に応じた重み付けを行い、それまでに既にオフセットクレジット等を購入していた者が不利にならないようにする。

発行対象の拡大時の条件の例

●都内中小クレジットとの組み合わせ（例）

拡大クレジットを1 t-CO₂義務充当するためには、同時に都内中小クレジットを1 t-CO₂義務充当しなければならないものとする。したがって、拡大クレジットのみで義務履行が可能になるわけではない。

●価格差に応じた重み付け（例）

拡大検討時において、京都クレジット等の拡大クレジットの市場価格（円 / t-CO₂）が、既存のクレジット等の市場価格の例えば10分の1であったときは、拡大クレジット10t-CO₂をもって、本制度のクレジット1 t-CO₂を発行する。したがって、義務充当に必要なコストは、既存のクレジット等を用いても、拡大クレジットを用いてもほぼ変わらない。

4 都によるオフセットクレジットの販売

(1) 販売するオフセットクレジットの種類

東京都は、次のオフセットクレジットについて、必要に応じて販売する。

- 中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクトに伴い、東京都へ譲渡される都内中小クレジット

(2) 販売方法

東京都によるオフセットクレジットの販売は、原則として入札（均一価格）方式又は固定価格方式で行うものとする。なお、入札方式（均一価格方式）の場合の価格決定方法は図2-4-1のとおりであり、固定価格方式の場合の販売価格は、その時点におけるオフセットクレジットの市場価格等を参考に、東京都が定める。

●入札（均一価格）方式とは

- ・ 購入希望者が購入希望単価と購入希望量を入札する。購入希望単価が高かった者から順に購入希望量を合計し、総需要カーブを導きだし、総需要が販売量と同じレベルになる価格（ただし、最低落札価格以上）を販売単価として設定する。
- ・ 購入単価より高額で入札していた購入希望者が、購入希望量を、全員同じ販売単価で購入する。
- ・ 最も一般的な入札方法である。

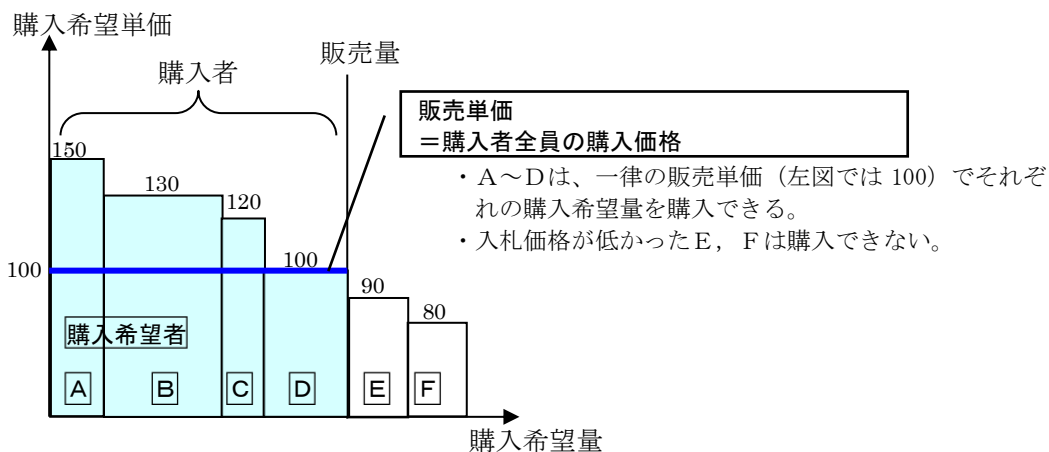


図 2 - 4 - 1 均一価格方式の価格決定方法

(3) 販売スケジュール等

販売を実施する年度におけるオフセットクレジットの年間の販売スケジュール（時期、回数）及び予定販売量については、年度の初めに別途決定し公表する。また、販売方法及びオフセットクレジットの購入を希望する場合の具体的手続等の詳細は、販売の都度、購入申請受付の開始1か月前までに明らかにする。

その他、販売対象を特定地球温暖化対策事業者のみに限定することや、オフセットクレジットの買い占めを防止する趣旨から、1事業者による購入上限量を設定することもある。

5 不正取引への対応方針

本制度の取引に参加する全ての者は、誠実かつ公正に取引を行う必要がある。

一定の行為が不正取引であると疑われる場合、東京都は、取引参加者等より事情の聴取等を行うとともに、必要に応じて不正行為を行った取引参加者への指導やその他の取引参加者・指定地球温暖化対策事業者への注意喚起を行うことにより、健全な取引の回復を図る。また、悪質と見られるケースにおいては、東京都は、不正取引を行った取引参加者に対し、条例に基づく罰則等の適用を行う場合がある。

(1) 条例に定めのある行為

ア 指定地球温暖化対策事業者

条例第 160 条の 2 は、一般管理口座の開設申請又は管理口座に関する変更の届出について、虚偽の申請又は届出を行った指定地球温暖化対策事業者を罰金に処する旨定めている。

また、指定地球温暖化対策事業者は、条例第 5 条の 22 の規定に基づき、振替可能削減量の振替等の申請を行うものとされている。この規定に対し、条例第 159 条第 1 号の 2 は、振替可能削減量等の振替・発行・義務充当に係る申請等について虚偽の申請を行った者を罰金に処する旨定めている。

＜参考＞条例第 159 条第 1 号の 2 及び第 160 条の 2

第百五十九条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一の二 第五条の二十二第三項、第四項又は第六項の規定による申請に関し虚偽の申請をした指定地球温暖化対策事業者

第百六十条の二 第五条の二十一第五項の規定に関し虚偽の申請をし、又は同条八項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした指定地球温暖化対策事業者は、二十万円以下の罰金に処する。

イ 指定地球温暖化対策事業者以外の者

取引参加者のうち指定地球温暖化対策事業者以外の者については、条例第 5 条の 23 第 3 項に記載されているとおり、①クレジット等に係る申請に虚偽があったとき、②当該申請の内容に係る知事による調査を口座名義人が拒んだとき、又は③その他不正な行為によって振替可能削減量の増加の記録を受けたときに、知事は、必要に応じてその旨を公表し、当該取引参加者の一般管理口座を閉鎖することがある。

＜参考＞条例第 5 条の 23 第 3 項

第五条の二十三

3 指定地球温暖化対策事業者以外の者による都内削減量、都外削減量、電気等環境価値保有量又はその他削減量に係る申請に虚偽があったとき、当該申請の内容に係る知事による調査を当該申請に係る口座名義人が拒んだときその他不正な行為によって振替可能削減量の増加の記録を受けた指定地球温暖化対策事業者以外の者があるときは、知事は、次に掲げる措置をとることができる。

一 その旨を公表すること。

二 当該口座名義人の管理口座を閉鎖すること。

(2) 法令等における不正取引規制

本制度における取引に際して、詐欺・脅迫等、一般的に犯罪行為とみなされる行為がなされた場合は、刑法及び民法等の法律が適用される場合がある。例として、刑法は詐

欺・脅迫等の犯罪行為について刑罰規定を定めるほか、民法は詐欺又は強迫による意思表示の取消が可能となる旨の救済規定を定めている。この他に、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）は、訪問販売及び電話勧誘販売を行う業者に対し、迷惑勧誘及び再勧誘の禁止等について定めている。

＜参考＞不正取引等に関する既存の法規制の例

- 詐欺（刑法第 246 条）・脅迫（刑法第 222 条）
- 詐欺又は強迫（民法第 96 条）
- 訪問販売における迷惑勧誘の禁止（特定商取引法第 6 条・特定商取引法施行規則第 7 条 1 項）
- 電話勧誘販売における迷惑勧誘の禁止（特定商取引法第 21 条・特定商取引法施行規則第 23 条 1 項）
- 訪問販売に係る再勧誘の禁止（特定商取引法第 3 条の 2）
- 電話勧誘販売に係る再勧誘の禁止（特定商取引法第 17 条）

第3部 その他

第1章 用語定義集

あ行		
1	一般管理口座	取引参加者がオフセットクレジットの発行と、超過削減量及びオフセットクレジットの取引とを行うために管理する口座。取引参加者の単位で開設することができる。
2	一般管理口座等に係る関連付け	一般管理口座と指定管理口座との間で、超過削減量又はオフセットクレジットの移転ができるよう、二つの口座を関連付けること。関連付けされていない一般管理口座と指定管理口座との間では、クレジットの移転を行うことができない。 なお、「一般管理口座等に係る関連付け」は2013（平成25）年1月1日付改正前の規則では、「特定一般管理口座の登録」手順と呼んでいた。
3	移転	ある管理口座に記録されている超過削減量又はオフセットクレジットを減少させ、他の管理口座においてそのクレジット等の増加の記録をすることを、クレジット等が減少する管理口座の側から表現したもの。
4	オフセットクレジット	排出量取引の対象となる削減量のうち、都内中小クレジット、都外クレジット、再エネクレジット及び埼玉連携クレジットの4つを指す。
5	温室効果ガス	二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化いおう（SF ₆ ）、及び三ふっ化窒素（NF ₃ ）を指す。
か行		
6	環境価値	特定温室効果ガスの排出削減の事実及び当該削減による地球温暖化対策に貢献する価値を指す。
7	環境価値換算量	再エネクレジットの一種。再生可能エネルギーに係る発電及び熱利用の環境価値を、特定温室効果ガス排出量の削減量に換算してクレジット化したものを指す。
8	関連付け	あ行 2「一般管理口座等に係る関連付け」参照
9	基準排出量	特定地球温暖化対策事業所において特定温室効果ガス年度排出量との増減を比較する基準となる量を指す。過去の特定温室効果ガス排出量の平均値で算定する場合と、用途別に定められた排出標準原単位を用いて算定する場合とがある。
10	規則	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号）を指す。
11	帰属	管理口座に記録されているオフセットクレジット等の所有者に所有権があることをいう。

12	義務充当	指定管理口座に記録された超過削減量、オフセットクレジット及びその他ガス削減量を義務履行に充てるために義務充当口座に移すことを指す。義務充当口座に移された超過削減量、オフセットクレジット及びその他ガス削減量は再び指定管理口座に移すことはできない。
13	義務充当口座	指定管理口座に記録された超過削減量、オフセットクレジット及びその他ガス削減量を義務履行に充てるために移す口座を指す。指定管理口座から義務充当口座に移された超過削減量、オフセットクレジット及びその他ガス削減量は当該特定地球温暖化対策事業所の削減量とみなされる。
14	義務履行期限	計画期間の終了年度の翌々年度の9月末日を指す。ただし、次の例外がある。 特定地球温暖化対策事業所の指定の取消しがあり削減義務の終了年度が変更された場合は知事が認めた日の翌日から起算して180日目 計画期間の削減義務量又は温室効果ガス排出量の確定が当該計画期間の終了年度の翌々年度の4月3日以降となった場合は確定の日の翌日から起算して180日目
15	クレジット等	削減対策の実施等によって得られた、温室効果ガスの削減量や環境価値であって、削減義務の履行への利用が可能なものを指す。超過削減量、都内中小クレジット、再エネクレジット、都外クレジット、埼玉連携クレジット及びその他ガス削減量がクレジット等に当たる。なお、このうち都内中小クレジット、再エネクレジット、都外クレジット及び埼玉連携クレジットをオフセットクレジットという。
16	口座管理者	指定地球温暖化対策事業者又は特定地球温暖化対策事業者の申請により登録され、その管理口座に関する手続を代行する者を指す。
17	口座簿利用者番号	削減量口座簿に開設を受けた管理口座へログインするために必要となるユーザーIDを指す。パスワード（初期暗証番号）と共に「指定（又は一般）管理口座開設通知書」又は「指定地球温暖化対策事業所指定通知書」により各事業者（口座管理者）に通知する。また、口座簿利用者番号の通知及び暗証番号の再発行の申請（口座簿利用者番号等通知申請書）により、「口座簿利用者番号等通知書」を事業者（口座管理者）に通知する。
18	口座名義人	管理口座の開設を受ける者を指す。指定管理口座においては当該指定地球温暖化対策事業所の指定地球温暖化対策事業者が、一般管理口座においては開設を受ける取引参加者が各々該当する。
さ行		
19	再エネクレジット	環境価値換算量（一定の条件を満たす再生可能エネルギーに係る発電及び熱利用の環境価値をクレジット化したもの）及びその他削減量（一定の条件を満たすグリーンエネルギー証書又はRPS法新エネルギー等電気相当量をクレジット化したもの）を指す。
20	埼玉連携クレジット	連携県等削減量の通称。埼玉県で創出されるクレジット等のうち、東京都の排出量取引で利用できるものをいい、次の2種類がある。 ・超過削減量（基準排出量が15万t-CO ₂ 以下であって、埼玉県の目標

		設定型排出量取引制度における目標の達成が確認された事業所で創出されたものに限る。) ・ 県内削減量																										
21	削減義務期間	特定地球温暖化対策事業者が、削減義務を負う期間を指す。各計画期間内において、特定地球温暖化対策事業所に該当する年度から当該計画期間の終了年度までの期間（特定地球温暖化対策事業所の指定の取消しがあり終了年度が変更された場合は当該変更後の終了年度）までがこれに当たる。																										
22	削減義務の履行	義務履行期限までに「削減義務期間の排出量」を「排出上限量（削減義務期間で排出可能な排出量の限度）」以下にすること。 基準排出量×削減義務率×削減義務期間＝削減義務量 基準排出量×削減義務期間－削減義務量＝排出上限量																										
23	削減義務率	特定地球温暖化対策事業所において、基準排出量に対して特定温室効果ガス年度排出量を削減すべき割合を指す。 <table><tr><th colspan="3" rowspan="2">区分</th><th colspan="3">削減義務率</th></tr><tr><th>第一期</th><th>第二期</th><th>第三期</th></tr><tr><td rowspan="2">Ⅰ</td><td>Ⅰ-1</td><td>オフィスビル等</td><td>8 %</td><td>17%</td><td>27%</td></tr><tr><td>Ⅱ-2</td><td>オフィスビル等の内他人から供給された熱に係るエネルギーを多く利用している事業所</td><td>6 %</td><td>15%</td><td>25%</td></tr><tr><td colspan="2">Ⅱ</td><td>工場等</td><td>6 %</td><td>15%</td><td>25%</td></tr></table>	区分			削減義務率			第一期	第二期	第三期	Ⅰ	Ⅰ-1	オフィスビル等	8 %	17%	27%	Ⅱ-2	オフィスビル等の内他人から供給された熱に係るエネルギーを多く利用している事業所	6 %	15%	25%	Ⅱ		工場等	6 %	15%	25%
区分						削減義務率																						
			第一期	第二期	第三期																							
Ⅰ	Ⅰ-1	オフィスビル等	8 %	17%	27%																							
	Ⅱ-2	オフィスビル等の内他人から供給された熱に係るエネルギーを多く利用している事業所	6 %	15%	25%																							
Ⅱ		工場等	6 %	15%	25%																							
24	削減義務量	特定地球温暖化対策事業所において、削減義務期間の間に、基準排出量に対して特定温室効果ガス年度排出量を削減しなければならない合計量を指す。削減義務期間の間の一年度ごとに基準排出量に削減義務率を乗じて得た量を当該削減義務期間において合計して計算される。																										
25	削減計画期間	制度全体の区切りであって、削減義務期間の基となる各期間を指す。第一計画期間は2010（平成 22）年度から 2014（平成 26）年度までの 5 か年度で、以降 5 か年度ごとの期間となる。																										
26	削減量口座簿	削減量口座簿は、本制度で利用できる超過削減量、オフセットクレジット及びその他ガス削減量を記録し、管理するシステムである。削減量口座簿には知事の管理口座、指定管理口座及び一般管理口座があり、超過削減量、オフセットクレジット及びその他ガス削減量の発行は、指定管理口座若しくは一般管理口座に行われる。また、排出量取引による超過削減量及びオフセットクレジットの取得や、義務充当等は、全て削減量口座簿上に記録される。																										
27	識別番号	超過削減量、オフセットクレジット及びその他ガス削減量について 1 t-CO ₂ ごとに付けられる番号を指す。識別番号の最初の 3 桁は地域コード、これ以外は単なる連番である。削減量口座簿の自身の管理口座に記録されているクレジット等の識別番号に加え、その種類や利用可能な 削減計画期間といったクレジット等の属性も参照することができる。																										

28	指定管理口座	指定地球温暖化対策事業者が特定温室効果ガス年度排出量を管理し、またこれに加えて特定地球温暖化対策事業者が基準排出量、排出上限量、超過削減量、オフセットクレジット及びその他ガス削減量を管理する口座を指す。第二計画期間以降、指定地球温暖化対策事業所の指定時に事業所単位で自動的に開設される。
29	指定地球温暖化対策事業者	指定地球温暖化対策事業所の所有事業者等を指す。原則所有事業者が該当するが、所有事業者及び当該事業所の事業活動に伴う温室効果ガスの排出について責任を有する者が所有事業者等届出書により知事に届け出た場合、当該届出者が該当する。
30	指定地球温暖化対策事業所	前年度の原油換算エネルギー使用量が 1,500kℓ以上となったことで、知事から指定を受けた事業所を指す。特定地球温暖化対策事業所の指定を受けていない間は、総量削減義務はかからない。
31	指定相当地球温暖化対策事業所	原油換算エネルギー使用量が年間合計 1,500kℓ以上となった事業所のうち、中小企業等が 1/2 以上所有する大規模事業所で知事から指定を受けた事業所を指す。総量削減義務はかからず、指定地球温暖化対策事業所に準じた対策を推進するものとする。
32	指定番号	指定地球温暖化対策事業所ごとに付けられた 4 桁の固有の番号を指す。
33	取得	移転の対となる概念。他の管理口座に記録されている超過削減量又はオフセットクレジットを減少させ、自らの管理口座においてそのクレジット等の増加の記録をすることを、クレジット等が増加する管理口座の側から表現したもの。
34	条例	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）を指す。
35	総量削減義務と排出量取引システム	削減量口座簿の機能に加え、本制度の管理に関する機能を総合的にまとめたシステムの名称。削減量口座簿に記録された情報の参照など、このシステムにおける指定管理口座又は一般管理口座若しくはその両方の口座簿利用者番号及び暗証番号の通知を受けたものは、当該口座の機能の利用が可能である。
36	その他ガス	特定温室効果ガス以外の温室効果ガスを指す。具体的には、非エネルギー起源二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化いおう（SF ₆ ）、三ふっ化窒素（NF ₃ ）を指す。
37	その他ガス削減量	特定地球温暖化対策事業所において、その他ガスの排出量が削減されたときに発行できるもの。その特定地球温暖化対策事業所の総量削減義務の履行に充てることはできるが、排出量取引の対象とはならない。
38	その他削減量	条例以外で認められた温室効果ガス排出量の削減量のうち規則で定めるものを指す。具体的には、グリーンエネルギー証書及び RPS 法新エネルギー等電気相当量を再エネクレジットにしたもの並びに埼玉連携クレジットが該当する。
た行		

39	大規模事業所	指定地球温暖化対策事業所の要件を満たす事業所を指す。
40	知事の管理口座	知事が制度運用のために用いる口座を指す。義務充当口座、抹消口座、他制度連携口座及び無効化口座から構成される。
41	超過削減量	特定地球温暖化対策事業所において、削減義務量を基に算定される値を超えて特定温室効果ガス排出量を削減したときに発行できるもので、排出量取引の対象となる。基準排出量から特定温室効果ガス年度排出量を減じて得た量（基準排出量の2分の1を上限とする。）のうち、基準排出量に削減義務率を乗じて得た量から義務充当を行ったその他ガス削減量を減じて得た量を超過した量を指す。
42	都外クレジット	都外削減量の通称。一定の条件を満たす都外の事業所等において特定温室効果ガス排出量が一定の水準以上削減されたときに発行されるもので、排出量取引の対象となる。
43	都外削減量	都外クレジットの正式名称（条例における用語）
44	特定一般管理口座	指定管理口座との間で超過削減量又はオフセットクレジットの移転ができる一般管理口座を指す。特定一般管理口座として指定管理口座と関連付けるには「一般管理口座開設申請書」又は「一般管理口座等に係る関連付け申請書」にて行う必要がある。指定管理口座から一般管理口座へ超過削減量を移転する場合、また一般管理口座から指定管理口座へ超過削減量又はオフセットクレジットを移転する場合は、事前に一般管理口座の口座名義人が届け出た特定一般管理口座（指定管理口座の口座名義人又は口座管理者のいずれかが口座名義人となっているものに限る。）を使用する必要がある。 なお、「一般管理口座等に係る関連付け」は2013（平成25）年1月1日付改正前の規則では、「特定一般管理口座の登録」手順と呼んでいた。
45	特定温室効果ガス	エネルギー起源二酸化炭素（燃料、熱又は電気の使用に伴って排出されるもの）を指す。
46	特定地球温暖化対策事業者	特定地球温暖化対策事業所の所有事業者等を指す。原則所有事業者が該当するが、所有事業者及び当該事業所の事業活動に伴う温室効果ガスの排出について責任を有する者が所有事業者等届出書により知事に届け出た場合、当該届出者が該当する。
47	特定地球温暖化対策事業所	指定地球温暖化対策事業所のうち、3年度（年度の途中から当該事業所の使用が開始された場合にあっては、当該年度を除く3年度）連続して原油換算エネルギー使用量が1,500k0以上となったことで、指定を受けた事業所を指す。総量削減義務がかかる。
48	トップレベル事業所認定基準	トップレベル事業所（条例における用語では、優良特定地球温暖化対策事業所）として認定するための基準を指す。トップレベル事業所は、削減義務率が1/2に、準トップレベル事業所は3/4に軽減される。
49	都内削減量	都内中小クレジットの正式名称（条例における用語）
50	都内中小クレジット	都内削減量の通称。一定の条件を満たす都内の指定地球温暖化対策事業所以外の事業所等において特定温室効果ガス排出量が削減されたときに発

		行できるもので、排出量取引の対象となる。
51	取引参加者	特定地球温暖化対策事業者、指定地球温暖化対策事業者及びそれ以外で取引への参画を希望する事業者を指す。
な行		
は行		
52	排出上限量	削減義務期間の間に排出することが許される上限の量を指す。削減義務期間の各年度の基準排出量を合計して得た量から削減義務量を減じて計算される。
53	排出削減量	削減義務期間の各年度の基準排出量を合計して得た量から排出総量を減じて得た量を指す。
54	排出総量	特定地球温暖化対策事業所における特定温室効果ガス年度排出量の削減義務期間における合計を指す。
55	排出量取引	超過削減量及びオフセットクレジットの取得及び移転と、それに伴う諸手続を指す。
56	発行	知事が、削減量口座簿において、それまで記録されていなかった超過削減量、オフセットクレジット及びその他ガス削減量を指定管理口座若しくは一般管理口座に増加を記録することを指す。
57	バンキング	当該計画期間に発行された超過削減量、オフセットクレジット及びその他ガス削減量をその期間の義務充当に利用せず、翌計画期間の義務充当に利用するために指定管理口座又は一般管理口座で保有し続けることを指す。
58	振替	取得及び移転を指す。
59	振替可能削減量	条例における用語で、超過削減量及びオフセットクレジットを指す。
ま行		
60	見積受付登録事業者	クレジット等の売買の見積りを行う者として、事業者自らが削減量口座簿に登録した者を指す。
61	無効化	クレジットを本制度の義務充当に利用できない状態にすることを指す。
62	目標設定型排出量取引制度	埼玉県が実施している制度。県が一律の削減目標を決め、大規模事業者は排出量取引を含む、県が定める方法により、削減計画期間において目標を達成することが求められる。
や行		
ら行		
63	連携県等削減量	埼玉連携クレジットの正式名称（条例における用語）
わ行		

第2章 よくある質問と回答

● 総量削減義務と排出量取引制度について

Q1. 特定地球温暖化対策事業者である。計画期間は5年間ということだが、義務履行はどのように行えばよいか。

自らの事業所の削減対策の実施に加えて、排出量取引によりクレジットを取得して削減義務を達成する事業者は、地球温暖化対策計画書による排出実績の報告とともに、義務履行期限（計画期間の終了年度の翌々年度の9月末日）までに「義務充当口座のクレジット等」を「事業所の排出総量」から「排出上限量」を差し引いた量に見合う量とする必要がある。（第2部第1章3(2)）

自らの事業所の削減対策のみにより削減義務を達成できた事業者は、その実績を地球温暖化対策計画書により報告すればよい。このときは、上記の措置は必要ない。

Q2. 同一法人で複数の対象事業所を所有している。排出量が増加する事業所と減少する事業所があるが、合計して削減義務を達成していれば、それでよいか。

削減義務は、法人ごとではなく、対象事業所ごとに達成しているかどうか判断される。質問の場合には、同一法人内の事業所であっても、排出量取引を行うことが必要となる。

具体的には、①最低一つの一般管理口座の開設を受け、②削減義務を超えて削減を達成している事業所の超過削減量を、その指定管理口座に発行後、③①の一般管理口座を経由して、④削減義務を達成できていない事業所の指定管理口座に移転しておく、ことが必要である。

なお、この場合の排出量取引において、対価の支払がある必要は特にない。

● 削減量口座簿について

Q3. 指定管理口座と一般管理口座の違いは何か。

最大の違いは、管理口座に記録されたクレジット等の財産権性を認識するか、しないかである。

指定管理口座は、知事が指定地球温暖化対策事業所ごとに開設する口座である。指定管理口座に記録される超過削減量、オフセットクレジット及びその他ガス削減量は、行政上の義務履行に係る記録（数値）であって、口座名義人の財産ということではない。

一般管理口座は、取引参加者からの申請に基づき知事が開設する口座である。一般管理口座に記録される超過削減量及びオフセットクレジットは口座名義人の財産として認識できる。（第2部第2章2(3)）

Q4. 指定地球温暖化対策事業者ではない個人だが、口座の開設を受けることはできるか。

オフセットクレジットの発行を受けることができる者である場合は、一般管理口座の開設を受けることができるほか、口座管理者や一般管理口座の口座名義人（個人）について相続があ

った場合の相続人についても開設を受けることが可能である。(第2部第3章3(1))

Q5. 指定地球温暖化対策事業者ではない法人だが、口座の開設を受けることはできるか。

指定地球温暖化対策事業所以外の事業者であっても、法人であれば一般管理口座を開設できる。ただし、外国法人の場合は、国内に事務所、営業所等があることが条件となる。(第2部第3章3(1))

Q6. 一般管理口座は、同一法人の場合1つしか開設を受けることができないのか。

指定地球温暖化対策事業者及び口座管理者は、一般管理口座を原則として自らが口座名義人又は口座管理者となっている指定管理口座と同じ数まで開設を受けることができる。それ以外の取引参加者は、開設できる口座は原則として1口座のみに限られている。いずれの場合も、特別の事情があると認められる場合は、開設上限数を超えて口座の開設を受けることができる。(第2部第3章3(1))

Q7. 指定地球温暖化対策事業所だが、排出量取引は予定していない。一般管理口座の開設を受けなければいけないのか。

一般管理口座の開設は任意であるため、超過削減を達成している場合には、排出量取引やクレジットの無効化を予定していなければ開設は不要である。(第2部第3章3(1))

ただし、削減義務量に対して削減が不足している場合には、必ず開設を受ける必要がある。

Q8. 指定地球温暖化対策事業者の指定管理口座に関する手続を第三者が行うことはできるか。

「口座管理者登録(登録抹消)申請書」を提出し、口座管理者を登録すれば、可能である。このとき、口座名義人は指定地球温暖化対策事業者のままであるが、指定管理口座に関する手続を、指定地球温暖化対策事業者に代わって行うことができる。口座管理者は、指定地球温暖化対策事業者の中から選任しても、第三者を選任しても構わない。(第2部第2章2(3)カ)

Q9. 同一の者が、複数の指定地球温暖化対策事業所の口座管理者になることはできるか。

同一の者が、複数の指定地球温暖化対策事業所の口座管理者を兼ねることについて、制限は特にない。

なお、この例のように同一の者が複数の指定地球温暖化対策事業所の口座管理者を兼ねる場合、当該指定地球温暖化対策事業所同士の取引を行うことなどにより双方代理に該当する可能性があるため、口座管理者登録(登録抹消)申請書は、口座管理者が双方代理となることについての承諾書を兼ねる申請書となっている。したがって、口座管理者の利益相反等が懸念される場合は、口座管理者として登録しようとしている者と事前に調整する必要がある。(第2部第2章2(3)カ)

● **事業者の状況変更と削減量口座簿について**

Q10. 指定地球温暖化対策事業者(法人)の代表者の変更があった。口座名義人を変更するにはどうすればよいか。

指定地球温暖化対策事業者の氏名又は住所が変更となった場合、「指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書」を提出する必要がある。指定管理口座に関する書類を提出する必要はない。また、指定地球温暖化対策事業者が開設を受けている一般管理口座については「指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書」により当該一般管理口座の口座名義人情報も変更される。（第2部第3章2(2)）

Q11. 指定地球温暖化対策事業者が変更となった。口座名義人を変更するにはどうすればよいか。

口座名義人が変更になる際、指定地球温暖化対策事業者の変更を届出すれば、指定管理口座に関する書類を提出する必要はない。新たな指定地球温暖化対策事業者は、新たに一般管理口座の開設を申請するか、既に一般管理口座を開設している場合は、当該指定管理口座と関連付けすることができる。（第2部第3章2(2)、第2部第3章3(1)及び(5)）

Q12. 削減義務を負っている企業であるが、他の企業と合併し、消滅することとなった。管理口座に記録されているクレジット等はどのようになるか。

指定管理口座にあるクレジット等は、企業合併により口座名義人が変更されても、特に移転することなどはない。その管理権は、合併後の存続会社に引き継がれる。

一般管理口座にあるクレジットは、合併後の存続会社に承継される。合併後の存続会社が、合併の事実を証する書類を添えて移転申請をすることにより、消滅会社の一般管理口座から存続会社の一般管理口座にクレジットを移転することができる。通常の移転申請では、クレジットを移転する口座（クレジットが減少する口座）の口座名義人（この場合は、消滅会社）しか申請できないが、この場合は例外的に、クレジットを取得する口座（クレジットが増加する口座）の口座名義人（この場合は、存続会社）が申請することができる。

Q13. 削減義務を負っている企業が破産（解散）した場合、管理口座に記録されているクレジット等はどのようになるか。

指定管理口座及び一般管理口座にあるクレジット等は、その口座名義人が破産（解散）したとしても、特に移転することなどはない。その管理権は、破産管財人又は清算会社（清算人）に引き継がれる。

Q14. 指定管理口座に超過削減量の発行を受けた後、一般管理口座に移転する前に、削減義務対象事業所の所有者が交代した。超過削減量はどのように取り扱われるか。

指定管理口座に記録されているクレジット等は、その口座名義人（削減義務者）が交代しても、特に移転することなどはない。その管理権は、新たな口座名義人（削減義務者）に引き継がれる。したがって、新たな所有者（口座名義人、削減義務者）は、自らの一般管理口座に超過削減量を移転することもできるし、旧所有者の一般管理口座と関連付けを行っていた場合は、旧所有者への移転も可能である。

旧所有者がクレジットの保有を希望する場合、Q15 のように所有者が交代する前に自らの一般管理口座に移転しておくことも考えられるが、所有権等の譲渡の際に指定管理口座上のクレジットの帰属についてもあらかじめ合意しておくことが望ましい。

Q15. 指定管理口座に超過削減量の発行を受け、これを一般管理口座に移転した後、削減義務対象事

業所の所有者が交代した。超過削減量はどのように取り扱われるか。

一般管理口座に記録されているクレジット等は、もはや指定管理口座との関係はなく、その一般管理口座の口座名義人の所有物と考えるので、対象事業所の所有者（削減義務者）が交代しても、その影響は受けず、特に移転することなどはない。

したがって、新たな所有者（口座名義人、削減義務者）は、超過削減量が移転された状態で削減義務を引き継ぐこととなる。

● 削減量口座簿に記録される情報について

Q16. 削減量口座簿において、クレジット等の質権の記録をすることはできるか。

削減量口座簿において、質権の設定を記録することはできない。また、制度上、質権設定等について、その他の対抗要件の具備方法を設けることも予定していない。

Q17. 削減量口座簿において、クレジット等の信託の記録をすることはできるか。

削減量口座簿において、信託の記録をすることはできない。また、仮に削減量口座簿に信託の記録ができたとしても、そのことにより信託の対抗要件が具備されるか、東京都の排出量取引制度におけるクレジットが信託法第14条に規定する「登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない財産」にあたるかどうかについて法的な整理はされていない。

Q18. 一つの特定地球温暖化対策事業所における複数の特定地球温暖化対策事業者の間の負担の分担を明確にするため、削減量口座簿において、一部の特定地球温暖化対策事業者の削減不足分をマイナスのクレジットとして記録することはできるか。

本制度においては、「マイナスのクレジット」という概念は存在せず、削減量口座簿において、そのような記録をすることはできない。

● 申請手続について

Q19. 削減義務量を超えて削減できた場合、自動的に超過削減量として指定管理口座に発行されるのか。

計画期間を通算して最終的に発行可能な量が確定した段階で、自動的に指定管理口座に発行される。なお、計画期間の途中で超過削減量の取引を行いたい場合等、任意のタイミングで発行を希望するときは、「振替可能削減量等発行等申請書」を提出し、指定管理口座への発行を受けることも可能である。（第2部第3章4(1)）

Q20. 指定管理口座に発行した超過削減量を他事業者へ売却する場合に必要な申請はどのようなものか。

まず、指定管理口座の超過削減量を受け取る一般管理口座の関連付け申請を行う必要がある。一般管理口座の開設を受けていない場合には「一般管理口座開設申請書」を、一般管理口座を開設済みの場合には「一般管理口座等に係る関連付け申請書」を東京都へ提出する。次に、「振替可能削減量振替申請書」に所定の書類を添付したものを東京都へ提出して、指定管理口座の

超過削減量を自らの一般管理口座へ移転する。最後に、「振替可能削減量振替申請書」を提出して、売却先の事業者の一般管理口座へ移転する必要がある。(第2部第3章3(1)及び(5)並びに第2部第3章5)

Q21. 一般管理口座の開設を受けた後に、一般管理口座間や、一般管理口座から指定管理口座へ超過削減量及びオフセットクレジットを移転する場合に、必要な申請はどのようなものか。

一般管理口座間や、一般管理口座から指定管理口座へクレジットを移転する場合には、クレジットの移転元となる口座の名義人が「振替可能削減量振替申請書」を提出する必要がある。

一般管理口座から指定管理口座へクレジットを移転する場合、事前に「一般管理口座等に係る関連付け申請書」にて、指定管理口座へ超過削減量等を受け渡す一般管理口座を関連付ける手続を行うこと。なお、一般管理口座の開設申請の際に、一般管理口座開設申請書で一般管理口座等に係る関連付け申請を行うことができる。

(第2部第3章5)

● **排出量取引について**

Q22. 他の事業者と排出量取引を行いたい、どのような流れで行えばよいか。

取引先を見つける方法として、民間の取引仲介事業者又はグリーンエネルギー証書を発行している事業者へ問い合わせる方法が考えられる。これらの事業者のうち、取引相手を探す機会を事業者に提供することを目的として東京都が毎年度開催している「マッチングフェア」においてブース出展を行った事業者の情報については、東京都環境局のホームページ上で公表されている。

また、一般管理口座の開設を受けると閲覧可能になる「見積受付登録事業者照会」の機能を利用して取引先を見つけることも可能である。この機能は、削減量口座簿上にクレジット等の売買の意向を自由に記載し、登録することができるいわば掲示板機能である。上記の方法で取引先の候補を挙げたら、見積、契約を個別に行い、契約締結後、決済を行う。その際、売り手側の事業者は東京都に「振替可能削減量振替申請書」を提出する必要がある。(第2部第3章5及び参考資料)

Q23. 排出量取引の価格はどのように決めればよいか。

排出量取引の価格は、一般に取引される商品と同様、取引する当事者同士の交渉・合意により決定されるものである。都が公表する情報やそれまでに行われた取引の事例を参考とするほか、複数の事業者に見積を取ってみることなどが考えられる。

なお、同一法人内の取引の場合など、無償で取引することも自由である。

Q24. 排出量取引は無償で行ってもよいか。

東京都は、取引価格について制約をかけることはなく、無償で取引することも自由である。同一法人である場合のほか異なる法人間であっても、双方の合意さえあれば、無償取引できる。

Q25. 取引相手に自らの管理口座内にクレジットを保有していることを示す方法はあるか。

東京都は管理口座ごとに記録されているクレジット等の量について公表は行わないため、口

座名義人は、管理口座に記録されている事項について、削減量口座簿の情報参照画面を自ら印刷するか、東京都から「削減量口座簿記録事項証明書」の交付を受ける（ただし、一通あたり400円の手数料の支払いが必要）、又は東京都が環境局ホームページで公表しているクレジット等の発行情報を示すことにより、第三者に対する証明を行うことが想定できる。

Q26. 特定地球温暖化対策事業者ではないが、指定管理口座の口座管理者である。この場合、グリーンエネルギー証書に基づく再エネクレジットの発行を受けることはできるか。

特定地球温暖化対策事業者ではない者は、グリーンエネルギー証書に基づく再エネクレジットの発行を受けることはできない。したがって、特定地球温暖化対策事業者ではない指定地球温暖化対策事業者や口座管理者は、グリーンエネルギー証書に基づく再エネクレジットの発行申請を行うことはできない。

Q27. 東京都の排出量取引におけるクレジットをCSRに利用したいが、そのようなことを削減量口座簿に記録（クレジットの無効化）することは可能か。

2017（平成29）年度に実施した規則改正により、クレジットを無効化する（＝義務充実に利用できない状態にする）手続及び削減量口座簿への記録の方法についての規定が設けられたため、クレジットの環境価値を本制度の義務履行以外に活用し、その旨を削減量口座簿に記録することが可能になった。したがって、無効化の手続を経れば、クレジットをCSRに利用し、削減量口座簿に記録することも可能である。（第2部第3章9）

Q28. 東京都の排出量取引における会計及び税の取扱いについて知りたい。

会計の取扱いの例については、「東京都環境確保条例に基づく総量削減義務と排出量取引制度の会計処理に関する基本的考え方」に記載している。税の取扱いについては、東京国税局から回答の得られた内容について制度ホームページで公開している。税務申告等において不明点があれば、東京国税局又は各税務署に問い合わせることができる。

● **他の制度との関係について**

Q29. J-クレジット制度でクレジットの認証を受けている。東京都の制度でこのクレジットは利用できるか。

J-クレジット制度等国が実施している制度において認められた削減量を、そのまま本制度で利用することはできない。ただし、東京都の制度における都内中小クレジット又は都外クレジットの条件に合えば、J-クレジット等の認証・利用と同時に、東京都制度のクレジットの認定・発行を受けることができる。

Q30. 削減義務の対象事業所であるが、J-クレジット制度で排出削減事業者としてクレジットの認証を受け、他者（大企業等）がこれを自主行動計画の目標達成等に活用している。東京都の制度への影響はあるか。

J-クレジット制度等国が実施している制度は、罰則を伴う削減義務がない制度なので、それらの制度の中で削減量の価値を移転していても、本制度で算定する排出量、削減量の量には影響しないものとする。したがって、質問の場合も、削減義務対象事業所が自らの排出量をJ-ク

レジットの移転分増加するよう算定するなどの必要はない。

なお、将来、削減義務のある制度が国として導入されたときは、制度全体の調整の中で、改めて取扱いを整理する。

Q31. 東京都と埼玉県とがそれぞれの排出量取引制度について連携していると聞いたが、具体的にはどのようなことか。

東京都と埼玉県とは、2010（平成 22）年 9 月 17 日付で「キャップ&トレード制度の首都圏への波及に向けた東京都と埼玉県との連携に関する協定」を締結した。この協定において、「両都県における相互のクレジット取引を可能にするなど、制度設計及び運営において連携・協力する」としている。具体的には、東京都及び埼玉県で創出されるクレジット等のうち超過削減量及び都内（県内）中小クレジットを、両都県の排出量取引に利用することができる。（第 2 部第 1 章 4(5)）

第1号様式 振替可能削減量等の発行等に係る情報の公表について

(関連 HP https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/hakkou.html)

第1号様式（総量削減義務と排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン）

振替可能削減量等の発行等に係る情報の公表について 年 月 日 住 所 氏 名 法人にあっては名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地 私は、振替可能削減量等の無効化に係る情報の公表等について、下記のとおり申告します。 記 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">口座番号</th> <th rowspan="2">振替可能削減量の認定 (認証) 番号^{※1}</th> <th colspan="3">公表希望の有無（いずれか一つに○をつけてください。）</th> </tr> <tr> <th>口座番号 名称^{※2}</th> <th>振替可能削減 量等の種類</th> <th>振替可能削減 量等の発行の量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td>希望する 希望しない</td><td>希望する 希望しない</td><td>希望する 希望しない</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td>希望する 希望しない</td><td>希望する 希望しない</td><td>希望する 希望しない</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td>希望する 希望しない</td><td>希望する 希望しない</td><td>希望する 希望しない</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td>希望する 希望しない</td><td>希望する 希望しない</td><td>希望する 希望しない</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td>希望する 希望しない</td><td>希望する 希望しない</td><td>希望する 希望しない</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td>希望する 希望しない</td><td>希望する 希望しない</td><td>希望する 希望しない</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td>希望する 希望しない</td><td>希望する 希望しない</td><td>希望する 希望しない</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td>希望する 希望しない</td><td>希望する 希望しない</td><td>希望する 希望しない</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td>希望する 希望しない</td><td>希望する 希望しない</td><td>希望する 希望しない</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td>希望する 希望しない</td><td>希望する 希望しない</td><td>希望する 希望しない</td></tr> </tbody> </table> ※1 超過削減量及びその他ガス削減量については記入不要 ※2 指定管理口座の場合は事業所の名称、一般管理口座の場合は口座名義人の名称を公表 （日本産業規格A列4番）					口座番号	振替可能削減量の認定 (認証) 番号 ^{※1}	公表希望の有無（いずれか一つに○をつけてください。）			口座番号 名称 ^{※2}	振替可能削減 量等の種類	振替可能削減 量等の発行の量			希望する 希望しない	希望する 希望しない	希望する 希望しない			希望する 希望しない	希望する 希望しない	希望する 希望しない			希望する 希望しない	希望する 希望しない	希望する 希望しない			希望する 希望しない	希望する 希望しない	希望する 希望しない			希望する 希望しない	希望する 希望しない	希望する 希望しない			希望する 希望しない	希望する 希望しない	希望する 希望しない			希望する 希望しない	希望する 希望しない	希望する 希望しない			希望する 希望しない	希望する 希望しない	希望する 希望しない			希望する 希望しない	希望する 希望しない	希望する 希望しない			希望する 希望しない	希望する 希望しない	希望する 希望しない
口座番号	振替可能削減量の認定 (認証) 番号 ^{※1}	公表希望の有無（いずれか一つに○をつけてください。）																																																												
		口座番号 名称 ^{※2}	振替可能削減 量等の種類	振替可能削減 量等の発行の量																																																										
		希望する 希望しない	希望する 希望しない	希望する 希望しない																																																										
		希望する 希望しない	希望する 希望しない	希望する 希望しない																																																										
		希望する 希望しない	希望する 希望しない	希望する 希望しない																																																										
		希望する 希望しない	希望する 希望しない	希望する 希望しない																																																										
		希望する 希望しない	希望する 希望しない	希望する 希望しない																																																										
		希望する 希望しない	希望する 希望しない	希望する 希望しない																																																										
		希望する 希望しない	希望する 希望しない	希望する 希望しない																																																										
		希望する 希望しない	希望する 希望しない	希望する 希望しない																																																										
		希望する 希望しない	希望する 希望しない	希望する 希望しない																																																										
		希望する 希望しない	希望する 希望しない	希望する 希望しない																																																										

第2号様式 振替可能削減量記録移転(クレジットの無効化)に係る情報の公表等について

(関連 HP https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/mukouka.html)

第2号様式

振替可能削減量記録移転（クレジットの無効化） に係る情報の公表等について

年 月 日

住 所
氏 名

〔法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地〕

私は、クレジットの無効化に係る情報の公表等について、下記のとおり申告します。

記

1 無効化の申請を行ったものに関する情報の公表

口座番号の公表	希望する・希望しない
口座名義人の名称の公表	希望する・希望しない

2 用途等に関する情報

用途についての公表	希望する・希望しない
	【用途】 1 カーボン・オフセット（イベントのオフセット） 2 カーボン・オフセット（製品のオフセット） 3 カーボン・オフセット（その他） 4 その他（ ）

【無効化の目的】

- ※ 無効化を行ったクレジットの種類ごとの合計量（t-CO₂）、シリアル番号及び有効期限並びに無効化を行った時期については必ず公表されます。
- ※ 公表希望については、各欄の「希望する・希望しない」いずれか1つに○をつけてください。
- ※ 用途について、1～4のいずれか1つに○をつけてください。その他の括弧内に記載した内容は公表されません。
- ※ 無効化の目的については、200文字以内で御記載ください。都からの通知書にそのまま転載されるので御注意ください。

（日本産業規格A列4番）

第3号様式 クレジット記録移転通知書（無効化証書）

第3号様式（総量削減義務と排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン）

東京都キャップ&トレード制度
クレジット記録移転通知書
（無効化証書）

殿

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21 の14 第3項の規定により、クレジットを知事の管理口座に移転いたしました。
これにより、以下のクレジットの無効化が行われたことを証します。

種類	数量	識別番号	有効期限
----	----	------	------

無効化の目的

年 月 日
東京都知事

（日本産業規格A列4番）

参考資料

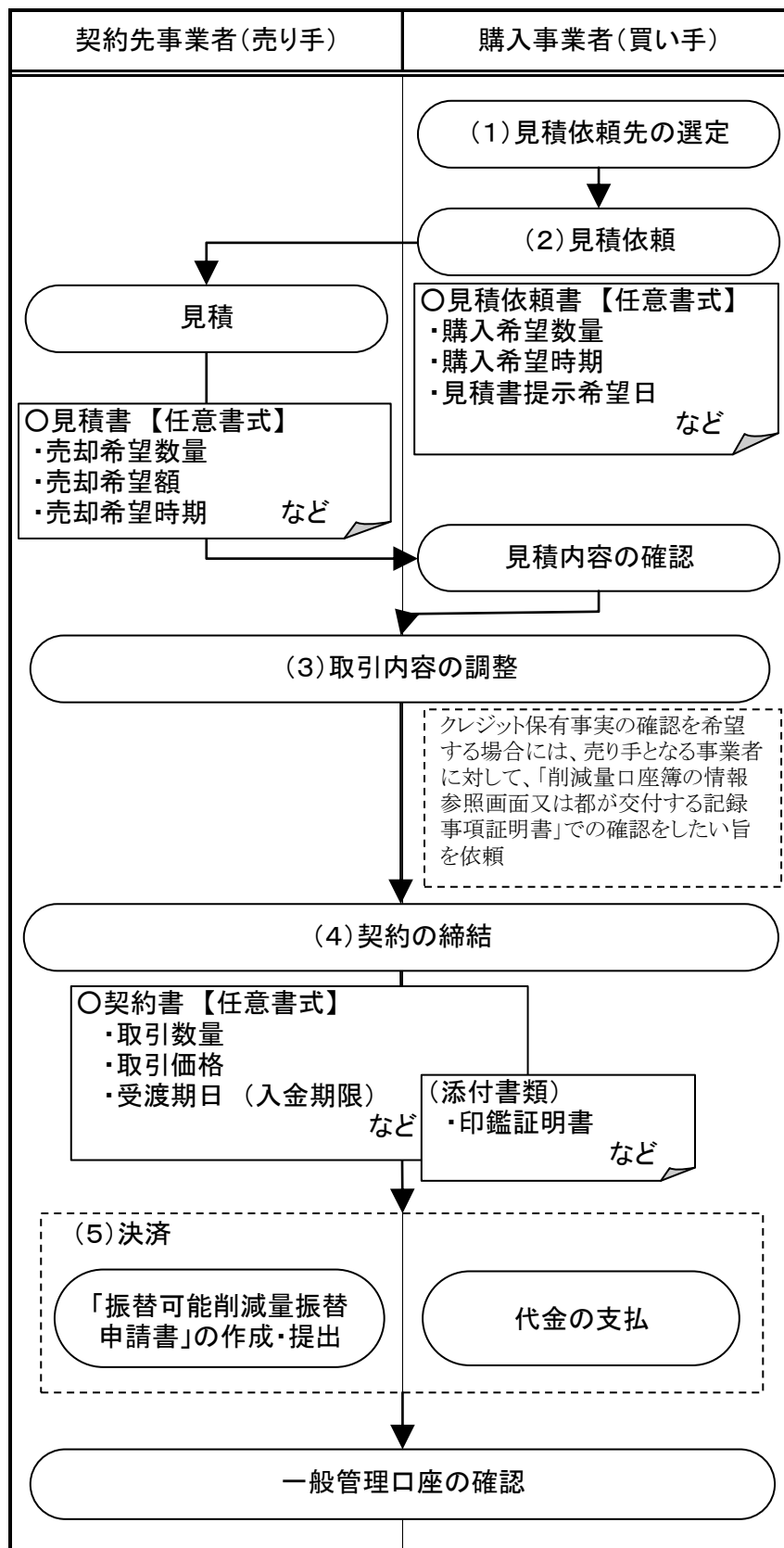
1 参考資料の位置づけ

参考資料では、取引参加者が本制度に基づく排出量取引を行うに当たって一般的に必要なとなる手続の流れを記載する。クレジットの購入の流れについては「2 クレジットの購入の流れ」に、売却の流れについては「3 クレジットの売却の流れ」にそれぞれ記載する。

なお、同一法人グループ内でクレジットを融通しあう場合など、ここで記載する手続を必ずしも要しない場面もあると思われるが、実態に即した方法で取引を実施していただきたい。

2 クレジットの購入の流れ

クレジットを購入するに当たっての流れを「図（参考）－1 クレジットの購入の流れ」に示す。



図（参考）－1 クレジットの購入の流れ

(1) 見積依頼先の選定

東京都では、毎年度開催する「マッチングフェア」に出展したクレジットの販売等を希望する事業者（取引仲介事業者やグリーンエネルギー証書の発行事業者を含む。）の名称や連絡先等について都環境局ホームページ上で公表している。

また、一般管理口座の開設を受けると閲覧が可能になる削減量口座簿上の「見積受付登録事業者照会」機能を通じて、クレジットの取引を希望し削減量口座簿上でその旨の掲載を希望する者（以下「見積受付登録事業者」という。）の情報を公表している。一般管理口座の開設を受けている者であれば、指定地球温暖化対策事業者や指定地球温暖化対策事業者以外で取引を希望する者など全ての取引参加者が、自らの名称や連絡先のほか、取引に関する希望等を任意に記載することが可能である。

クレジットの購入を希望する取引参加者は、これらの情報を利用して自らのニーズにあった見積依頼先を選択することができる。

なお、マッチングフェアに出展したことのある事業者及び見積受付登録事業者は、一般管理口座開設の資格要件に該当する者ではあるが、東京都から信用性等についての評価を得た事業者ということではなく、削減量口座簿上の公表内容も東京都による審査を経たものではない。

(2) 見積依頼

ア 見積依頼時の連絡事項

購入事業者は、見積依頼先として選定した事業者（以下「見積依頼先事業者」という。）にクレジットの購入価格の見積を依頼する。その際には、次のような事項を明示して複数の事業者から見積をとることが望ましい。

購入希望数量	（ t-CO ₂ 単位）
購入希望時期	
見積書提示希望日	
補足事項	（購入を希望するクレジットの種類や有効期限など）
連絡先	

イ 見積結果受領時の確認事項

見積依頼先事業者から送付されてくる見積書には、通常次のような事項が記載されているため、購入事業者は、その内容を確認する。

売却希望額	
売却可能時期	
補足事項	（追記した補足事項に対する回答等）
見積書有効期間	

(3) 取引内容の調整

購入事業者は、見積書の内容をもとに、いずれの見積依頼先事業者からクレジットを購入するかを決定する。クレジットを購入したい旨を連絡し、事業者間で取引内容（クレジット種類、有効期限、数量、取引価格等）を調整する。

(4) 契約の締結

取引内容が調整できれば、実際に契約を締結する。契約にあたっては、双方の意思確認のために、次のような事項を記載した契約書の作成及び印鑑登録証明書原本の取り交わし等を行うことになる。

なお、契約先事業者がその一般管理口座にクレジットを有していることについては、削減量口座簿の情報参照画面又は東京都が交付する削減量口座簿記録事項証明書により確認することができる。ただし、この情報参照画面の表示又は削減量口座簿記録事項証明書の交付申請は、その口座の口座名義人でなければならないので、購入事業者は、契約先事業者に依頼する必要がある。

● 契約書への記載事項（例）

取引数量

代金

代金支払総額

クレジットの種類

クレジットの識別番号

クレジットの有効期間

削減計画期間

代金支払期限

受渡期日（入金期限、クレジットの移転日）

● 契約書締結時の確認事項（例）

<クレジットの購入事業者情報>

一般管理口座の口座名義人氏名（法人の場合は名称）

一般管理口座の口座番号

金融機関の決済口座名義

金融機関の決済口座番号

<契約先事業者情報>

一般管理口座の口座名義人氏名（法人の場合は名称）

一般管理口座の口座番号

金融機関の決済口座名義

金融機関の決済口座番号

なお、東京都が振替可能削減量振替申請書を受理してから移転手続が完了するまでに要する日数を考慮する必要があるため、余裕を持って契約を締結することが望ましい。

(5) 決済

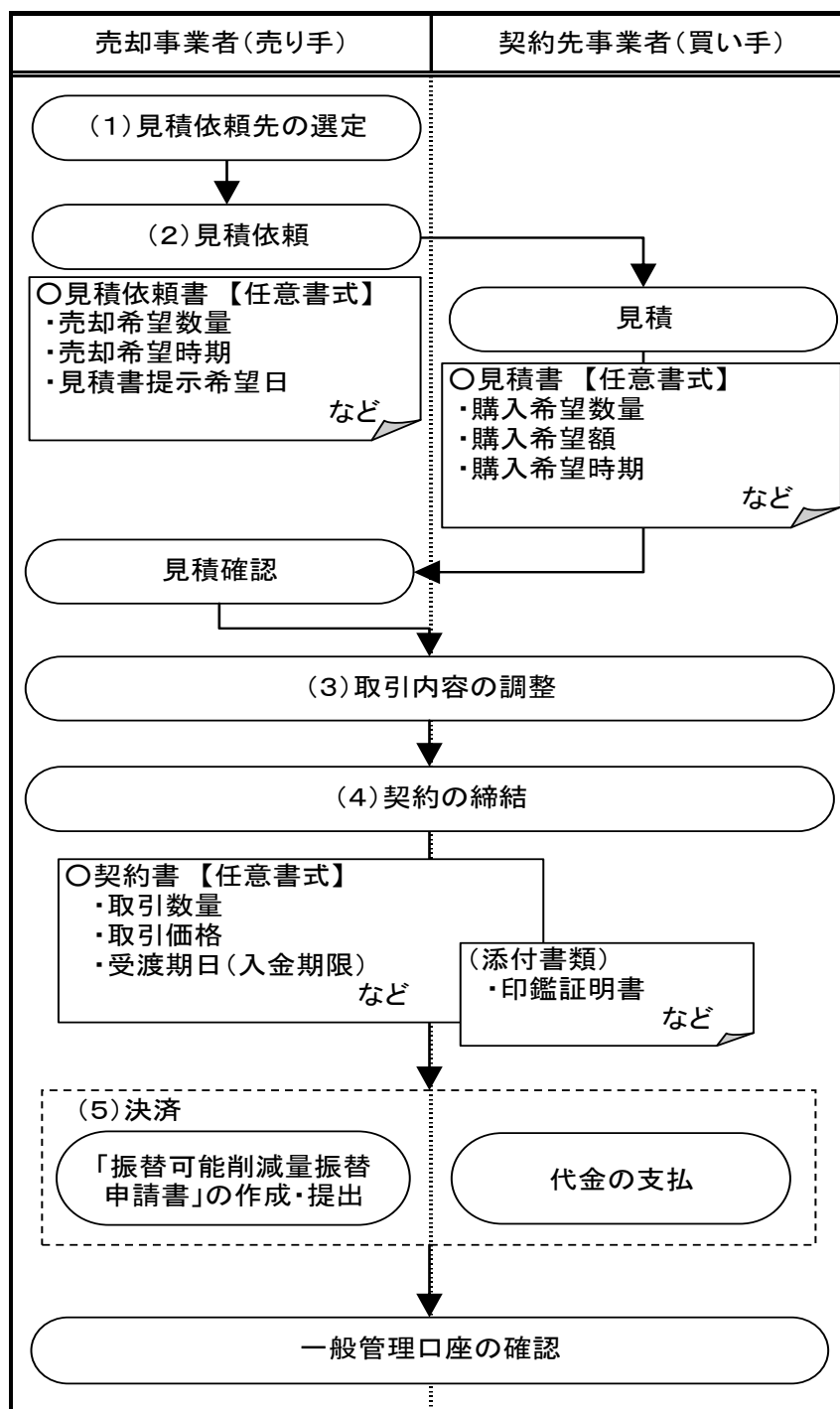
購入事業者は、契約締結の完了後、所定の期日までに、クレジットの購入代金を契約先事業者が指定する金融機関の決済口座に払い込む。支払が完了したらその旨を契約先事業者に連絡する。

また、クレジットの移転については、購入事業者ではなく、売り手である契約先事業者が「振替可能削減量振替申請書」に必要事項を記入の上、添付書類とともに東京都へ提出することとなる。東京都による「振替可能削減量振替申請書」の審査完了後、契約先事業者（売り手）の一般管理口座上に「移転実行」ボタンが表示され、契約先事業者がこのボタンを押すと移転が完了する。購入事業者は、自らの一般管理口座の記録を参照することにより、クレジットが移転されたことを確認できる。クレジットの移転に関する手続の詳細は、「第2部第3章5 クレジットの移転申請」を参照すること。なお、契約条件によっては削減量口座簿上でのクレジットの移転が代金の支払が完了した後になる場合があるかもしれないが、決済手順についての制限は特にないため、事業者間で取り決めること。

3 クレジットの売却の流れ

(1) クレジットを売却する際の流れ

クレジットを売却するに当たっての流れを「図（参考）－2 クレジットの売却の流れ」に示す。



図(参考) - 2 クレジットの売却の流れ

(2) 見積依頼先の選定

クレジットの売却を希望する取引参加者は、削減量口座簿に記載されている情報を参照のうえニーズにあった見積受付登録事業者を選択する。

なお、「2 クレジットの購入の流れ」に記載のとおり、削減量口座簿を通じた見積受付登録事業者の公表に当たっては、一般管理口座の開設を受けている者であれば誰でも掲載することができる。したがって、見積受付登録事業者として削減量口座簿に掲載されている者は、一般管理口座開設の資格要件に該当するものであるが、東京都の信用性等についての評価を得た事

業者ということではない。

マッチングフェア出展者一覧が活用できること、削減量口座簿に掲載されていない事業者に見積を依頼しても差し支えないことも、クレジットの購入の場合と同様である。

また、クレジット等の発行を行う際に、発行量等の情報の公表を希望する旨を東京都へ届け出ることににより、東京都環境局のホームページ上でクレジット等の発行情報を公表することもできるため、公表情報をもとに連絡をしてきた事業者を見積依頼先として選択する方法も考えられる。

(3) 見積依頼

ア 見積依頼時の連絡事項

売却事業者は、見積依頼先事業者にクレジットの売却価格の見積を依頼する。その際には、次のような事項を明示して複数の業者から見積りをとることが望ましい。

売却希望数量	(t-CO ₂ 単位)
売却希望時期	
見積書提示希望日	
補足事項	(売却を希望するクレジットの種類や有効期限など)
連絡先	

イ 見積結果受領時の確認事項

見積依頼先事業者から送付されてくる見積書には、通常次のような事項が記載されているため、売却事業者は、その内容を確認する。

購入希望額	
購入可能時期	
補足事項	(追記した補足事項に対する回答等)
見積書有効期間	

(4) 取引内容の調整

売却事業者は、見積書の内容をもとに、いずれの見積依頼先事業者へクレジットを売却するかを決定する。クレジットを売却したい旨を連絡し、事業者間で取引内容（クレジット種類、有効期限、数量、取引価格等）を調整する。

(5) 契約の締結

取引内容が調整できれば、実際に契約を締結する。契約にあたっては、双方の意思確認のために、次のような事項を記載した契約書の作成及び印鑑登録証明書原本の取り交わし等を行うことになる。

なお、買い手である契約先事業者から、一般管理口座にクレジットを有していることについての証明を求められたときは、売却事業者は、削減量口座簿の情報参照画面を印刷し、又は東京都から削減量口座簿記録事項証明書の交付を受け、契約先事業者に示すことができる。

● 契約書への記載事項（例）
取引数量

代金
代金支払総額
クレジットの種類
クレジットの識別番号
クレジットの有効期間
削減計画期間
代金支払期限
受渡期日（入金期限、クレジットの移転日）

● 契約書締結時の確認事項（例）

＜クレジットの売却事業者情報＞

一般管理口座の口座名義人氏名（法人の場合は名称）
一般管理口座の口座番号
金融機関の決済口座名義
金融機関の決済口座番号

＜契約先事業者情報＞

一般管理口座の口座名義人氏名（法人の場合は名称）
一般管理口座の口座番号
金融機関の決済口座名義
金融機関の決済口座番号

なお、東京都が振替可能削減量振替申請書を受理してから移転手続が完了するまでに要する日数を考慮する必要があるため、余裕を持って契約を締結することが望ましい。

(6) 決済

購入事業者は、契約締結の完了後、所定の期日までに、クレジットの購入代金を契約先事業者が指定する金融機関の決済口座に払い込む。支払が完了したらその旨を契約先事業者に連絡する。

また、クレジットの移転については、売り手である売却事業者が「振替可能削減量振替申請書」に必要事項を記入の上、添付書類とともに東京都へ提出する。東京都による「振替可能削減量振替申請書」の審査完了後、売却事業者の一般管理口座上に「移転実行」ボタンが表示され、売却事業者がこのボタンを押すと移転が完了する。クレジットの移転に関する手続の詳細は、「第2部第3章5 クレジットの移転申請」を参照すること。なお、契約条件によっては代金の支払が削減量口座簿上でのクレジットの移転が完了した後になる場合があるかもしれないが、決済手続についての制限は特にないため、事業者間で取り決めること。

4 契約書の雛形

クレジットの売買を事業者間で行う際に取り交わす契約書の雛形が東京都環境局のホームページにて公開されている。雛形は参考として掲載するものであり、利用が義務付けられるものではない。

雛形を利用する場合においても、その内容を十分に確認の上、適宜個別の取引の状況に応じて必要な修正を加えられたい。

■振替可能削減量売買契約書雛形の掲載先 URL

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/trade/index.html